



---

---

労働政策研究報告書 No. 226

2023

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

---

---

---

---

# 労働審判及び裁判上の和解における 雇用終了事案の比較分析

# 労働審判及び裁判上の和解における 雇用終了事案の比較分析

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

## ま え が き

本報告書は、厚生労働省の要請を受けて当機構が実施した「労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較分析」に関する調査研究結果を取りまとめたものである。

本調査研究においては、裁判所で行われる労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案を対象とし、労働者の属性（性別、年齢、雇用形態、職種、勤続期間、役職、給与形態と給与形態別賃金額、賃金月額）、企業の属性（業種、従業員数）、時間的コスト（制度利用に係る期間、解決に要した期間）、弁護士及び他の紛争解決機関の利用、事案の内容、請求事項と請求金額、解決内容と解決金額（実額、月収表示）等について比較統計分析を行っている。また、上記諸要素間のクロス分析を行い、解決金額に影響を与える要因を探っている。

本報告書が多くの人々に活用され、今後の労働法政策に関わる政策論議に役立てば幸いである。

2023年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 樋口 美雄

## 研究担当者

氏名	所属
はまぐち けいいちろう 濱口 桂一郎	労働政策研究・研修機構 労働政策研究所長
ふじさわ みほ 藤澤 美穂	労働政策研究・研修機構 統括研究員

本報告書の執筆は、濱口が担当した。

## 目次

<b>第1章 調査研究の概要</b> .....	1
I 政策的背景—解雇の金銭解決制度をめぐる政策の推移.....	1
1 日本の解雇法制の概観.....	1
2 法改正時における解雇の金銭解決救済制度の検討.....	2
(1) 2003年労働基準法改正時の検討.....	2
(2) 2007年労働契約法立法時の検討.....	3
3 近年における解雇の金銭救済制度の検討.....	4
(1) 透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会.....	4
(2) 解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会.....	6
(3) 労働政策審議会の審議.....	7
II 先行調査研究.....	7
1 第1期JILPT研究.....	7
(1) 弁護士アンケート調査による和解金水準.....	7
(2) 裁判所データによる和解金水準.....	8
2 第2期JILPT研究.....	9
3 東大社研調査.....	9
4 第3期JILPT研究（平成調査）.....	10
III 令和調査の概要.....	11
1 第5期JILPT研究（令和調査）.....	11
2 調査の基本構造.....	11
3 調査項目.....	12
<b>第2章 労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較統計分析</b> .....	16
第1節 単純集計.....	16
I 労働者の属性.....	16
1 労働者の性別.....	16
(1) 裁判上の和解.....	17
(2) 労働審判.....	17
2 労働者の年齢.....	17
(1) 裁判上の和解.....	18
(2) 労働審判.....	18
3 労働者の職種.....	18
(1) 裁判上の和解.....	19
(2) 労働審判.....	19
4 労働者の勤続期間.....	20
(1) 裁判上の和解.....	20

(2) 労働審判 .....	22
5 労働者の役職 .....	23
(1) 裁判上の和解 .....	24
(2) 労働審判 .....	25
6 労働者の雇用形態 .....	25
6-1 令和調査方式による雇用形態 .....	25
(1) 裁判上の和解 .....	26
(2) 労働審判 .....	26
6-2 雇用形態と給与形態 .....	27
(1) 裁判上の和解 .....	27
(2) 労働審判 .....	28
6-3 平成調査方式による雇用形態 .....	28
(1) 裁判上の和解 .....	28
(2) 労働審判 .....	29
7 労働者の給与形態と給与形態別賃金額 .....	29
7-1 給与形態の分布 .....	29
(1) 裁判上の和解 .....	30
(2) 労働審判 .....	30
7-2 時給労働者の時給額 .....	30
(1) 裁判上の和解 .....	31
(2) 労働審判 .....	31
7-3 日給労働者の日給額 .....	31
(1) 裁判上の和解 .....	31
(2) 労働審判 .....	32
7-4 月給労働者の月給額 .....	32
(1) 裁判上の和解 .....	32
(2) 労働審判 .....	33
7-5 年俸労働者の年俸額 .....	33
(1) 裁判上の和解 .....	34
(2) 労働審判 .....	34
7-6 時給労働者の週労働時間 .....	34
(1) 裁判上の和解 .....	35
(2) 労働審判 .....	35
8 労働者の賃金月額 .....	35
(1) 裁判上の和解 .....	36
(2) 労働審判 .....	37
9 賃金月額の規定要因 .....	39
9-1 性別と賃金月額 .....	39

(1) 裁判上の和解 .....	39
(2) 労働審判 .....	40
9-2 年齢と賃金月額 .....	41
(1) 裁判上の和解 .....	41
(2) 労働審判 .....	41
9-3 職種 .....	42
(1) 裁判上の和解 .....	42
(2) 労働審判 .....	43
9-4 勤続期間 .....	43
(1) 裁判上の和解 .....	43
(2) 労働審判 .....	44
9-5 役職 .....	44
(1) 裁判上の和解 .....	45
(2) 労働審判 .....	45
9-6 雇用形態 .....	46
(1) 裁判上の和解 .....	46
(2) 労働審判 .....	46
9-7 給与形態 .....	47
(1) 裁判上の和解 .....	47
(2) 労働審判 .....	48
9-8 企業規模 .....	48
(1) 裁判上の和解 .....	48
(2) 労働審判 .....	49
II 企業の属性 .....	49
1 企業の業種 .....	49
(1) 裁判上の和解 .....	50
(2) 労働審判 .....	51
2 企業規模（従業員数） .....	52
(1) 裁判上の和解 .....	53
(2) 労働審判 .....	55
III 時間的コスト .....	56
1 制度利用に係る期間 .....	56
(1) 裁判上の和解 .....	57
(2) 労働審判 .....	58
2 事案発生から制度利用までの期間（潜在期間） .....	59
(1) 裁判上の和解 .....	59
(2) 労働審判 .....	60
3 解決に要した期間 .....	60

(1) 裁判上の和解 .....	61
(2) 労働審判 .....	62
IV 弁護士及び他の紛争解決機関の利用 .....	63
1 弁護士の利用 .....	63
(1) 裁判上の和解 .....	64
(2) 労働審判 .....	64
2 他の紛争解決機関 .....	65
(1) 裁判上の和解 .....	65
(2) 労働審判 .....	65
3 労働組合 .....	65
(1) 裁判上の和解 .....	66
(2) 労働審判 .....	66
V 事案の内容 .....	66
1 雇用終了形態 .....	66
(1) 裁判上の和解 .....	67
(2) 労働審判 .....	68
2 雇用終了事由 .....	69
(1) 裁判上の和解 .....	69
(2) 労働審判 .....	70
VI 請求事項と請求金額 .....	71
1 請求事項 .....	71
(1) 裁判上の和解 .....	71
(2) 労働審判 .....	72
2 バックペイ請求額 .....	73
(1) 裁判上の和解 .....	73
(2) 労働審判 .....	74
3 残業代請求額 .....	74
(1) 裁判上の和解 .....	74
(2) 労働審判 .....	75
4 慰謝料請求額 .....	75
(1) 裁判上の和解 .....	75
(2) 労働審判 .....	76
5 請求金額 .....	76
(1) 裁判上の和解 .....	77
(2) 労働審判 .....	77
VII 解決内容と解決金額 .....	78
1 解決内容 .....	78
(1) 裁判上の和解 .....	79



(2) 労働審判 .....	80
2 解決金額 .....	80
(1) 裁判上の和解 .....	81
(2) 労働審判 .....	82
VIII 他の変数との関係における解決金額 .....	84
1 月収表示の解決金額 .....	85
(1) 裁判上の和解 .....	85
(2) 労働審判 .....	86
2 勤続期間当たりの解決金額 .....	87
(1) 裁判上の和解 .....	88
(2) 労働審判 .....	89
3 勤続期間当たりの月収表示の解決金額 .....	91
(1) 裁判上の和解 .....	91
(2) 労働審判 .....	92
第2節 クロス集計 .....	93
I 解決金額とのクロス集計 .....	93
1 労働者の性別 .....	93
(1) 裁判上の和解 .....	94
(2) 労働審判 .....	95
2 労働者の年齢 .....	96
(1) 裁判上の和解 .....	97
(2) 労働審判 .....	97
3 労働者の職種 .....	98
(1) 裁判上の和解 .....	98
(2) 労働審判 .....	99
4 労働者の勤続期間 .....	100
(1) 裁判上の和解 .....	101
(2) 労働審判 .....	102
5 労働者の役職 .....	103
(1) 裁判上の和解 .....	104
(2) 労働審判 .....	105
6 労働者の雇用形態 .....	106
(1) 裁判上の和解 .....	107
(2) 労働審判 .....	108
7 労働者の給与形態 .....	110
(1) 裁判上の和解 .....	110
(2) 労働審判 .....	111
8 労働者の賃金月額 .....	111

(1) 裁判上の和解 .....	112
(2) 労働審判 .....	113
9 企業の業種.....	115
(1) 裁判上の和解 .....	115
(2) 労働審判 .....	116
10 企業規模（従業員数） .....	116
(1) 裁判上の和解 .....	117
(2) 労働審判 .....	118
11 制度利用に係る期間 .....	118
(1) 裁判上の和解 .....	119
(2) 労働審判 .....	119
12 解決に要した期間 .....	120
(1) 裁判上の和解 .....	121
(2) 労働審判 .....	122
13 弁護士の利用 .....	123
(1) 裁判上の和解 .....	124
(2) 労働審判 .....	124
14 雇用終了形態 .....	125
(1) 裁判上の和解 .....	125
(2) 労働審判 .....	126
15 雇用終了事由 .....	127
(1) 裁判上の和解 .....	127
(2) 労働審判 .....	128
16 請求事項.....	128
(1) 裁判上の和解 .....	129
(2) 労働審判 .....	129
17 請求金額.....	130
(1) 裁判上の和解 .....	130
(2) 労働審判 .....	131
II 月収表示の解決金額とのクロス集計 .....	132
1 労働者の性別.....	132
(1) 裁判上の和解 .....	132
(2) 労働審判 .....	133
2 労働者の年齢.....	135
(1) 裁判上の和解 .....	135
(2) 労働審判 .....	136
3 労働者の職種.....	136
(1) 裁判上の和解 .....	137

(2) 労働審判 .....	137
4 労働者の勤続期間 .....	138
(1) 裁判上の和解 .....	138
(2) 労働審判 .....	140
5 労働者の役職 .....	141
(1) 裁判上の和解 .....	141
(2) 労働審判 .....	143
6 労働者の雇用形態 .....	144
(1) 裁判上の和解 .....	144
(2) 労働審判 .....	145
7 労働者の給与形態 .....	147
(1) 裁判上の和解 .....	147
(2) 労働審判 .....	148
8 労働者の賃金月額 .....	148
(1) 裁判上の和解 .....	149
(2) 労働審判 .....	150
9 企業の業種 .....	151
(1) 裁判上の和解 .....	152
(2) 労働審判 .....	152
10 企業規模（従業員数） .....	153
(1) 裁判上の和解 .....	153
(2) 労働審判 .....	154
11 制度利用に係る期間 .....	154
(1) 裁判上の和解 .....	155
(2) 労働審判 .....	155
12 解決に要した期間 .....	156
(1) 裁判上の和解 .....	156
(2) 労働審判 .....	158
13 弁護士の利用 .....	159
(1) 裁判上の和解 .....	159
(2) 労働審判 .....	160
14 雇用終了形態 .....	160
(1) 裁判上の和解 .....	160
(2) 労働審判 .....	161
15 雇用終了事由 .....	162
(1) 裁判上の和解 .....	162
(2) 労働審判 .....	162
16 請求事項 .....	163

(1) 裁判上の和解 .....	163
(2) 労働審判 .....	164
17 請求金額.....	165
(1) 裁判上の和解 .....	165
(2) 労働審判 .....	165

# 第1章 調査研究の概要

## I 政策的背景－解雇の金銭解決制度をめぐる政策の推移<sup>1</sup>

### 1 日本の解雇法制の概観

1896年（明治29年）に制定された民法（2004年に口語化）では、「当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる」（第627条第1項前半）と解約自由原則の原則を定め、「雇用は、解約の申入れの日から二週間を経過することによって終了する」（同後半）と、予告期間を一律に2週間としている。民法上はこの解約自由の原則はなんら変わっていない。

この予告期間のうち、使用者から労働者に対する解約すなわち解雇に係る予告期間については、1947年の労働基準法により30日に延長された。すなわち、「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない」（第20条第1項第1文）とした上で、「三十日前に予告をしない使用者は、三十日以上平均賃金を支払わなければならない」（同第2文）と解雇予告期間に代わる解雇予告手当も定めた。なお、労働者側からの解約については変わっていない。

また、労働基準法は労災による休業及び産前産後休業中の解雇を制限し、労働組合法は労働組合員であること等を理由とする解雇を禁止したが、こうした個別事由ごとの解雇制限規定はその後男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等さまざまな法令に広がった。ただし、一般的な解雇制限規定は設けられることのないまま推移した。

このように実定法上は一般的な解雇制限が存在しない中で、裁判所の累次の判決の積み重ねにより、いわゆる解雇権濫用法理が確立してきた。その実定法上の根拠は民法第1条第3項の「権利の濫用は、これを許さない」であるが、1950年代に東京地裁を中心に個別解雇事案について権利濫用説に立つ判決が主流となり<sup>2</sup>、やがて1975年に最高裁判所が日本食塩製造事件において、「使用者の解雇権の行使も、それが客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当として是認することができない場合には、権利の濫用として無効になる」と定式化した。

この判例法理が実定法に書き込まれたのは、2003年の労働基準法改正による第18条の2であり、その規定は全くそのまま2007年の労働契約法第16条に移行し、現在まで変更はない。しかしながら、これら2003年改正及び2007年立法の検討段階においては、解雇の金銭解決制度に係る検討が行われていた。以下その経緯を略述する。

<sup>1</sup> 濱口桂一郎『日本の労働法政策』（労働政策研究・研修機構、2018年）p686～712参照。

<sup>2</sup> JILPTディスカッションペーパー17-03『日本型雇用システムと解雇権濫用法理の形成』（濱口桂一郎執筆）（2017年12月）。

## 2 法改正時における解雇の金銭解決救済制度の検討

### (1) 2003年労働基準法改正時の検討

1990年代末から2000年代初めにかけての時期、政府の規制改革委員会や総合規制改革会議は、判例による解雇規制を見直すべきとの議論を提起してきた。特に2002年7月の「中間とりまとめ」においては、「解雇の際の救済手段として、職場復帰だけでなく、金銭賠償方式という選択肢を導入することの可能性を検討すべき」と述べていた。これに対し、労働組合側の連合は、2001年6月の「新たなワークルールの実現をめざして」において、正当な理由がなければ解雇できないという規定の新設を要求していた。

こうした中で、通常であれば三者構成審議会における議論に先立って行われる学識者による研究会という段階を踏むことなく、2002年2月から労働政策審議会労働条件分科会<sup>3</sup>において審議が開始された。同年12月に取りまとめられた建議では、「解雇の効力が裁判で争われた場合において、裁判所が当該解雇を無効として、解雇された労働者の労働契約上の地位を確認した場合であっても、実際には原職復帰が円滑に行われないケースも多いことにかんがみ、裁判所が当該解雇は無効であると判断したときには、労使当事者の申立てに基づき、使用者からの申立てにあっては当該解雇が公序良俗に反して行われたものでないことや雇用関係を継続しがたい事由があること等一定の要件の下で、当該労働契約を終了させ、使用者に対し、労働者に一定の額の金銭の支払いを命ずることができることとすることが必要」と述べていた。

翌2003年2月に労働条件分科会に示された法律案では、金銭補償の枠組みが詳しく記述された。それによると、まず労働者は判決で解雇が無効であることが確定した場合において、当該労働者が職場復帰したとしても、労働契約の本旨に従った義務を履行することが困難となる状況が生ずることが明らかであるときは、退職と引き換えに、当該解雇を行った使用者に対して補償金の支払いを請求することができることとされていた。

一方使用者側からの請求については、使用者の行った解雇が労働基準法や他の法律の規定に反するものでなく、かつ公序良俗に反しないものであって、しかも当該労働者の言動が原因となって、当該労働者が職場復帰したとしても、職場の秩序や規律が維持できず、当該労働者又は当該事業場の他の労働者が労働契約の本旨に従った義務を履行することが困難となることが明らかであるような場合には、補償金の支払いを約して、労働者との間の労働契約の終了を裁判所に請求することができることとしていた。

なお、補償金の額は「平均賃金の〇日分」となっていて、具体的に決めていない。また、使用者による補償金の支払いは、労働者の使用者に対する損害賠償の請求を妨げないとしていた。

しかしながら、これに対しても労使双方から批判が集中した。労働側からは、使用者から

---

<sup>3</sup> 公労使各7名、分科会長：西村健一郎。

の請求の要件が緩すぎ、補償金の額が和解金の相場を左右する可能性がある、裁判手続上も、一旦解雇無効を勝ち取った後で、使用者から訴えられ、労働契約が終了する可能性がある、との批判が出された。また使用者側からも、労働者の申立て要件が緩く、額を決めるのは困難との意見が出された。その結果、法案提出までに労使の合意を取り付けることは困難と判断され、民事訴訟手続との関係で法務省から問題点が指摘されたこともあり、金銭補償は法案には盛り込まれないこととなった。結局、2003年6月の改正により、労働基準法第18条の2として、解雇権濫用法理がそのまま規定されるにとどまった。

## (2) 2007年労働契約法立法時の検討

2007年労働契約法に向けては、2004年4月から今後の労働契約法制のあり方に関する研究会<sup>4</sup>において議論が進められ、2005年9月に報告書がとりまとめられた。ここでは解雇の金銭解決制度について詳細な制度設計を試みていた。

ここでは、解雇無効の主張と金銭解決による雇用関係の解消との関係に係る理論的問題について、次のように論じている。すなわち、解雇無効を争う訴訟（地位確認訴訟）においては、原告である労働者は従業員としての地位の確認を求める一方で、同一の裁判所において従業員としての地位の解消を主張するのは一見矛盾するが、従業員たる地位の確認を求める訴えと、その訴えを認容する判決が確定した場合において当該確定の時点以後になす本人の辞職の申出を引換えとする解決金の給付を求める訴えとを同時に行うものと整理することも考えられるので、紛争の一回的解決に向け、同一裁判所での解決の手法について検討を深めるべきである。このように整理した場合には、金銭解決を認める判決確定の日から一定期間（例えば30日）以内に労働者が辞職の意思表示をしなければ金銭の請求権を失うことになる。

とりわけ、使用者からの金銭解決の申立てについて、人種、国籍、信条、性別等を理由とする差別的解雇や、労働者が年次有給休暇を取得する等の正当な権利を行使したことを理由とする解雇等を行った場合には認めず、使用者の故意又は過失によらない事情であって労働者の職場復帰が困難と認められる特別な事情がある場合に限る等の予防線を張った上で、使用者の申立ての前提として、個別企業における事前の集団的な労使合意（労働協約や労使委員会の決議）がなされていることを要件とすることが考えられるとした。

解決金の額の基準については、個別企業において労使間で集団的に解決金の額の基準の合意があらかじめなされていた場合にのみ申立てができることとし、その基準によって解決金の額を決定することが適当であるとしていた。また、使用者から申し立てる金銭解決の場合に、その最低基準を設けることも考えられるとしていた。このように、解決金の額という面からも、二重三重に縛りをかけ、特に集団的な労使合意という縛りをつけることによって、この制度の濫用の危険性をなくそうとしていた。

---

<sup>4</sup> 学識者10名、座長：菅野和夫。

しかしながら、2005年10月から始まった労働政策審議会労働条件分科会においては、ホワイトカラー・エグゼンプション等の労働時間規制と、就業規則不利益変更の合理性判断と労使委員会制度の関係など、労使の意見がぶつかる論点が多く、審議がいったん中断した後は解雇の金銭解決制度についての議論はほとんど行われず、2006年12月の答申では「労働審判制度の調停、個別労使関係紛争制度のあっせん等の紛争解決手段の動向も踏まえつつ、引き続き検討する」と先送りされた。結局2007年11月の労働契約法では、労働基準法第18条の2が労働契約法第16条として平行移動するにとどまった。

### 3 近年における解雇の金銭救済制度の検討

#### (1) 透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会

2012年12月の政権交代に伴い、2013年初めから経済財政諮問会議、規制改革会議が復活するとともに、新たに産業競争力会議が設置され、再び解雇規制の在り方が政策の論点として浮上してきた。

このうち産業競争力会議<sup>5</sup>では「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換」が掲げられ、その議論を受けて2014年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」では、「予見可能性の高い紛争解決システムの構築」という名の下に、解雇の金銭解決制度の導入が逡巡されている。具体的には、個別労働紛争解決手段としてのあっせん、労働審判、裁判上の和解における解決金額の状況を調査すること、主要先進国における金銭救済制度の実態の調査が求められた。この調査研究は後述の通り労働政策研究・研修機構(以下「JILPT」という。)において実施され、2015年4月に公表された。

一方やはり同年1月に設置された規制改革会議では、雇用ワーキンググループ<sup>6</sup>の検討項目として、「労使双方が納得する解雇規制の在り方」が立てられ、「解雇に係る規制を明確化するとともに、解雇が無効であった場合における救済の多様化により、使用者及び労働者の双方が納得するルールの下で仕事ができるよう労働環境の整備を行うべきではないか」と提起され、2015年3月には「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見—紛争解決の早期化と選択肢の多様化を目指して—」が公表された。ここでは、解雇無効時において、現在の雇用関係継続以外の権利行使方法として、金銭解決の選択肢を労働者に明示的に付与し(解決金制度の導入)、選択肢の多様化を図ることを検討すべきであるとしつつ、労働側の懸念に対しては、労働者側からの申立てのみを認めることを前提とすべきであるとしている。

さらに2015年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」では、引き続き「予見可能性の高い紛争解決システムの構築等」として、「労働紛争の終局的解決手段である訴訟が他の紛争解決手続と比較して時間的・金銭的負担が大きいこと等から訴訟以外の解決手続

<sup>5</sup> 閣僚10名、学識者9名、議長：安倍晋三。

<sup>6</sup> 学識者5名、専門委員2名(いずれも労働法学者)、座長：鶴光太郎。



を選択する者もあり、その場合には、訴訟と比較して低廉な額で紛争が解決されていることや、労使双方の事情から解雇無効判決後の職場復帰比率が低いこと等の実態があることから、『あっせん』『労働審判』『和解』事例の分析・整理の結果や諸外国の関係制度・運用に関する調査研究結果も踏まえつつ、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システムを構築する必要がある。このため、解雇無効時における金銭救済制度の在り方（雇用終了の原因、補償金の性質・水準等）とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方についての具体化に向けた議論の場を直ちに立ち上げ、検討を進め、結論を得た上で、労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる」と、立法対応を正面から求めた。

これを受けて2015年10月から厚生労働省において透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会<sup>7</sup>が設けられ、2017年5月に報告書が公表された。同報告書は、規制改革会議の意見と同様、使用者申立制度の選択肢を排除し、労働者申立のみを認めた。そして、労働者申立を前提として、実体法に労働者が一定の要件を満たす場合に金銭の支払を請求できる権利を置くというやり方を提示した。

この場合、権利の発生要件として、①解雇がなされていること、②当該解雇が客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないこと、③労働者から使用者に対し、一定額の金銭の支払を求めていることが、法的効果として①金銭の支払請求権が発生し、使用者に金銭の支払義務が発生し、②使用者が一定額の金銭を支払った場合に労働契約が終了することが考えられるとしている。この金銭のことを労働契約解消金と称している。

この労働契約解消金の支払を請求できる権利を金銭救済請求権と呼んでいるが、その法的性質については形成権的構成（支払請求後の取下げができない）としつつ、請求権的構成（取下げができる）も考えられるともしている。形成権的構成では地位確認の選択肢を考えるとなく金銭請求した場合でも取下げができないのでは労働者保護に欠けるという意見の一方で、請求権的構成では権利関係が不安定になるとの意見もあり、そもそもその権利行使を裁判上に限定するのか、裁判外の請求も認めるのかという論点とも絡んで複雑な様相を呈しており、引き続き議論を深めると先送りしている。

また労働契約解消金の法的性質に関しても論点が多く、①職場復帰せずに労働契約を終了する代わりに受け取る解消対応部分（+その他慰謝料的な「損害賠償的部分」）と②バックペイ分（解雇が無効な場合に民法第536条第2項（債務者の危険負担）に基づき発生する未払賃金相当分）の要素のうち、①が基本となると述べつつ、②については労働契約解消金に含めず従前と同様未払賃金債権と位置づけるやり方と、労働契約解消金に含めるやり方を示し、それらのメリットとデメリットを詳しく論じた上で、やはり引き続き議論を深めるとしている。

<sup>7</sup> 学識者22名、うち労使各4名、労使各側弁護士各2名、座長：荒木尚志。

なおバックペイの発生期間についてもその要件たる就労の意思が認められる期間をどう考えるか、つまり金銭救済請求権を行使した時点までか、労働契約解消金が支払われて労働契約が終了した時点までか、という難問がある。これと関わって、そもそも労働契約の終了はいつかという問題も論じており、労働契約解消金が支払われたときに労働契約が終了するという結論にしているが、議論の余地はある。

その他、労働契約解消金の金銭的予見可能性を高める方策として、それに上限や下限をつけることについてもかなり詳細に論じられているが、やはり引き続き議論を深めるとしている。また時間的予見可能性として、金銭救済請求権の消滅時効の在り方を検討すべきとか、あっせんや労働審判など他の紛争解決システムへの影響も論じられている。なお、使用者申立制度についても議論されているが、「現状では容易でない課題があり、今後の検討課題とすることが適当」と、否定的なニュアンスがにじみ出ている。

## (2) 解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会

その後2018年6月から、厚生労働省は解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会<sup>8</sup>を設置して、上記報告書が提起した金銭解決制度の法技術的論点の検討を開始し、2022年4月に報告書を取りまとめた。そこでは「無効な解雇がなされた場合に、労働者の請求によって使用者が一定の金銭（労働契約解消金）を支払い、当該支払いによって労働契約が終了する仕組み」として、形成権構成と形成判決構成が並列されている。

形成権構成では、無効な解雇等により金銭救済請求権(形成権)が発生し、その行使として訴えの提起等がなされ、これにより解消金債権が発生し、その金額が判決確定によって判明するとともに、訴えの提起により労働契約解消金支払いの条件付き労働契約の終了という効果が発生し、労働契約解消金支払という条件成就に伴い労働契約が終了する。

形成判決構成では、無効な解雇等は形成原因の発生に過ぎず、労働契約解消金債権の発生と労働契約解消金支払い条件付き労働契約の終了の判決を求める訴えを提起し、認容判決が確定することにより解消金債権が発生するとともに、労働契約解消金支払条件付き労働契約の終了という効果が発生し、労働契約解消金支払という条件成就により労働契約が終了する。

形成権構成では原則的には裁判外でも行使可能だが、制度創設時には訴えの提起又は労働審判の申立てに限ることが考えられ、その場合は、裁判外での権利行使の可否については制度創設後の状況等を踏まえて検討する必要があるとされている。形成判決構成では訴えの提起又は労働審判の申立てによるが、労働審判では迅速な進行が損なわれないようにする必要があるとされている。

また、労働契約解消金の構成と支払の効果については、労働契約解消金の支払のみによって労働契約が終了するという構成と、労働契約解消金とは別の債権であるバックペイの履行

---

<sup>8</sup> 学識者6名、座長：岩村正彦、2019年6月より山川隆一。

確保の観点から、労働契約解消金に加えて(併合提起した)バックペイも支払ったときに労働契約が終了するという構成を示している。後者には、バックペイを先に充当する旨の特則を法令に規定し、バックペイ弁済後労働契約解消金の支払により労働契約が終了する案もある。なお、バックペイの発生期間は、訴えの提起など権利行使までではなく、労働契約解消金支払時までと解することが原則とされている。

労働契約解消金の算定方法については、予見可能性を高めるために一定の算定式を設けるとともに、個別事情を考慮することとしている。その考慮要素としては、定型的な給与額、勤続年数、年齢、ある程度定型化する合理的な再就職期間、評価的な労働者側の事情や解雇の不当性を挙げているが、これは労働審判の迅速な進行に影響しうることも指摘している。また労働契約解消金の算定に当たって、政策的判断としてその上下限を設けることを提示している。労働契約解消金算定の基準時点は口頭弁論終結時点と整理できるとしている。

### (3) 労働政策審議会の審議

この検討会報告書を受けて、2022年4月から労働政策審議会労働条件分科会でこの問題の審議が始まっている。

## II 先行調査研究

解雇の金銭解決制度に関わって、現実社会において解雇がどのように金銭解決されているかという実態を明らかにしようとする調査研究は、過去20年弱にわたっていくつかの流れで行われてきた。以下ではそれぞれの内容を概観する。なお、以下で「第〇期JILPT研究」と称するのは、JILPTにおけるプロジェクト研究の時間的単位としての各中期計画期間に行われた調査研究を指す。第1期は2003～2006年度、第2期は2007～2011年度、第3期は2012～2016年度、第4期は2017～2021年度、第5期は2022～2026年度である。

### 1 第1期JILPT研究

今回の調査研究の直接的な先行調査研究の出発点は、JILPTの第1期研究プロジェクト「労働条件決定システムの再構築に関する研究」である。

#### (1) 弁護士アンケート調査による和解金水準

上述の通り、2003年の労働基準法改正では解雇権濫用法理が法文化されたが、金銭解決制度の導入は先送りされた。これを受けて、厚生労働省の要請により、JILPTは解雇無効判決後の原職復帰の状況に関する調査研究を行い、2005年8月に資料シリーズNo.4『解雇無効判決後の原職復帰の状況に関する調査研究』（平澤純子執筆）<sup>9</sup>をとりまとめた。これは、日本

<sup>9</sup> <https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2005/documents/05-004.pdf>

労働弁護団及び経営法曹会議所属の弁護士に対するアンケート調査とヒアリング調査により、原職復帰を求めて裁判所に訴えを提起し、解雇無効判決・決定を得た被解雇者の復帰状況・勤務状況と、原職復帰を求めて裁判所に訴えを提起し、和解した場合の被解雇者の和解内容、特にいわゆる和解金の額を探ろうとしたものである。

同アンケート調査は回収率が4～6%程度と著しく低かったが、原職復帰して勤務継続している者が約4割、復帰しなかった者が約4割という結果を示している。また、和解金水準については、平均664万円、月収表示で平均14か月分という結果を示している。回収率が極めて低いため、弁護士にとって都合のいいデータだけが回答されている可能性もあり、信頼性に問題はあるが、こうしたデータを初めて探ろうとした調査研究として、その意義は大きい。

## (2) 裁判所データによる和解金水準

その後JILPTではプロジェクト研究の一環として「裁判経験と雇用調整についての研究」（座長：神林龍）を実施し、2006年8月に資料シリーズNo.17『裁判所における解雇事件－調査中間報告』<sup>10</sup>、2007年5月に資料シリーズNo.29『解雇規制と裁判』<sup>11</sup>をとりまとめた。その内容は多岐にわたるが、そのうち資料シリーズNo.29所収の「第3章 東京地裁の解雇事件」（神林龍執筆）は、裁判所の訴訟記録に基づいて全数調査を行ったものであり、今回の調査の直接的な出発点に位置する調査研究といえる。

同論文は、東京地裁において2000年から2004年までの5年間に終局した解雇事件のうち和解で終局した161件について標準化和解額のデータを示している。標準化和解額とは、請求月額をもとに、解雇から和解までの経過期間1か月当たりの和解額と請求月額の比率であり、解決金額自体は示されていない。これは、「ももとの請求額が大きいとき和解額も大きくなるであろうし、解雇から和解まで時間がかかっても和解額は大きくなる」という想定に基づくものであるが、今回調査で明らかになったように、解雇から和解までの期間と解決金額との間に相関関係はほとんど認められず、この「標準化」の操作には問題がある。その意味で、このような操作を施したデータのみが示され、和解金額自体が分からない点には疑問もあるが、閲覧制限された事案以外の全ての解雇事件について全数調査を行ったものとして、その研究史上における意義は極めて大きい<sup>12</sup>。

同論文によると、標準化和解額の中位値は0.48か月である。平均は0.80か月であり、標準偏差は1.03なので、おおむね0から1.8か月の間に入るとしている。

なお、このプロジェクト研究の成果は、神林龍編著『解雇規制の法と経済』（日本評論社、2008年）として市販書籍となっている。上記神林論文は、同書において「第7章 東京地裁の解雇事件」としてそのまま収録されている。

<sup>10</sup> <https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2006/documents/06-017.pdf>

<sup>11</sup> <https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2007/documents/029.pdf>

<sup>12</sup> 後述の高橋陽子(2013)では、神林による特別集計として、解決金額の中央値300万円、平均値666.5万円というデータが示されている。

## 2 第2期JILPT研究

JILPTは第2期のプロジェクト研究として、「個別労働関係紛争処理事案の内容分析」を実施し、2010年6月に労働政策研究報告書No.123『個別労働関係紛争処理事案の内容分析－雇用終了、いじめ・嫌がらせ、労働条件引下げ及び三者間労務提供関係』<sup>13</sup>、2011年3月に労働政策研究報告書No.133『個別労働関係紛争処理事案の内容分析Ⅱ－非解雇型雇用終了、メンタルヘルス、配置転換・在籍出向及び労働者に対する損害賠償請求事案』<sup>14</sup>をとりまとめた。これは、都道府県労働局で処理されたあっせん事案の関係書類を詳細に分析することにより、性別、雇用形態、企業規模、請求金額、解決金額等の状況を統計分析するとともに、事案の内容に立ち入って紛争の実態を明らかにしようとするものであった。主担当は濱口桂一郎であり、内藤忍、鈴木誠、細川良らが協力した。

対象は、2008年度に4労働局で処理されたあっせん事案1144件であり、そのうち解雇等の雇用終了事案は756件であった。労働局あっせんは任意の制度であり、解決するとは限らない。全体では346件、雇用終了事案では233件と、ほぼ3割程度が合意成立し、おおむね金銭解決しているが、被申請人の不参加や不合意による打切りが非常に多い。

解決金額について、雇用終了事案に限らず全体についての状況を見ると、10-20万円が26.4%で最も多く、続いて20-30万円の14.2%、5-10万円の13.5%であり、平均値は305,694円、中央値は190,000円であった。

このプロジェクト研究の成果は、濱口桂一郎著『日本の雇用終了』（労働政策研究・研修機構、2012年）として市販書籍となっている。

## 3 東大社研調査

東京大学社会科学研究所は、2010年7～11月にかけて、労働審判制度についての意識調査を行い、その結果を2011年10月に『労働審判制度についての意識調査基本報告書』<sup>15</sup>としてとりまとめた。これは、労働審判当事者（申立人・相手方双方）に対するアンケート調査によるもので、回収率は27.7%であった。調査項目は多岐にわたるが、解決金額については、労働者側で平均値144.9万円、中央値100万円、使用者側で平均値139.7万円、中央値100万円という数値を示している。

この調査研究の成果は、菅野和夫・仁田道夫・佐藤岩夫・水町勇一郎編著『労働審判制度の利用者調査－実証分析と提言』（有斐閣、2013年）として市販書籍となっている。なお同書では、解決金の水準について高橋陽子の論文「第5章 金銭的側面から見た労働審判制度」において、裁判上の和解やあっせんとの比較などさらに突っ込んだ分析が行われている。

また、この調査研究成果は、2012年5月に開催された日本労働法学会第123回大会のミニシ

<sup>13</sup> <https://www.jil.go.jp/institute/reports/2010/documents/0123.pdf>

<sup>14</sup> <https://www.jil.go.jp/institute/reports/2011/documents/0133.pdf>

<sup>15</sup> <https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/survey/roudou/pdf/report.pdf>

ンポジウムのテーマとなり、佐藤岩夫、水町勇一郎、高橋陽子らによる報告が行われた。この報告とシンポジウムの内容については、日本労働法学会編『日本労働法学会誌第120号』（法律文化社、2012年）に収録されている。

なお、東京大学社会科学研究所は2018年にも同様のアンケート調査を実施し、2020年7月に『第2回労働審判制度についての意識調査基本報告書』<sup>16</sup>としてとりまとめている。解決金額は若干上昇し、労働者側で平均値195.3万円、中央値120万円、使用者側で平均値199.8万円、中央値100万円となっている。

以上の3系列の調査研究結果については、2014年1月の規制改革会議第18回雇用ワーキンググループの有識者ヒアリングにおいて、神林龍、高橋陽子、濱口桂一郎の3人からそれぞれ報告がされている。

#### 4 第3期JILPT研究(平成調査)

上述のように、2012年12月の政権交代に伴い、2013年初めから経済財政諮問会議、規制改革会議が復活するとともに、新たに産業競争力会議が設置され、再び解雇規制の在り方が政策の論点として浮上してきた。このうち産業競争力会議では「行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換」が掲げられ、その議論を受けて2014年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」では、「予見可能性の高い紛争解決システムの構築」という名の下に、解雇の金銭解決制度の導入が懲罰されている。具体的には、個別労働紛争解決手段としてのあっせん、労働審判、裁判上の和解における解決金額の状況を調査すること、主要先進国における金銭解決制度の実態の調査が求められた。

これらの調査研究は2014年度のJILPTへの要請研究として行われた。このうち諸外国の調査研究は2015年に労働政策研究報告書No.172『ドイツにおける解雇の金銭解決制度—その法的構造と実態に関する調査研究』（山本陽大執筆）、労働政策研究報告書No.173『フランスにおける解雇に係る法システムの現状』（細川良執筆）としてとりまとめられた後、他の諸国に係る調査結果と併せて、菅野和夫・荒木尚志編『解雇ルールと紛争解決—10カ国の国際比較』（労働政策研究・研修機構、2017年）として市販書籍となっている。

一方、あっせん、労働審判、裁判上の和解における解決金額の調査については、濱口桂一郎と高橋陽子が担当し、2015年4月に労働政策研究報告書No.174『労働局あっせん、労働審判及び裁判上の和解における雇用紛争事案の比較分析』<sup>17</sup>としてとりまとめた。この調査研究を、今回の調査研究に対比して「平成調査」と呼び、今回の調査研究を「令和調査」と呼ぶ。平成調査は、令和調査の直接の出発点であり、対象にあっせんが含まれていること、今回調査項目や調査手法において若干の変更を図ったことを除けば、ほぼ共通した調査研究であるといえる。ただし、平成調査では2012年度に4労働局で受理したあっせん事案853件、

<sup>16</sup> [https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/survey/roudou/pdf/report\\_200730.pdf](https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/survey/roudou/pdf/report_200730.pdf)

<sup>17</sup> <https://www.jil.go.jp/institute/reports/2015/documents/0174.pdf>

2013年に4地方裁判所で終局した労働審判事案452件、裁判上の和解事案193件が対象であった。そこで、本報告書の第2章における分析においては基本的に、令和調査における労働審判、裁判上の和解の結果を、平成調査における労働審判、裁判上の和解の結果と比較する形で分析を進めていくことになる。

平成調査の結果については、2015年10月の第1回透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会において、厚生労働省の事務局から報告がされ、委員の間で議論が交わされた。なお同検討会では、2016年6月の第7回会合において、鶴光太郎、大竹文雄の両委員から「金銭解決に関する統計分析」という資料が提出され、説明が行われたが、これは平成調査の原データを厚生労働省経由でこれら両委員に提供し、それを元に経済学の観点から独自に分析されたものであり、その分析結果自体はJILPTの研究成果ではない。

なお、平成調査の結果はさらに拡充した上で、濱口桂一郎著『日本の雇用紛争』（労働政策研究・研修機構、2016年）として市販書籍となっている。

### Ⅲ 令和調査の概要

#### 1 第5期JILPT研究(令和調査)

上述のように、2015年に始まった透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会は2017年に報告書をまとめ、その後2018年に始まった解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会が2022年に報告書をまとめて、同年4月から労働政策審議会労働条件分科会における審議が始まった。その初回(通算第173回)の審議において、使用者側委員から平成調査は古い調査なので、改めて調査内容の精度を高めて再度調査をしてはどうかという提起があり、荒木分科会長から「先ほどから各委員からいただいた意見の中には、議論を始めるに当たっては、現在の解雇に係る紛争解決の実態把握が必要ではないかという御指摘もあったところです。具体的には、現行の労働審判、あるいは裁判所の和解の解決金額の水準の実態を改めて把握すべきではないかという御指摘です。こうした実態を明らかにするという事は、現在起こっております解雇に関する紛争解決システムの活用においても、予見可能性を向上させるという点では有用なものと考えられるところです。そこで、今後の分科会での議論に資するよう、まずは実態把握に努めるべきではないかと考えます。事務局におかれては、この点の対応についてよろしくお願ひしたいと考えております。」との集約が行われた。

これを受けて、厚生労働省はJILPTに緊急調査を依頼し、JILPTは直ちに調査を開始したものである。

#### 2 調査の基本構造

今回の調査研究(令和調査)は、基本的に2014年に行った調査研究(平成調査)と同様の調査設計を採用したが、調査項目や調査方法において若干の変更を加えた。

まず、調査設計の基本構造として、特定の裁判所において一定の期間内に調停又は審判で終局した労働審判事案のうち「金銭を目的とするもの以外地位確認」に分類される事案で、審判で終局したものについては異議申立のないもの、及び、和解で終局した労働関係民事訴訟事案のうち請求の趣旨に地位確認請求を含む事案、の原則として全事案を調査の対象とした。平成調査においては、2013年(暦年)に4地方裁判所(4庁)において調停又は審判で終局した労働審判事案452件及び同じ4庁において和解で終局した労働関係民事訴訟事案193件が対象事案であった。これに対し、令和調査においては、2020年及び2021年(いずれも暦年)に地方裁判所(1庁)において調停又は審判で終局した労働審判事案785件及び同裁判所において和解で終局した労働関係民事訴訟事案282件を対象事案とした。

なお、平成調査時と同様、当該裁判所において、(ア)当該事件記録について当事者以外の閲覧が制限されている場合、(イ)当該事件記録が当事者以外の閲覧が制限されている他の事件記録と一体となって編綴・保管されている場合、(ウ)調査対象庁において事件処理のために当該事件記録を使用中である場合その他裁判所の事務に支障がある場合、については当該事件記録を調査対象から外すこととされた。このため、調査対象事案数は、当該期間中に上記の形で終局した労働審判事案及び裁判上の和解の事案の全数よりも若干少なくなっている。ちなみに、当初の推計では、対象事案数は労働審判約900件、民事訴訟約330件であった。ただし、サンプル数としては平成調査よりもかなり多くなっている。

調査手法についても、平成調査時と同様、当該裁判所の協力の下、調査研究を担当する労働政策研究・研修機構職員(濱口桂一郎と藤澤美穂)が、当該裁判所内で、労働審判記録及び労働関係民事訴訟記録を閲覧し、持参したパソコンにおける表計算ソフトに収集すべきデータを入力するという手法を採用した。データ入力を行った期間は、2022年5月23日から同年6月20日までのほぼ1か月間である。この間便宜を図っていただいた調査対象庁の職員の皆さまに厚くお礼を申し上げたい。

### 3 調査項目

令和調査の調査項目は以下の通りであり、基本的に平成調査の調査項目を受け継いでいるが、いくつか追加した項目と変更した項目がある。なお、下表では各項目が縦に並んでいるが、入力時の表計算ソフト上ではこれらは横に並んで列を構成している。言うまでもないが、これらの項目の大部分は、裁判所が認定した事実ではなく、訴状や労働審判申立書、相手方の答弁書その他の証拠書類に記載された情報である。なお、性別については名前から判断し、男女両方に使われる名前など判断が難しいものについては、証拠書類を精査して確認した上で記入した。

受理日	
終了日	



労働者の性別				
労働者の職種				
雇用形態				
派遣労働者の相手方				
労働者の役職				
労働者の年齢				
入職日				
退職金の額				
事案発生日				
賃金形態				
粗賃金額				
月所定労働時間				
月額賃金				
企業の業種				
企業規模(従業員数)				
労組の有無				
弁護士(労働者側)				
弁護士(使用者側)				
事案の種類				
事案の種類(解雇事由等)				
請求内容の別	地位確認			
	バックペイ			
	事案発生日より前に発生していた未払賃金			
	損害賠償			
	その他			
請求金額	確定額	総額		
		内訳	バックペイ	
			事案発生日より前に発生していた未払賃金	
			損害賠償	
	その他			
	未確定額	期間の単位		
		金額		
		請求の始期		
解決金額				

金銭以外の事項	
終了区分（調停か審判か）	
あっせん申請の有無	
労働審判の有無	
他の制度の有無	

平成調査にはなく、令和調査で新たに加えた調査項目は、労働者の職種、年齢、企業の業種、他の制度の利用状況であるが、調査手法を大きく変更したのが請求金額に関わる項目である。平成調査においては、先行調査における労働局あっせんの分析手法を元に設計したため、単純に請求金額の項目のみを設定していた。そして、入力時には、民事訴訟においては訴状に書かれた「訴額」を、労働審判においては申立書に書かれた「労働審判を求める事項の額」をそのまま転記することで請求金額としていた。しかしながら、これらの金額には訴訟の提起や労働審判の申立のための便宜的なものもあり、必ずしも実際に訴状や労働審判申立書に基づいて原告や申立人が請求している額そのものではない。

多くの訴状や労働審判申立書においては、事案発生日より前に発生していた未払賃金（残業代）や損害賠償（慰謝料）は確定額として請求しているが、事案発生日以降のバックペイについては、例えば「〇年〇月〇日から本労働審判確定に至るまで、毎月〇日限り、一か月金〇〇円の割合による金員を支払え」といった未確定額の形で請求がされている。そこで、請求金額を求めるためには、まず請求内容を区別し、それぞれごとに請求金額を算出することとした。なお、バックペイについては、当初は事案発生日から訴訟の提起や労働審判申立の日までの期間に相当する確定額と、そこから事案終結日までの期間に相当する未確定額に分けて算定する設計としていたが、いずれも一か月あたりの金額（多くの場合月額賃金額と一致するが、一部に若干異なる例もある。）は同じであることから、両者を併せると事案発生日から事案終結日までの期間に相当する未確定額となるので、これによる簡便な計算方法をとることとした。いずれにしても、これにより、平成調査と異なり、令和調査においてはより正確な項目ごとの請求金額を明らかにすることができた。

調査項目としては連続しているが、調査方法において新たな手法を試みたのが、企業規模（従業員数）の項目である。平成調査においては、労働審判記録及び労働関係民事訴訟記録に従業員数の記載がある場合にその数値を拾ったが、多くの事案ではその記載が無く、労働審判では452件中144件（31.9%）、裁判上の和解では193件中42件（21.8%）しか入手できなかったため、信頼性のあるデータとして使えなかった。そのため、令和調査においては、当該事案の企業のホームページ等により従業員数を確認するという手法を採用した。これにより、令和調査においては、労働審判では785件中713件（90.8%）、裁判上の和解では282件中246件（87.2%）について従業員数を入手することができた。なお、厳密に言えば、企業のホームページ等により入手した従業員数と、当該事案が裁判所に提起された時点における従業員数とは

若干の揺れがあり得るが、規模階層別の数値や平均値・中央値等の数値には大きな影響はないと考えられる。

#### 4 調査結果の分析に当たっての留意点

上記2のとおり、令和調査においては、地方裁判所（1庁）において調停、審判又は和解で終局した地位確認請求に係る労働審判及び労働関係民事訴訟事案を対象としたところ、このような調査対象であることを踏まえ、その結果の分析に当たって留意すべき点をあらかじめ2点明記しておきたい。

まず、①調査の対象とした事案については、記録を見ても、当該事案を担当した裁判所や労働審判委員会における解雇の効力についての心証は必ずしも明らかではないため、裁判所等において、解雇は無効であり、労働者が雇用契約上の権利を有する地位にあるとの心証を前提に和解等に至ったものに限られるわけではなく、解雇は有効であるとの心証を得ていたものも含まれ得る点である。

また、②調査の対象が地方裁判所（1庁）に限られるため、同裁判所に係属した地位確認請求に係る労働審判及び労働関係民事訴訟の事案における解決金額の水準が、全国の地方裁判所におけるそれと異なる可能性があることである。したがって、令和調査の結果は、全国の裁判所の地位確認請求に係る事案における解決金額の調査結果を示すものではないことに留意する必要がある。

## 第2章 労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較統計分析

本章においては、令和調査によって得られたデータを項目ごとに統計的に解析し、労働審判事案と裁判上の和解事案の比較、及び、平成調査結果と令和調査結果の比較を行う<sup>18</sup>。さらに、各項目間のクロス集計を行い、実態に迫ることとする。

### 第1節 単純集計

#### I 労働者の属性

##### 1 労働者の性別

労働者の性別で見ると、裁判上の和解では男性に係る案件が174件(61.7%)、女性に係る案件が108件(38.3%)であり、労働審判でも男性に係る案件が494件(62.9%)、女性に係る案件が291件(37.1%)と、いずれも男性6割強、女性4割弱という比率になっている。労働者全体では男性が5割強、女性が5割弱なので、なおやや男性が過大代表、女性が過小代表の気味があると言える。しかしながら、平成調査においては、裁判上の和解で男性に係る案件が149件(77.2%)、女性に係る案件が44件(22.8%)と、圧倒的に男性が多い状況であり、労働審判においても男性に係る案件が310件(68.6%)、女性に係る案件が142件(31.4%)と、ダブルスコアで男性が多かったことと比較すると、平成調査から令和調査への7～8年の間に、女性比率が急激に上昇したことが分かる。特に、労働審判における男女比が7割弱／3割強から6割強／4割弱にシフトしたことと比べても、裁判上の和解における男女比は8割弱／2割強から6割強／4割弱へと大きくジャンプしており、女性にとって裁判所の敷居が、近年かなり低くなったようである。

ちなみに、平成調査では労働局あっせんのデータも採取しており、それによると、男性に係る案件が457件(53.6%)、女性に係る案件が396件(46.4%)とほぼ男女のバランスがとれていたことを考えると、裁判上の和解や労働審判の利用者の男女比が労働局あっせんに近づいたということもできる。

---

<sup>18</sup> 本章における令和調査の結果の分析は、第1章Ⅲ4で述べたように、①対象事案は、裁判所や労働審判委員会において、解雇は無効であるとの心証を前提に和解等に至ったものに限られず、解雇は有効であるとの心証を得ていたものも含まれ得る点、②同調査が地方裁判所(1庁)における事案を対象としたものにすぎず、その結果が直ちに全国の裁判所における地位確認請求事案の解決金額の水準を表すものとはいえない点に留意すべきである。

また、第1章Ⅲ1で述べたように、平成調査は4地方裁判所(4庁)が対象であるのに対し、令和調査は1地方裁判所(1庁)が対象であり、両調査結果の相違には、対象庁のずれが影響している可能性もある。今後、この点を考慮したより細かな分析も検討する必要がある。

## (1) 裁判上の和解

表1-1-1-1-1 労働者の性別(和解令和)

	件数	%
男	174	61.7
女	108	38.3
計	282	100.0

表1-1-1-1-2 労働者の性別(和解平成)

	件数	%
男	149	77.2
女	44	22.8
計	193	100.0

## (2) 労働審判

表1-1-1-2-1 労働者の性別(審判令和)

	件数	%
男	494	62.9
女	291	37.1
計	785	100.0

表1-1-1-2-2 労働者の性別(審判平成)

	件数	%
男	310	68.6
女	142	31.4
計	452	100.0

## 2 労働者の年齢

労働者の年齢は2割程度しか採取できていないので、参考データにとどまる。データを見る限り、裁判上の和解でも労働審判でも50代の労働者が最も多く、労働審判では40代と60代がそれに次ぐなど、中高年とりわけ高齢層が多いように見える。もっとも、訴状や申立書にわざわざ年齢を記入する者は高齢層に多いためにバイアスがかかっている可能性が高く、実際はもっと若年・壮年層に多く分布している可能性もある。

## (1) 裁判上の和解

表1-1-2-1 労働者の年齢(和解)

	件数	%
10代	1	1.5
20代	5	7.4
30代	13	19.1
40代	16	23.5
50代	22	32.4
60代	11	16.2
70代	-	-
80代	-	-
計	68	100.0

## (2) 労働審判

表1-1-2-2 労働者の年齢(審判)

	件数	%
10代	1	0.7
20代	21	13.9
30代	22	14.6
40代	33	21.9
50代	37	24.5
60代	33	21.9
70代	3	2.0
80代	1	0.7
計	151	100.0

## 3 労働者の職種

労働者の職種は平成調査では採っておらず、令和調査で初めて採取したものである。裁判上の和解と労働審判のいずれにおいても事務従事者が最も多く、前者では84人(29.8%)、後者では236人(30.1%)と3割内外に達する。これに続くのは、裁判上の和解では専門的・技術的職業従事者の60人(21.3%)であるが、労働審判では販売従事者の160人(20.4%)である。

以下、裁判上の和解では販売従事者42人(14.9%)、サービス職業従事者35人(12.4%)、管理的職業従事者30人(10.6%)という順位になるが、労働審判においては専門的・技術的職業従事者147人(18.7%)、サービス職業従事者90人(11.5%)、管理的職業従事者63人(8.0%)という

順位になる。労働審判よりも裁判上の和解の方が若干高度な職業にシフトしているとも言えるが、そもそもいずれにおいても上位5位までの職種は全てホワイトカラー職種であって、ブルーカラー職種は極めて少ないことが印象的である。

ブルーカラー職種の中でも相対的に多いのは輸送・機械運転従事者であり、裁判上の和解で15人(5.4%)、労働審判で25人(3.2%)である。かつては労働者の大宗を占めており、労働運動の軸でもあった製造業の生産工程従事者は、裁判上の和解でわずか3人(1.1%)、労働審判でも16人(2.0%)に過ぎず、圧倒的少数派となっている。

## (1) 裁判上の和解

表1-1-3-1 労働者の職種(和解)

	件数	%
管理的職業従事者	30	10.6
専門的・技術的職業従事者	60	21.3
事務従事者	84	29.8
販売従事者	42	14.9
サービス職業従事者	35	12.4
保安職業従事者	4	1.4
農林漁業従事者	-	-
生産工程従事者	3	1.1
輸送・機械運転従事者	15	5.4
建設・採掘従事者	3	1.1
運搬・清掃・包装等従事者	6	2.1
分類不能の職業	-	-
計	282	100.0

## (2) 労働審判

表1-1-3-2 労働者の職種(審判)

	件数	%
管理的職業従事者	63	8.0
専門的・技術的職業従事者	147	18.7
事務従事者	236	30.1
販売従事者	160	20.4
サービス職業従事者	90	11.5
保安職業従事者	11	1.4

農林漁業従事者	-	-
生産工程従事者	16	2.0
輸送・機械運転従事者	25	3.2
建設・採掘従事者	18	2.3
運搬・清掃・包装等従事者	18	2.3
分類不能の職業	1	0.1
計	785	100.0

#### 4 労働者の勤続期間

平成調査と令和調査の間で最も大きな落差を示しているのが労働者の勤続期間である。このわずか7～8年の間に、裁判上の和解においても労働審判においても勤続期間はほぼ半減しているのである。

勤続期間階層別の件数とパーセンテージの表は精粗二通り用意したが、分かりやすいのは統計量であろう。裁判上の和解においては、平成調査では平均値9.6年、中央値4.3年、第1四分位数1.6年、第3四分位数13.2年という状況であったが、令和調査では平均値4.7年、中央値2.1年、第1四分位数0.5年、第3四分位数5.1年と、勤続期間は半分以下に短縮している。また労働審判においても、平成調査では平均値5.5年、中央値2.5年、第1四分位数0.8年、第3四分位数7.0年と、裁判上の和解よりはだいぶ短いもののそれなりの長さがあったが、令和調査では平均値3.7年、中央値1.3年、第1四分位数0.4年、第3四分位数4.1年と、やはり半減に近い数値になっている。

賃金構造基本統計調査によれば、労働者全体ではこの間勤続期間はほぼ横這い（女性はむしろ若干増加）であるので、これは裁判所の門をくぐろうとする者の特性が長期勤続者から短期勤続者に大きくシフトしたためと考えられる。ちなみに、平成調査では労働局あっせん のデータも採取しており、それによると、平均値4.4年、中央値1.7年、第1四分位数0.4年、第3四分位数5.5年と、裁判所利用者よりも顕著に短期勤続であったことを考えれば、裁判所利用者の特性が労働局あっせん利用者のそれに近づいたということもできる。

##### (1) 裁判上の和解

表1-1-4-1-1 労働者の勤続期間(和解令和)

	件数	%
1月未満	10	3.5
1-6月未満	56	19.9
6月-1年未満	35	12.4
1-2年未満	35	12.4



2-3年未満	35	12.4
3-5年未満	38	13.5
5-10年未満	36	12.8
10-20年未満	19	6.7
20年以上	18	6.4
計	282	100.0
平均値（年）	4.7	
中央値（年）	2.1	
第1四分位（年）	0.5	
第3四分位（年）	5.1	

表1-1-4-1-2 労働者の勤続期間(粗)(和解令和)

	件数	%
1月未満	10	3.5
1月-1年未満	91	32.3
1-5年未満	108	38.3
5-10年未満	36	12.8
10年以上	37	13.1
計	282	100.0

表1-1-4-1-3 労働者の勤続期間(和解平成)

	件数	%
1月未満	2	1.0
1-6月未満	15	7.8
6月-1年未満	17	8.9
1-2年未満	23	12.0
2-3年未満	16	8.3
3-5年未満	28	14.6
5-10年未満	31	16.1
10-20年未満	29	15.1
20年以上	31	16.1
計	192	100.0
平均値（年）	9.6	
中央値（年）	4.3	

第1四分位（年）	1.6	
第3四分位（年）	13.2	

表1-1-4-1-4 労働者の勤続期間(粗)(和解平成)

	件数	%
1月未満	2	1.0
1月-1年未満	32	16.7
1-5年未満	67	34.9
5-10年未満	31	16.1
10年以上	60	31.3
計	192	100.0

(2) 労働審判

表1-1-4-2-1 労働者の勤続期間(審判令和)

	件数	%
1月未満	41	5.2
1-6月未満	182	23.2
6月-1年未満	131	16.7
1-2年未満	112	14.3
2-3年未満	63	8.0
3-5年未満	97	12.4
5-10年未満	84	10.7
10-20年未満	45	5.7
20年以上	30	3.8
計	785	100.0
平均値（年）	3.7	
中央値（年）	1.3	
第1四分位（年）	0.4	
第3四分位（年）	4.1	

表1-1-4-2-2 労働者の勤続期間(粗)(審判令和)

	件数	%
1月未満	41	5.2
1月-1年未満	313	39.9

1-5年未満	272	34.6
5-10年未満	84	10.7
10年以上	75	9.6
計	785	100.0

表1-1-4-2-3 労働者の勤続期間(審判平成)

	件数	%
1月未満	17	3.8
1-6月未満	69	15.3
6月-1年未満	63	13.9
1-2年未満	57	12.6
2-3年未満	40	8.8
3-5年未満	58	12.8
5-10年未満	72	15.9
10-20年未満	44	9.7
20年以上	32	7.1
計	452	100.0
平均値 (年)	5.5	
中央値 (年)	2.5	
第1四分位 (年)	0.8	
第3四分位 (年)	7.0	

表1-1-4-2-4 労働者の勤続期間(粗)(審判平成)

	件数	%
1月未満	17	3.8
1月-1年未満	132	29.2
1-5年未満	155	34.3
5-10年未満	72	15.9
10年以上	76	16.8
計	452	100.0

## 5 労働者の役職

労働者の役職については、平成調査と同様に、役職なし、係長・監督級、課長・店長級、部長・工場長級、役員級の5階層に分類した。もとより、企業規模が異なれば同じ役職名でも

その権限には雲泥の差があることから、その単純な比較可能性に疑問もあり得るが、課長や部長といった組織内の役職名が社会的な偉さの指標となっていた戦後日本社会の状況を前提とすれば、一定の意味があることは間違いない。

もっとも、令和調査においては、そもそもどの役職クラスに当たるのかよく分からない(〇マネージャー、〇〇ディレクター、〇〇オフィサー等の)カタカナ名の役職が著しく増大しており、そういった組織内役職名の社会的意義がかなり減退してきているとも考えられる。そうしたカタカナ名の役職はできるだけ事案の実態に即していずれかの役職階層に振り分けたが、そもそもその意味合い自体がかつてに比べて低くなっている可能性はある。

以上を前提にした上で比較すると、平成調査と令和調査であまり大きな変化は観察できない。裁判上の和解ではいずれにおいても役職なしが8割弱であり、部長・工場長級が1割弱、課長・店長級が7%程度である。また労働審判においては、役職なしが9割弱から8割強へ若干減少し、その分部長・工場長級と課長・店長級が若干増えている。

こうした傾向は、役職なしが95.1%と圧倒的であった平成調査における労働局あっせんとは対照的である。

#### (1) 裁判上の和解

表1-1-5-1-1 労働者の役職(和解令和)

	件数	%
役職なし	224	79.4
係長・監督級	5	1.8
課長・店長級	20	7.1
部長・工場長級	28	9.9
役員級	5	1.8
計	282	100.0

表1-1-5-1-2 労働者の役職(和解平成)

	件数	%
役職なし	149	77.2
係長・監督級	4	2.1
課長・店長級	13	6.7
部長・工場長級	19	9.8
役員級	8	4.1
計	193	100.0

## (2) 労働審判

表1-1-5-2-1 労働者の役職(審判令和)

	件数	%
役職なし	639	81.4
係長・監督級	25	3.2
課長・店長級	53	6.8
部長・工場長級	52	6.6
役員級	16	2.0
計	785	100.0

表1-1-5-2-2 労働者の役職(審判平成)

	件数	%
役職なし	396	87.6
係長・監督級	9	2.0
課長・店長級	18	4.0
部長・工場長級	20	4.4
役員級	9	2.0
計	452	100.0

## 6 労働者の雇用形態

### 6-1 令和調査方式による雇用形態

令和調査では雇用形態の分類を平成調査から若干変更した。

平成調査においては、先行調査である2008年労働局あっせん調査において採用した雇用形態区分をそのまま採用したため、正社員、直用非正規、派遣、業務委託という区分で採取していた。しかしながら、この「直用非正規」という概念は、雇用契約における無期契約か有期契約かという区分と、所定労働時間のフルタイムかパートタイムかという区分と、さらには職場で正社員として処遇されているか否かという区分とが入り交じったものであり、法的には有意性に乏しい。実際、訴状や労働審判申立書においては、何よりもまず重要な事項として、当該雇用契約が有期契約であるか無期契約であるかが明記され、当該紛争が有期契約の雇止めであるのか無期契約の解雇であるのかが重大な争点となっていることも少なくない。

にもかかわらず、平成調査においては、無期パート等を有期労働者と合算して直用非正規として計上していた。逆に言えば、直用無期労働者のうち、パート、アルバイト等の名称で呼ばれる者は正社員に計上していなかった。

令和調査においては、平成調査との連続性の問題はあるものの、雇用形態を採取する本旨に立ち帰り、無期、有期、派遣、業務委託、その他という区分を採用することとした。これにより、平成調査では直用非正規に分類されていた無期パート等は、令和調査では無期に含めている。もっとも、平成調査との比較をする上では、両者の整合性をとる必要があるので、後述「6-3 平成調査方式による雇用形態」において、平成調査方式による区分による比較を行う。

令和調査結果を見ると、裁判上の和解、労働審判いずれも無期が8割弱と多数を占め、有期が2割弱であり、派遣は2%弱にとどまる。なお、雇用形態について労使間で意見が一致していないケース、例えば使用者側が契約文言に基づき有期と主張し、労働者側が実態に即して無期と主張しているようなケースにおいては、そのような紛争が生じていること自体が有期契約をめぐる紛争であることから、全て有期に分類している。従って、この分類は、仮に訴訟において判決が下されたときに裁判所が有期と判断するということを意味しているものではない。仮に判決に至れば就労の実態から無期と判断されるようなケースであっても、使用者側が有期契約の雇止めであると主張して現に雇用終了がなされているものは、ここでは全て有期の範疇に含まれることになる。

なお、平成調査との比較において興味深いのは、業務委託（使用者側が契約上業務委託と主張し、労働者側が労働者性を主張する事案）が増えていることであり、裁判上の和解で1件(0.5%)から9件(3.2%)へ、労働審判で1件(0.2%)から20件(2.5%)へと著しく増加している。

## (1) 裁判上の和解

表1-1-6-1-1 労働者の雇用形態(和解令和)

	件数	%
無期	220	78.0
有期	47	16.7
派遣	5	1.8
業務委託	9	3.2
親族	1	0.4
計	282	100.0

## (2) 労働審判

表1-1-6-1-2 労働者の雇用形態(審判令和)

	件数	%
無期	606	77.2
有期	144	18.3

派遣	14	1.8
インターンシップ	1	0.1
業務委託	20	2.5
計	785	100.0

## 6-2 雇用形態と給与形態

上述のように、平成調査では、労働局あっせんに係る先行調査研究において採用していた雇用形態区分をそのまま用いたため、無期パート等を有期労働者と合算して直用非正規として計上していた。逆に言えば、直用無期労働者のうち、パート、アルバイト等の名称で呼ばれる者は正社員に計上していなかった。しかしながら、雇用終了事案において重要な雇用形態区分は無期契約であるか有期契約であるかであり、訴状や労働審判申立書においても、まず何よりも契約が無期であるか有期であるかが明記されている。そこで、平成調査との連続性の問題はあるが、令和調査においては直用労働者の雇用形態区分は無期と有期とした。

しかしながら、平成調査との連続性の観点から、無期パート等を直用非正規に含めた表も作成して比較の用に供することとした。このため、まず令和調査における雇用形態と給与形態とをクロス集計し、雇用形態が無期で給与形態が時給である者を無期パート等とみなして、有期と合算して「直用非正規」とし、これを除いた無期を「正社員」として算定した<sup>19</sup>。

なおこのクロス集計表はいくつも興味深い情報を提供してくれる。平成調査の雇用形態区分にも影響を与えているように、ややもすると非正規労働者はひとしなみに時給労働者であるような印象があるが、実際は有期労働者の大多数は月給制であり、時給制の有期労働者の方が相当に少ない。そして、年俸制の有期労働者も少ないとはいえ無視し得ない数存在している。裁判上の和解では、有期労働者のうち時給制の者が19.1%、月給制の者が68.1%、年俸制の者が6.4%であり、労働審判では、有期労働者のうち時給制の者が22.2%、月給制の者が68.1%、年俸制の者が6.9%であった。

### (1) 裁判上の和解

表1-1-6-2-1 労働者の雇用形態と給与形態(和解令和)

	時給	日給	月給	年俸	計
無期	10(3.5%)	5(1.8%)	175(62.1%)	30(10.6%)	220(78.0%)
有期	9(3.2%)	3(1.1%)	32(11.3%)	3(1.1%)	47(16.7%)
派遣	4(1.4%)	-	1(0.4%)	-	5(1.8%)

<sup>19</sup> クロス集計は、両変数がともに採取されている事案に限られるため、その総ケース数は各変数単独集計の合計とは異なる場合がある。例えば、表1-1-6-2-2 労働者の雇用形態と給与形態のクロス集計(審判令和)の総計は783件であるが、表1-1-6-1-2 労働者の雇用形態(審判令和)の785件、表1-1-7-1-2 労働者の給与形態(審判令和)の783件の重なる部分が対象となっている。以下すべてのクロス集計は同様であり、各変数単独集計とは合計が異なる場合が多い。

業務委託	1(0.4%)	1(0.4%)	7(2.5%)	-	9(3.2%)
親族	-	-	1(0.4%)	-	1(0.4%)
計	24(8.5%)	9(3.2%)	216(76.6%)	33(11.7%)	282(100.0%)

## (2) 労働審判

表1-1-6-2-2 労働者の雇用形態と給与形態(審判令和)

	時給	日給	月給	年俸	その他	計
無期	20(2.6%)	12(1.5%)	496(63.3%)	75(9.6%)	1(0.1%)	604(77.1%)
有期	32(4.1%)	3(0.4%)	98(12.5%)	10(1.3%)	1(0.1%)	144(18.4%)
派遣	5(0.6%)	-	9(1.1%)	-	-	14(1.8%)
インターンシップ <sup>°</sup>	-	1(0.1%)	-	-	-	1(0.1%)
業務委託	4(0.5%)	5(0.6%)	11(1.4%)	-	-	20(2.6%)
計	61(7.8%)	21(2.7%)	614(78.4%)	85(10.9%)	2(0.3%)	783(100.0%)

## 6-3 平成調査方式による雇用形態

以上から、無期パート等の数は、裁判上の和解では10人、労働審判では20人であるので、これを有期労働者数と合算して、平成調査方式による雇用形態を算定すると次のようになる。これをみると、直用非正規の割合は裁判上の和解で19.2%から20.2%へ、労働審判では21.0%から20.9%へと、ほとんど変わっておらず、正社員が若干減少しているのは、業務委託が増えたことによるものであることが分かる。

### (1) 裁判上の和解

表1-1-6-3-1-1 労働者の雇用形態(平成調査方式)(和解令和)

	件数	%
正社員	210	74.4
直用非正規	57	20.2
派遣	5	1.8
業務委託	9	3.2
親族	1	0.4
計	282	100.0

表1-1-6-3-1-2 労働者の雇用形態(和解平成)

	件数	%
正社員	154	79.8



直用非正規	37	19.2
派遣	1	0.5
業務委託	1	0.5
計	193	100.0

## (2) 労働審判

表1-1-6-3-2-1 労働者の雇用形態(平成調査方式)(審判令和)

	件数	%
正社員	586	74.6
直用非正規	164	20.9
派遣	14	1.8
インターンシップ	1	0.1
業務委託	20	2.5
計	785	100.0

表1-1-6-3-2-2 労働者の雇用形態(審判平成)

	件数	%
正社員	343	75.9
直用非正規	95	21.0
派遣	13	2.9
業務委託	1	0.2
計	452	100.0

(注：平成調査では、「内定」を1件だけ別に項目立てしていたが、他にも内定取消事案があり、それらは「正社員」に区分していたため、不整合があった。今回は令和調査に合わせて正社員に含めて作表した。)

## 7 労働者の給与形態と給与形態別賃金額

以下、まず給与形態別の労働者数を見た上で、各給与形態毎に当該給与形態における給与計算単位当たりの賃金額を示す。

### 7-1 給与形態の分布

給与形態の分布を見ると、裁判上の和解で216件(76.6%)、労働審判で614件(78.4%)と、いずれも8割弱が月給制であり、さらに裁判上の和解で33件(11.7%)、労働審判で85件(10.9%)と、1割強が年俸制であり、時給制は裁判上の和解で24件(8.5%)、労働審判で61件(7.8%)と1割未満に過ぎない。

労働者全体について、このような給与形態別の人数を調査したものは存在しないので、こ

の裁判所利用者についてのデータが労働者全体の傾向とどの程度対応しているのかそれとも対応していないのかは不明であるが、仮にいわゆるパート・アルバイトがここでいう時給労働者に相当するとすれば、労働力調査でいう役員を除く雇用者の約4分の1を占めているので、著しく過小代表であるということになる。

## (1) 裁判上の和解

表1-1-7-1-1 労働者の給与形態(和解令和)

	件数	%
時給	24	8.5
日給	9	3.2
月給	216	76.6
年俸	33	11.7
計	282	100.0

## (2) 労働審判

表1-1-7-1-2 労働者の給与形態(審判令和)

	件数	%
時給	61	7.8
日給	21	2.7
月給	614	78.4
年俸	85	10.9
コマ給	1	0.1
出来高	1	0.1
計	783	100.0

### 7-2 時給労働者の時給額

時給労働者の時給額は、裁判上の和解で12件(50.0%)、労働審判で39件(63.9%)が1,000円～1,500円未満となっており、最低賃金プラスアルファの水準に設定されている者が多いと思われるが、それを大きく超える水準の時給も存在していることが分かる。これは、後述の給与形態別に見た賃金月額表に明らかであるが、いわゆる非正規格差のかなりの部分は時給と月給という給与形態格差であるように見える。

(1) 裁判上の和解

表1-1-7-2-1 時給労働者の時給額(和解令和)

	件数	%
1-1000円未満	3	12.5
1000-1500円未満	12	50.0
1500-2000円未満	8	33.3
2000円以上	1	4.2
計	24	100.0
平均値 (円)	1,375	
中央値 (円)	1,350	
第1四分位 (円)	1,035	
第3四分位 (円)	1,590	

(2) 労働審判

表1-1-7-2-2 時給労働者の時給額(審判令和)

	件数	%
1-1000円未満	2	3.3
1000-1500円未満	39	63.9
1500-2000円未満	10	16.4
2000円以上	10	16.4
計	61	100.0
平均値 (円)	1,499	
中央値 (円)	1,270	
第1四分位 (円)	1,100	
第3四分位 (円)	1,625	

7-3 日給労働者の日給額

日給労働者は極めて少ないが、日給額は概ね1万円台を中心に分布しているようである。

(1) 裁判上の和解

表1-1-7-3-1 日給労働者の日給額(和解令和)

	件数	%
1-10,000円未満	1	11.1
10,000-15,000円未満	3	33.3

15,000-20,000円未満	2	22.2
20,000-50,000円未満	1	11.1
50,000円以上	2	22.2
計	9	100.0
平均値（円）	31,791	
中央値（円）	15,000	
第1四分位（円）	10,600	
第3四分位（円）	41,500	

## (2) 労働審判

表1-1-7-3-2 日給労働者の日給額(審判令和)

	件数	%
1-10,000円未満	7	33.3
10,000-15,000円未満	7	33.3
15,000-20,000円未満	2	9.5
20,000-50,000円未満	4	19.0
50,000円以上	1	4.8
計	21	100.0
平均値（円）	21,592	
中央値（円）	13,000	
第1四分位（円）	8,750	
第3四分位（円）	18,750	

## 7-4 月給労働者の月給額

月給労働者は大部分を占め、その月給額は全体の月額賃金とほぼ同じ水準である。

### (1) 裁判上の和解

表1-1-7-4-1 月給労働者の月給額(和解令和)

	件数	%
1-5万円未満	-	-
5万-10万円未満	1	0.5
10万-20万円未満	14	6.5
20万-30万円未満	56	25.9
30万-40万円未満	56	25.9

40万・50万円未満	41	19.0
50万・100万円未満	41	19.0
100万・200万円未満	5	2.3
200万・300万円未満	1	0.5
300万円以上	1	0.5
計	216	100.0
平均値（円）	418,709	
中央値（円）	360,000	
第1四分位（円）	253,738	
第3四分位（円）	463,168	

## (2) 労働審判

表1-1-7-4-2 月給労働者の月給額(審判令和)

	件数	%
1・5万円未満	-	-
5万・10万円未満	2	0.3
10万・20万円未満	27	4.4
20万・30万円未満	238	38.8
30万・40万円未満	149	24.3
40万・50万円未満	76	12.4
50万・100万円未満	105	17.1
100万・200万円未満	11	1.8
200万・300万円未満	2	0.3
300万円以上	4	0.7
計	614	100.0
平均値（円）	416,209	
中央値（円）	310,000	
第1四分位（円）	250,000	
第3四分位（円）	444,962	

### 7-5 年俸労働者の年俸額

年俸労働者の年俸額は、裁判上の和解においても労働審判においても月給制等他の給与形態の労働者よりも際だって高額となっている。これは、後述の給与形態別に見た賃金月額を表に明らかであるが、年俸制は主として高給労働者に適用される給与形態であることが窺わ

れる。

## (1) 裁判上の和解

表1-1-7-5-1 年俸労働者の年俸額(和解令和)

	件数	%
1-500万円未満	-	-
500万-1000万円未満	14	42.4
1000万-2000万円未満	10	30.3
2000万円以上	9	27.3
計	33	100.0
平均値 (円)	13,396,569	
中央値 (円)	11,520,470	
第1四分位 (円)	7,400,000	
第3四分位 (円)	20,000,000	

## (2) 労働審判

表1-1-7-5-2 年俸労働者の年俸額(審判令和)

	件数	%
1-500万円未満	12	14.1
500万-1000万円未満	32	37.6
1000万-2000万円未満	31	36.5
2000万円以上	10	11.8
計	85	100.0
平均値 (円)	11,726,875	
中央値 (円)	9,300,000	
第1四分位 (円)	6,290,000	
第3四分位 (円)	14,000,000	

## 7-6 時給労働者の週労働時間

なお、時給労働者については、週労働時間の状況も見ておく。裁判上の和解では週30時間未満の短時間パートが多いが、労働審判ではフルタイムとあまり変わらない長時間パートが多くなっている。

## (1) 裁判上の和解

表1-1-7-6-1 時給労働者の週労働時間(和解令和)

	件数	%
20時間未満	4	16.7
20-30時間未満	10	41.7
30-40時間未満	6	25.0
40時間以上	4	16.7
計	24	100.0
平均値 (時間)	29.7	
中央値 (時間)	29.2	
第1四分位 (時間)	23.8	
第3四分位 (時間)	37.3	

## (2) 労働審判

表1-1-7-6-2 時給労働者の週労働時間(審判令和)

	件数	%
20時間未満	10	16.4
20-30時間未満	11	18.0
30-40時間未満	19	31.1
40時間以上	21	34.4
計	61	100.0
平均値 (時間)	32.8	
中央値 (時間)	36.8	
第1四分位 (時間)	24.4	
第3四分位 (時間)	41.3	

## 8 労働者の賃金月額

時給、日給、年俸等の給与形態の者の賃金額を全て月額換算して月給制の者と併せた賃金月額分布は、前回よりも若干上昇している。すなわち、裁判上の和解においては、平成調査では20万円台が最も多く、平均値433,363円、中央値300,894円、第1四分位数231,967円、第3四分位数500,000円であったものが、令和調査では30万円台が最も多く、平均値474,864円、中央値369,800円、第1四分位数250,342円、第3四分位数510,500円と、嵩上げされている。また労働審判においては、平成調査でも令和調査でも20万円台が最も多いことには変わりはないが、その前後の分布状況が大きく高額の方にシフトしており、平成調査では平均値

342,561円、中央値264,222円、第1四分位数204,360円、第3四分位数378,750円であったものが、令和調査では平均値454,052円、中央値320,700円、第1四分位数247,772円、第3四分位数482,558円と、大きく跳ね上がっている。

ちなみに、平成調査では労働局あっせんのデータも採取しており、それによると、10万円台が最も多く、平均値202,556円、中央値191,000円、第1四分位数140,000円、第3四分位数250,000円と、賃金月額は極めて低水準であった。この意味では、令和調査結果はこの格差をより拡大する方向にシフトしたと言える。

#### (1) 裁判上の和解

表1-1-8-1-1 賃金月額の分布(和解令和)

	件数	%
1-5万円未満	2	0.7
5万-10万円未満	3	1.1
10万-20万円未満	26	9.2
20万-30万円未満	62	22.0
30万-40万円未満	64	22.7
40万-50万円未満	46	16.3
50万-100万円未満	56	19.9
100万-200万円未満	20	7.1
200万-300万円未満	2	0.7
300万円以上	1	0.4
計	282	100.0
平均値 (円)	474,864	
中央値 (円)	369,800	
第1四分位 (円)	250,342	
第3四分位 (円)	510,500	

表1-1-8-1-2 賃金月額の分布(粗)(和解令和)

	件数	%
1-10万円未満	5	1.8
10万-20万円未満	26	9.2
20万-50万円未満	172	61.0
50万-100万円未満	56	19.9
100万円以上	23	8.2



計	282	100.0
---	-----	-------

表1-1-8-1-3 賃金月額分布(和解平成)

	件数	%
1-5万円未満	-	-
5万-10万円未満	3	1.6
10万-20万円未満	17	8.9
20万-30万円未満	70	36.6
30万-40万円未満	35	18.3
40万-50万円未満	18	9.4
50万-100万円未満	37	19.4
100万-200万円未満	8	4.2
200万-300万円未満	2	1.0
300万円以上	1	0.5
計	191	100.0
平均値 (円)	433,363	
中央値 (円)	300,894	
第1四分位 (円)	231,967	
第3四分位 (円)	500,000	

表1-1-8-1-4 賃金月額分布(粗)(和解平成)

	件数	%
1-10万円未満	3	1.6
10万-20万円未満	17	8.9
20万-50万円未満	123	64.4
50万-100万円未満	37	19.4
100万円以上	11	5.8
計	191	100.0

(2) 労働審判

表1-1-8-2-1 賃金月額分布(審判令和)

	件数	%
1-5万円未満	4	0.5
5万-10万円未満	10	1.3

10万・20万円未満	54	6.9
20万・30万円未満	267	34.1
30万・40万円未満	171	21.9
40万・50万円未満	87	11.1
50万・100万円未満	141	18.0
100万・200万円未満	39	5.0
200万・300万円未満	2	0.3
300万円以上	7	0.9
計	782	100.0
平均値（円）	454,052	
中央値（円）	320,700	
第1四分位（円）	247,772	
第3四分位（円）	482,558	

表1-1-8-2-2 賃金月額分布(粗)(審判令和)

	件数	%
1-10万円未満	14	1.8
10万・20万円未満	54	6.9
20万・50万円未満	525	67.1
50万・100万円未満	141	18.0
100万円以上	48	6.1
計	782	100.0

表1-1-8-2-3 賃金月額分布(審判平成)

	件数	%
1-5万円未満	3	0.7
5万・10万円未満	17	3.8
10万・20万円未満	76	16.8
20万・30万円未満	161	35.6
30万・40万円未満	87	19.2
40万・50万円未満	35	7.7
50万・100万円未満	60	13.3
100万・200万円未満	11	2.4
200万・300万円未満	1	0.2

300万円以上	1	0.2
計	452	100.0
平均値（円）	342,561	
中央値（円）	264,222	
第1四分位（円）	204,360	
第3四分位（円）	378,750	

表1-1-8-2-4 賃金月額の分布(粗)(審判平成)

	件数	%
1-10万円未満	20	4.4
10万-20万円未満	76	16.8
20万-50万円未満	283	62.6
50万-100万円未満	60	13.3
100万円以上	13	2.9
計	452	100.0

## 9 賃金月額の規定要因

ここで、労働者の賃金月額と労働者及び企業の諸属性をクロス集計して、賃金月額の規定要因を探っておく。

### 9-1 性別と賃金月額

裁判上の和解、労働審判いずれにおいても、男性の方が女性より高給の傾向が見られる。裁判上の和解では、平均値で見ると男性が526,365円、女性が391,891円、中央値で見ると男性が400,000円、女性が300,817円、第1四分位数では男性が298,600円、女性が210,000円、第3四分位数では男性が596,250円、女性が442,430円と、約3割分の大きな差がある。また労働審判においても、平均値で見ると男性が501,943円、女性が373,246円、中央値で見ると、男性が359,000円、女性が271,400円、第1四分位数では男性が262,000円、女性が220,000円、第3四分位数では男性が530,000円、女性が366,900円と、やはり2～3割の格差が存在している。

#### (1) 裁判上の和解

表1-1-9-1-1 性別に見た賃金月額(和解令和)

	男	女	計
1-5万円未満	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.7%)

5万-10万円未満	-	3(1.1%)	3(1.1%)
10万-20万円未満	10(3.5%)	16(5.7%)	26(9.2%)
20万-30万円未満	32(11.3%)	30(10.6%)	62(22.0%)
30万-40万円未満	41(14.5%)	23(8.2%)	64(22.7%)
40万-50万円未満	31(11.0%)	15(5.3%)	46(16.3%)
50万-100万円未満	43(15.2%)	13(4.6%)	56(19.9%)
100万-200万円未満	13(4.6%)	7(4.6%)	20(7.1%)
200万-300万円未満	2(0.7%)	-	2(0.7%)
300万円以上	1(0.4%)	-	1(0.4%)
計	174(61.7%)	108(38.3%)	282(100.0%)
平均値 (円)	526,365	391,891	474,864
中央値 (円)	400,000	300,817	369,800
第1四分位 (円)	298,600	210,000	250,342
第3四分位 (円)	596,250	442,430	510,500

## (2) 労働審判

表1-1-9-1-2 性別に見た賃金月額(審判令和)

	男	女	計
1-5万円未満	1(0.1%)	3(0.4%)	4(0.5%)
5万-10万円未満	2(0.3%)	8(1.0%)	10(1.3%)
10万-20万円未満	24(3.1%)	30(3.8%)	54(6.9%)
20万-30万円未満	140(17.9%)	127(16.2%)	267(34.1%)
30万-40万円未満	107(13.7%)	64(8.2%)	171(21.9%)
40万-50万円未満	69(8.8%)	18(2.3%)	87(11.1%)
50万-100万円未満	106(13.6%)	35(4.5%)	141(18.0%)
100万-200万円未満	35(4.5%)	4(0.5%)	39(5.0%)
200万-300万円未満	2(0.3%)	-	2(0.3%)
300万円以上	5(0.6%)	2(0.3%)	7(0.9%)
計	491(62.8%)	291(37.2%)	782(100.0%)
平均値 (円)	501,943	373,246	454,052
中央値 (円)	359,000	271,400	320,700
第1四分位 (円)	262,000	220,000	247,772
第3四分位 (円)	530,000	366,900	482,558

## 9-2 年齢と賃金月額

一般的な年功賃金のイメージでは、年齢が上がるにつれて賃金月額も上昇する傾向にありそうに思えるが、実際は必ずしもそのようになっていない。裁判上の和解では30代、労働審判では40代が最も高給で、年齢階級の両側になるほど低くなるという傾向が観察される。もっとも、そもそも年齢は2割程度しか採取できていないので、あまり信頼できる数値ではない。

### (1) 裁判上の和解

表1-1-9-2-1 年齢階級別に見た賃金月額(和解令和)

	10～20代	30代	40代	50代	60代以上	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	-	-	-	-	-
10万-20万円未満	2(2.9%)	-	-	1(1.5%)	2(2.9%)	5(7.4%)
20万-30万円未満	3(4.4%)	3(4.4%)	2(2.9%)	5(7.4%)	1(1.5%)	14(20.6%)
30万-40万円未満	-	1(1.5%)	5(7.4%)	1(1.5%)	4(5.9%)	11(16.2%)
40万-50万円未満	-	1(1.5%)	4(5.9%)	6(8.8%)	1(1.5%)	12(17.6%)
50万-100万円未満	1(1.5%)	5(7.4%)	3(4.4%)	8(11.8%)	3(4.4%)	20(29.8%)
100万-200万円未満	-	3(4.4%)	2(2.9%)	1(1.5%)	-	6(8.8%)
200万-300万円未満	-	-	-	-	-	-
300万円以上	-	-	-	-	-	-
計	6(8.8%)	13(19.1%)	16(23.5%)	22(32.4%)	11(16.2%)	68(100.0%)
平均値 (円)	265,679	661,155	556,288	517,636	386,057	474,864
中央値 (円)	205,000	506,667	411,950	442,770	350,000	369,800
第1四分位 (円)	159,000	337,573	312,500	277,500	225,000	250,342
第3四分位 (円)	347,517	930,000	702,338	661,396	600,000	510,500

### (2) 労働審判

表1-1-9-2-2 年齢階級別に見た賃金月額(審判令和)

	10～20代	30代	40代	50代	60代以上	計
1-5万円未満	1(0.7%)	-	-	-	-	1(0.7%)
5万-10万円未満	-	-	-	-	2(1.3%)	2(1.3%)
10万-20万円未満	2(1.3%)	-	2(1.3%)	2(1.3%)	3(2.0%)	9(6.0%)
20万-30万円未満	13(8.7%)	13(8.7%)	8(5.4%)	7(4.7%)	12(8.1%)	53(35.6%)

30万-40万円未満	5(3.4%)	2(1.3%)	4(2.7%)	12(8.1%)	8(5.4%)	31(20.8%)
40万-50万円未満	-	2(1.3%)	4(2.7%)	4(2.7%)	3(2.0%)	13(8.7%)
50万-100万円未満	1(0.7%)	5(3.4%)	10(6.7%)	8(5.4%)	8(5.4%)	32(21.5%)
100万-200万円未満	-	-	3(2.0%)	3(2.0%)	1(0.7%)	7(4.7%)
200万-300万円未満	-	-	-	-	-	-
300万円以上	-	-	-	1(0.7%)	-	1(0.7%)
計	22(14.8%)	22(14.8%)	32(21.5%)	36(24.2%)	37(24.8%)	149(100.0%)
平均値 (円)	257,410	362,220	617,678	469,868	393,439	454,052
中央値 (円)	242,231	275,000	433,333	363,850	300,000	320,700
第1四分位 (円)	202,250	237,897	277,725	282,000	219,450	247,772
第3四分位 (円)	303,863	483,197	639,848	542,910	513,920	482,558

### 9-3 職種

職種別に見た賃金月額は、管理職が飛び抜けて高給で、専門職、販売職、事務職がこれに次ぎ、サービス職とその他の職が低い。

#### (1) 裁判上の和解

表1-1-9-3-1 職種別に見た賃金月額(和解令和)

	管理職	専門職	事務職	販売職	サービス職	その他職	計
1-5万円未満	1(0.4%)	-	-	1(0.4%)	-	-	2(0.7%)
5万-10万円未満	-	-	-	3(1.1%)	-	-	3(1.1%)
10万-20万円未満	-	3(1.1%)	6(2.1%)	6(2.1%)	6(2.1%)	5(1.8%)	26(9.2%)
20万-30万円未満	1(0.4%)	12(4.3%)	27(9.6%)	7(2.5%)	9(3.2%)	6(2.1%)	62(22.0%)
30万-40万円未満	1(0.4%)	13(4.6%)	17(6.0%)	9(3.2%)	12(4.3%)	12(4.3%)	64(22.7%)
40万-50万円未満	4(1.4%)	9(3.2%)	18(6.4%)	4(1.4%)	6(2.1%)	5(1.8%)	46(16.3%)
50万-100万円未満	11(3.9%)	17(6.0%)	15(5.3%)	8(2.8%)	2(0.7%)	3(1.1%)	56(19.9%)
100万-200万円未満	11(3.9%)	5(1.8%)	1(0.4%)	3(1.1%)	-	-	20(7.1%)
200万-300万円未満	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	-	-	2(0.7%)
300万円以上	-	-	-	1(0.4%)	-	-	1(0.4%)
計	30(10.6%)	60(21.3%)	84(29.8%)	42(14.9%)	35(12.4%)	31(11.0%)	282(100.0%)
平均値 (円)	898,032	548,054	381,311	499,064	311,846	328,452	474,864
中央値 (円)	710,750	405,450	343,350	316,585	317,762	300,000	369,800
第1四分位 (円)	492,500	289,500	252,675	197,450	230,000	240,000	250,342
第3四分位 (円)	1,185,177	690,016	450,000	568,263	388,000	413,000	510,500

## (2) 労働審判

表1-1-9-3-2 職種別に見た賃金月額(審判令和)

	管理職	専門職	事務職	販売職	サービス	その他職	計
1-5万円未満	-	1(0.1%)	-	-	3(0.4%)	-	4(0.5%)
5万-10万円未満	-	1(0.1%)	3(0.4%)	1(0.1%)	4(0.5%)	1(0.1%)	10(1.3%)
10万-20万円未満	-	6(0.8%)	19(2.4%)	5(0.6%)	11(1.4%)	13(1.7%)	54(6.9%)
20万-30万円未満	3(0.4%)	42(5.4%)	91(11.6%)	50(6.4%)	42(5.4%)	39(5.0%)	267(34.1%)
30万-40万円未満	4(0.5%)	38(4.9%)	56(7.2%)	40(5.1%)	16(2.0%)	17(2.2%)	171(21.9%)
40万-50万円未満	9(1.2%)	14(1.8%)	24(3.1%)	20(2.6%)	8(1.0%)	12(1.5%)	87(11.1%)
50万-100万円未満	24(3.1%)	33(4.2%)	36(4.6%)	36(4.6%)	6(0.8%)	6(0.8%)	141(18.0%)
100万-200万円未満	20(2.6%)	10(1.3%)	4(0.5%)	5(0.6%)	-	-	39(5.0%)
200万-300万円未満	-	1(0.1%)	-	1(0.1%)	-	-	2(0.3%)
300万円以上	3(0.4%)	1(0.1%)	2(0.3%)	1(0.1%)	-	-	7(0.9%)
計	63(8.1%)	147(18.8%)	235(30.1%)	159(20.3%)	90(11.5%)	88(11.3%)	782(100.0%)
平均値(円)	971,435	499,445	420,372	446,773	276,692	292,311	454,052
中央値(円)	700,000	350,000	300,000	351,867	250,000	262,250	320,700
第1四分位(円)	486,000	266,000	234,000	250,000	209,000	210,000	247,772
第3四分位(円)	1,182,424	584,000	420,000	500,000	323,670	379,625	482,558

## 9-4 勤続期間

裁判上の和解では勤続期間に比例した賃金上昇がわずかに見られるが、労働審判ではほとんど見られない。

### (1) 裁判上の和解

表1-1-9-4-1 勤続期間別に見た賃金月額(和解令和)

	1月未満	1月-1年未満	1-5年未満	5-10年未満	10年以上	計
1-5万円未満	-	1(0.4%)	-	1(0.4%)	-	2(0.7%)
5万-10万円未満	-	1(0.4%)	2(0.7%)	-	-	3(1.1%)
10万-20万円未満	2(0.7%)	9(3.2%)	12(4.3%)	3(1.1%)	-	26(9.2%)
20万-30万円未満	5(1.8%)	28(9.9%)	18(6.4%)	8(2.8%)	3(1.1%)	62(22.0%)
30万-40万円未満	1(0.4%)	13(4.6%)	30(10.6%)	10(3.5%)	10(3.5%)	64(22.7%)
40万-50万円未満	1(0.4%)	17(6.0%)	12(4.3%)	5(1.8%)	11(3.9%)	46(16.3%)
50万-100万円未満	1(0.4%)	18(6.4%)	20(7.1%)	6(2.1%)	11(3.3%)	56(19.9%)
100万-200万円未満	-	4(1.4%)	13(4.6%)	2(0.7%)	1(0.4%)	20(7.1%)

200万-300万円未満	-	-	-	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.7%)
300万円以上	-	-	1(0.4%)	-	-	1(0.4%)
計	10(3.5%)	91(32.3%)	108(38.3%)	36(12.8%)	37(13.1%)	282(100.0%)
平均値 (円)	300,876	413,687	517,417	483,743	539,505	474,864
中央値 (円)	240,085	301,333	356,670	373,065	443,240	369,800
第1四分位 (円)	214,000	245,000	261,250	230,834	362,000	250,342
第3四分位 (円)	395,417	494,210	590,080	497,748	664,091	510,500

## (2) 労働審判

表1-1-9-4-2 勤続期間別に見た賃金月額(審判令和)

	1月未満	1月-1年未満	1-5年未満	5-10年未満	10年以上	計
1-5万円未満	-	3(0.4%)	1(0.1%)	-	-	4(0.5%)
5万-10万円未満	-	-	5(0.6%)	3(0.4%)	2(0.3%)	10(1.3%)
10万-20万円未満	2(0.3%)	18(2.3%)	25(3.2%)	4(0.5%)	5(0.6%)	54(6.9%)
20万-30万円未満	22(2.8%)	125(16.0%)	79(10.1%)	21(2.7%)	20(2.6%)	267(34.1%)
30万-40万円未満	5(0.6%)	59(7.5%)	63(8.1%)	23(2.9%)	21(2.7%)	171(21.9%)
40万-50万円未満	5(0.6%)	25(3.2%)	38(4.9%)	8(1.0%)	11(1.4%)	87(11.1%)
50万-100万円未満	5(0.6%)	68(8.7%)	39(5.0%)	18(2.3%)	11(1.4%)	141(18.0%)
100万-200万円未満	-	14(1.8%)	15(1.9%)	6(0.8%)	4(0.5%)	39(5.0%)
200万-300万円未満	1(0.1%)	-	-	1(0.1%)	-	2(0.3%)
300万円以上	1(0.1%)	-	5(0.6%)	-	1(0.1%)	7(0.9%)
計	41(5.2%)	312(39.9%)	270(34.5%)	84(10.7%)	75(9.6%)	782(100.0%)
平均値 (円)	477,142	403,928	504,001	476,637	444,832	454,052
中央値 (円)	250,000	300,000	322,792	343,635	346,500	320,700
第1四分位 (円)	231,700	246,250	247,500	270,000	230,000	247,772
第3四分位 (円)	413,334	500,000	450,000	569,069	482,300	482,558

## 9-5 役職

役職レベルが上がるにつれて賃金月額が上昇する傾向にあるが、役職なしにも少数だがかなりの高給がいる。



## (1) 裁判上の和解

表1-1-9-5-1 役職別に見た賃金月額(和解令和)

	役職なし	係長・監督級	課長・店長級	部長・工場長級	役員級	計
1-5万円未満	1(0.4%)	-	-	-	1(0.4%)	2(0.7%)
5万-10万円未満	3(1.1%)	-	-	-	-	3(1.1%)
10万-20万円未満	25(8.9%)	-	1(0.4%)	-	-	26(9.2%)
20万-30万円未満	58(20.6%)	-	2(0.7%)	1(0.4%)	1(0.4%)	62(22.0%)
30万-40万円未満	60(21.3%)	1(0.4%)	2(0.7%)	1(0.4%)	-	64(22.7%)
40万-50万円未満	39(13.8%)	2(0.7%)	3(1.1%)	2(0.7%)	-	46(16.3%)
50万-100万円未満	34(12.1%)	2(0.7%)	9(3.2%)	11(3.9%)	-	56(19.9%)
100万-200万円未満	2(0.7%)	-	3(1.1%)	13(4.6%)	2(0.7%)	20(7.1%)
200万-300万円未満	1(0.4%)	-	-	-	1(0.4%)	2(0.7%)
300万円以上	1(0.4%)	-	-	-	-	1(0.4%)
計	224(79.4%)	5(1.8%)	20(7.1%)	28(9.9%)	5(1.8%)	282(100.0%)
平均値(円)	383,412	465,331	675,224	944,040	1,152,634	474,864
中央値(円)	329,450	437,920	605,000	877,646	1,666,670	369,800
第1四分位(円)	240,620	370,369	385,000	524,080	131,584	250,342
第3四分位(円)	437,808	574,000	832,813	1,250,000	1,916,667	510,500

## (2) 労働審判

表1-1-9-5-2 役職別に見た賃金月額(審判令和)

	役職なし	係長・監督級	課長・店長級	部長・工場長級	役員級	計
1-5万円未満	4(0.5%)	-	-	-	-	4(0.5%)
5万-10万円未満	10(1.3%)	-	-	-	-	10(1.3%)
10万-20万円未満	52(6.6%)	-	-	2(0.3%)	-	54(6.9%)
20万-30万円未満	257(32.9%)	4(0.5%)	3(0.4%)	3(0.4%)	-	267(34.1%)
30万-40万円未満	149(19.1%)	11(1.4%)	7(0.9%)	2(0.3%)	2(0.3%)	171(21.9%)
40万-50万円未満	66(8.4%)	3(0.4%)	7(0.9%)	10(1.3%)	1(0.1%)	87(11.1%)
50万-100万円未満	83(10.6%)	6(0.8%)	25(3.2%)	22(2.8%)	5(0.6%)	141(18.0%)
100万-200万円未満	12(1.5%)	-	10(1.3%)	10(1.3%)	7(0.9%)	39(5.0%)
200万-300万円未満	2(0.3%)	-	-	-	-	2(0.3%)
300万円以上	3(0.4%)	-	-	3(0.4%)	1(0.1%)	7(0.9%)
計	638(81.6%)	24(3.1%)	52(6.6%)	52(6.6%)	16(2.0%)	782(100.0%)
平均値(円)	381,587	409,995	689,173	880,944	1,258,120	454,052

中央値（円）	295,866	362,250	525,709	539,445	1,023,001	320,700
第1四分位（円）	230,082	305,350	411,250	453,772	602,500	247,772
第3四分位（円）	400,000	492,750	904,985	994,083	1,896,888	482,558

## 9-6 雇用形態

無期＞有期という格差は大まかには存在するが、いずれも分散が大きくその分布が重なっており、後述の給与形態間格差に比べると階層構造は明確ではない。

### (1) 裁判上の和解

表1-1-9-6-1 雇用形態別に見た賃金月額(和解令和)

	無期	有期	派遣	業務委託	親族	計
1-5万円未満	1(0.4%)	-	-	1(0.4%)	-	2(0.7%)
5万-10万円未満	2(0.7%)	1(0.4%)	-	-	-	3(1.1%)
10万-20万円未満	16(5.7%)	10(3.5%)	-	-	-	26(9.2%)
20万-30万円未満	44(15.6%)	12(4.3%)	3(1.1%)	3(1.1%)	-	62(22.0%)
30万-40万円未満	50(17.7%)	8(2.8%)	2(0.7%)	3(1.1%)	1(0.4%)	64(22.7%)
40万-50万円未満	42(14.9%)	4(1.4%)	-	-	-	46(16.3%)
50万-100万円未満	45(16.0%)	10(3.5%)	-	1(0.4%)	-	56(19.9%)
100万-200万円未満	18(6.4%)	2(0.7%)	-	-	-	20(7.1%)
200万-300万円未満	1(0.4%)	-	-	1(0.4%)	-	2(0.7%)
300万円以上	1(0.4%)	-	-	-	-	1(0.4%)
計	220(78.0%)	47(16.7%)	5(1.8%)	9(3.2%)	1(0.4%)	282(100.0%)
平均値（円）	496,455	392,071	300,600	490,130	350,000	474,864
中央値（円）	388,078	300,000	280,500	300,000	350,000	369,800
第1四分位（円）	270,062	210,000	257,875	230,000	350,000	250,342
第3四分位（円）	545,738	512,000	353,376	499,000	350,000	510,500

### (2) 労働審判

表1-1-9-6-2 雇用形態別に見た賃金月額(審判令和)

	無期	有期	派遣	インターシフト*	業務委託	計
1-5万円未満	1(0.1%)	2(0.3%)	-	-	1(0.1%)	4(0.5%)
5万-10万円未満	4(0.5%)	5(0.6%)	-	-	1(0.1%)	10(1.3%)
10万-20万円未満	27(3.5%)	23(2.9%)	3(0.4%)	1(0.1%)	-	54(6.9%)
20万-30万円未満	206(26.3%)	48(6.1%)	6(0.8%)	-	7(0.9%)	267(34.1%)

30万-40万円未満	137(17.5%)	26(3.3%)	3(0.4%)	-	5(0.6%)	171(21.9%)
40万-50万円未満	70(9.0%)	13(1.7%)	1(0.1%)	-	3(0.4%)	87(11.1%)
50万-100万円未満	117(15.0%)	20(2.6%)	1(0.1%)	-	3(0.4%)	141(18.0%)
100万-200万円未満	33(4.2%)	6(0.8%)	-	-	-	39(5.0%)
200万-300万円未満	2(0.3%)	-	-	-	-	2(0.3%)
300万円以上	6(0.8%)	1(0.1%)	-	-	-	7(0.9%)
計	603(77.1%)	144(18.4%)	14(1.8%)	1(0.1%)	20(2.6%)	782(100.0%)
平均値(円)	479,691	381,457	290,151	160,000	333,154	454,052
中央値(円)	335,000	277,400	255,100	160,000	313,768	320,700
第1四分位(円)	250,000	205,382	211,391	160,000	250,000	247,772
第3四分位(円)	500,1000	418,330	366,050	160,000	436,500	482,558

### 9-7 給与形態

時給<日給<月給<年俸という階層構造がかなり明確に現れている。無期と有期という雇用形態格差がかなり縮小していることを併せ考えると、いわゆる非正規格差のかなりの部分は時給と月給という給与形態格差であるように見える。また、年俸制が高給労働者層に集中していることも窺われる。

#### (1) 裁判上の和解

表1-1-9-7-1 給与形態別に見た賃金月額(和解令和)

	時給	日給	月給	年俸	計
1-5万円未満	2(0.7%)	-	-	-	2(0.7%)
5万-10万円未満	2(0.7%)	-	1(0.4%)	-	3(1.1%)
10万-20万円未満	12(4.3%)	-	14(5.0%)	-	26(9.2%)
20万-30万円未満	6(2.1%)	-	56(19.9%)	-	62(22.0%)
30万-40万円未満	2(0.7%)	6(2.1%)	56(19.9%)	-	64(22.7%)
40万-50万円未満	-	1(0.4%)	41(14.5%)	4(1.4%)	46(16.3%)
50万-100万円未満	-	2(0.7%)	41(14.5%)	13(4.6%)	56(19.9%)
100万-200万円未満	-	-	5(1.8%)	15(5.3%)	20(7.1%)
200万-300万円未満	-	-	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.7%)
300万円以上	-	-	1(0.4%)	-	1(0.4%)
計	24(8.5%)	9(3.2%)	216(76.6%)	33(11.7%)	282(100.0%)
平均値(円)	176,997	398,937	418,709	1,079,766	474,864
中央値(円)	181,551	384,000	360,000	970,470	369,800

第1四分位（円）	112,706	308,881	253,738	625,000	250,342
第3四分位（円）	250,312	482,333	463,167	1,654,183	510,500

## (2) 労働審判

表1-1-9-7-2 給与形態別に見た賃金月額(審判令和)

	時給	日給	月給	年俸	コマ給	計
1-5万円未満	4(0.5%)	-	-	-	-	4(0.5%)
5万-10万円未満	6(1.3%)	1(0.1%)	2(0.3%)	-	1(0.1%)	10(1.3%)
10万-20万円未満	20(2.6%)	7(0.9%)	27(3.5%)	-	-	54(6.9%)
20万-30万円未満	21(2.7%)	7(0.9%)	238(30.4%)	1(0.1%)	-	267(34.1%)
30万-40万円未満	9(1.2%)	4(0.5%)	149(19.1%)	9(1.2%)	-	171(21.9%)
40万-50万円未満	-	1(0.1%)	76(9.7%)	10(1.3%)	-	87(11.1%)
50万-100万円未満	1(0.1%)	-	105(13.4%)	35(4.5%)	-	141(18.0%)
100万-200万円未満	-	1(0.1%)	11(1.4%)	27(3.5%)	-	39(5.0%)
200万-300万円未満	-	-	2(0.3%)	-	-	2(0.3%)
300万円以上	-	-	4(0.5%)	3(0.4%)	-	7(0.9%)
計	61(7.8%)	21(2.7%)	614(78.5%)	85(10.9%)	1(0.1%)	782(100.0%)
平均値（円）	204,114	282,664	416,209	953,738	620,000	454,052
中央値（円）	200,000	234,000	310,000	774,500	620,000	320,700
第1四分位（円）	147,773	159,200	250,000	500,000	620,000	247,772
第3四分位（円）	251,000	317,417	444,962	1,166,667	620,000	482,558

## 9-8 企業規模

従業員1万人以上の超大企業を除いて、企業規模は賃金月額にほとんど影響を与えていないように見える。

### (1) 裁判上の和解

表1-1-9-8-1 企業規模別に見た賃金月額(和解令和)

	1-30人未満	30-100人未満	100-300人未満	300-千人未満	千-3千人未満	3千-1万人未満	1万人以上	計
1-5万円未満	2(0.8%)	-	-	-	-	-	-	2(0.8%)
5万-10万円未満	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	-	-	-	2(0.8%)
10万-20万円未満	6(2.4%)	4(1.6%)	8(3.3%)	1(0.4%)	4(1.6%)	-	-	23(9.3%)
20万-30万円未満	14(5.7%)	8(3.3%)	12(4.9%)	10(4.1%)	6(2.4%)	3(1.2%)	1(0.4%)	54(22.0%)
30万-40万円未満	13(5.3%)	18(7.3%)	12(4.9%)	5(2.0%)	4(1.6%)	1(0.4%)	-	53(21.5%)

40万・50万円未満	13(5.3%)	10(4.1%)	10(4.1%)	5(2.0%)	2(0.8%)	1(0.4%)	-	41(16.7%)
50万・100万円未満	11(4.5%)	8(3.3%)	11(4.5%)	6(2.4%)	6(2.4%)	2(0.8%)	4(1.6%)	48(19.5%)
100万・200万円未満	4(1.6%)	1(0.4%)	6(2.4%)	6(2.4%)	1(0.4%)	-	2(0.8%)	20(8.1%)
200万・300万円未満	1(0.4%)	-	-	-	-	-	1(0.4%)	2(0.7%)
300万円以上	1(0.4%)	-	-	-	-	-	-	1(0.4%)
計	66(26.8%)	50(20.3%)	59(24.0%)	33(13.4%)	23(9.3%)	7(2.8%)	8(3.3%)	246(100.0%)
平均値（円）	506,196	394,556	453,287	552,240	446,359	411,443	1,121,484	474,864
中央値（円）	370,000	350,000	374,130	413,000	330,900	326,751	874,818	369,800
第1四分位（円）	250,000	287,050	250,000	244,300	230,000	255,750	648,477	250,342
第3四分位（円）	500,000	449,930	524,259	765,567	610,000	587,399	1,832,950	510,500

## (2) 労働審判

表1-1-9-8-2 企業規模別に見た賃金月額(審判令和)

	1-30人未満	30-100人未満	100-300人未満	300-千人未満	千・3千人未満	3千・1万人未満	1万人以上	計
1・5万円未満	-	1(0.1%)	-	-	-	1(0.1%)	-	2(0.3%)
5万・10万円未満	2(0.3%)	3(0.4%)	1(0.1%)	-	-	2(0.3%)	1(0.1%)	9(1.3%)
10万・20万円未満	11(1.5%)	13(1.8%)	8(1.1%)	5(0.7%)	8(1.1%)	6(0.8%)	-	51(7.2%)
20万・30万円未満	98(13.8%)	55(7.7%)	34(4.8%)	23(3.2%)	11(1.5%)	10(1.4%)	5(0.7%)	236(33.2%)
30万・40万円未満	67(9.4%)	37(5.2%)	19(2.7%)	10(1.4%)	10(1.4%)	4(0.6%)	5(0.7%)	152(21.4%)
40万・50万円未満	28(3.9%)	25(3.5%)	11(1.5%)	7(1.0%)	5(0.7%)	4(0.6%)	3(0.4%)	83(11.7%)
50万・100万円未満	41(5.8%)	32(4.5%)	24(3.4%)	16(2.3%)	8(1.1%)	6(0.8%)	6(0.8%)	133(18.7%)
100万・200万円未満	5(0.7%)	8(1.1%)	6(0.8%)	6(0.8%)	3(0.4%)	4(0.6%)	3(0.4%)	35(4.9%)
200万・300万円未満	-	-	-	-	1(0.1%)	-	1(0.1%)	2(0.3%)
300万円以上	-	-	3(0.4%)	3(0.4%)	-	-	1(0.1%)	7(1.0%)
計	252(35.5%)	174(24.5%)	106(14.9%)	70(9.9%)	46(6.5%)	37(5.2%)	25(3.5%)	710(100.0%)
平均値（円）	368,943	415,243	531,101	727,781	471,045	419,324	720,750	454,052
中央値（円）	309,000	332,000	321,500	362,251	316,700	276,500	422,400	320,700
第1四分位（円）	250,000	249,740	249,466	234,950	226,250	199,050	291,464	247,772
第3四分位（円）	418,756	459,997	529,438	750,000	507,500	524,209	818,462	482,558

## II 企業の属性

### 1 企業の業種

企業の業種も、労働者の職種と同様、平成調査では採っておらず、令和調査で始めて採取したものである。裁判上の和解と労働審判のいずれにおいても卸売業・小売業が最も多く、

前者では47人(16.7%)、後者では118人(15.0%)である。これに続くのは、裁判上の和解では医療・福祉の36人(12.8%)、製造業の31人(11.0%)であるが、労働審判では情報通信業の104人(13.2%)、製造業の78人(9.9%)である。情報通信業は裁判上の和解では22人(7.8%)で同率5位であり、裁判よりも労働審判に向かう傾向が見られるのに対し、医療・福祉は労働審判では69人(8.8%)で5位であり、労働審判よりも訴訟に向かう傾向が見られる。

(1) 裁判上の和解

表1-2-1-1-1 企業の業種(和解)

	件数	%
農業, 林業	-	-
漁業	-	-
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-
建設業	13	4.6
製造業	31	11.0
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.4
情報通信業	22	7.8
運輸業, 郵便業	21	7.4
卸売業, 小売業	47	16.7
金融業, 保険業	16	5.7
不動産業, 物品賃貸業	9	3.2
学術研究, 専門・技術サービス業	22	7.8
宿泊業, 飲食サービス業	19	6.7
生活関連サービス業, 娯楽業	10	3.5
教育, 学習支援業	12	4.3
医療, 福祉	36	12.8
複合サービス事業	-	-
サービス業 (他に分類されないもの)	23	8.2
公務 (他に分類されるものを除く)	-	-
分類不能の産業	-	-
計	282	100.0

表1-2-1-1-2 企業の業種(粗)(和解)

	件数	%
建設・製造業	44	15.6

情報通信業	22	7.8
運輸・郵便業	21	7.4
卸売・小売業	47	16.7
専門サービス業	34	12.1
医療，福祉	36	12.8
その他	78	27.7
計	282	100.0

(注：専門サービス業は、「学術研究，専門・技術サービス業」＋「教育，学習支援業」)

## (2) 労働審判

表1-2-1-2-1 企業の業種(審判)

	件数	%
農業，林業	1	0.1
漁業	-	-
鉱業，採石業，砂利採取業	-	-
建設業	37	4.7
製造業	78	9.9
電気・ガス・熱供給・水道業	11	1.4
情報通信業	104	13.2
運輸業，郵便業	48	6.1
卸売業，小売業	118	15.0
金融業，保険業	29	3.7
不動産業，物品賃貸業	33	4.2
学術研究，専門・技術サービス業	67	8.5
宿泊業，飲食サービス業	46	5.9
生活関連サービス業，娯楽業	37	4.7
教育，学習支援業	30	3.8
医療，福祉	69	8.8
複合サービス事業	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	75	9.6
公務（他に分類されるものを除く）	2	0.3
分類不能の産業	-	-
計	785	100.0

表1-2-1-2-2 企業の業種(粗)(審判)

	件数	%
建設・製造業	115	14.6
情報通信業	104	13.2
運輸・郵便業	48	6.1
卸売・小売業	118	15.0
専門サービス業	97	12.4
医療、福祉	69	8.8
その他	234	29.8
計	785	100.0

(注：専門サービス業は、「学術研究，専門・技術サービス業」＋「教育，学習支援業」)

## 2 企業規模(従業員数)

労働問題において通常最もよく用いられる企業の属性は従業員数によって表示される企業規模である。労働局あっせんに係る先行調査研究においては、あっせん処理票に事務局側が記入する欄として、労働組合の有無と並んで従業員数を記入する欄が存在し、平成調査においてもほぼ8割強の事案で採取できていた。しかしながら、平成調査を遂行する過程で判明したことであるが、裁判上の和解、労働審判いずれにおいても従業員数が明示されるようにはなっておらず、労働関係民事訴訟記録や労働審判記録に従業員数が記載されている場合にその数値を拾ったが、裁判上の和解では193件中42件(21.8%)、労働審判では452件中144件(31.9%)しか採取できなかった。

このため、令和調査においては当該事案の企業のホームページ等により従業員数を確認するという手法を採用した。これにより、令和調査においては、裁判上の和解では282件中246件(87.2%)、労働審判では785件中713件(90.8%)について従業員数を採取することができた。なお、厳密に言えば、記録閲覧時に検索により入手した従業員数と、当該事案が裁判所に提起された時点における従業員数とは若干の揺れがあり得るが、企業規模階層別の数値や平均値、中央値等の数値には大きな影響はないと考えられる。

その結果明らかになったのは、裁判上の和解も労働審判も想像以上に中小零細企業の労働者が活用しているという事実である。平成調査における労働局あっせんの数値と比較してみると、一般に中小企業に分類される従業員300人未満の企業の比率は、裁判上の和解で71.1%、労働審判で74.8%、平成の労働局あっせんで77.4%とほぼ4分の3前後でごくわずかな違いしか存在しない。さらに、小規模企業とされることの多い従業員30人未満の企業の比率を見ても、裁判上の和解で26.8%、労働審判で35.3%、平成の労働局あっせんで42.0%と、かなりの程度訴訟<労働審判<労働局あっせんという格差は存在するが、それでも訴訟を提起して



和解した労働者の4分の1以上は30人未満企業の労働者であり、決して狭い道ではない。そして、零細企業と呼ばれ、就業規則の作成義務もかからない従業員10人未満の企業の比率になると、裁判上の和解で9.3%、労働審判で16.3%、平成の労働局あっせんで20.9%であり、確かに零細企業の労働者ほど労働局あっせんを利用する傾向はあるが、それでもせいぜいダブルスコア程度であり、逆に訴訟を提起して和解した労働者の1割弱が10人未満の零細企業の労働者であるという事実は、かなり注目に値するものといえよう。

解雇等に関する紛争をめぐっては、長期の裁判闘争に耐えられる大企業の労働者にとっては不利であるが、大企業の経営者にとっては有利であり、長期の裁判闘争に耐えられない中小企業の労働者にとっては有利であるが、中小企業の経営者にとっては不利であるといった論評がされることが多い。一般的にそのような傾向があるといつてよいと思われるが、この企業規模に係るデータを見る限り、そうした傾向は一般に考えられているほど強いものではないようにも見える。

いずれにしても、そもそも裁判や労働審判記録にも書かれていない企業規模に係る情報が初めて明らかになったことにより、これまで想像に基づいて議論されていたことが確実な事実に基づいて議論しうるようになったことになり、この問題を議論する上での地歩が固められたと言えよう。

## (1) 裁判上の和解

表1-2-2-1-1 企業規模(和解令和)

	件数	%
1-10人未満	23	9.3
10-30人未満	43	17.5
30-50人未満	20	8.1
50-100人未満	30	12.2
100-300人未満	59	24.0
300-500人未満	12	4.9
500-1,000人未満	21	8.5
1,000-3,000人未満	23	9.3
3,000-5,000人未満	4	1.6
5,000-10,000人未満	3	1.2
10,000-30,000人未満	3	1.2
30,000-50,000人未満	1	0.4
50,000-100,000人未満	2	0.8
100,000人以上	2	0.8

計	246	100.0
平均值 (人)	2,223	
中央値 (人)	101	
第1四分位 (人)	26	
第3四分位 (人)	473	

表1-2-2-1-2 企業規模(粗)(和解令和)

	件数	%
1-30人未満	66	26.8
30-100人未満	50	20.3
100-300人未満	59	24.0
300-1,000人未満	33	13.4
1,000-3,000人未満	23	9.3
3,000-10,000人未満	7	2.8
10,000人以上	8	3.3
計	246	100.0

表1-2-2-1-3 企業規模(和解平成)(参考)

	件数	%
1-10人未満	5	11.9
10-30人未満	9	21.4
30-50人未満	7	16.7
50-100人未満	1	2.4
100-300人未満	7	16.7
300-500人未満	-	-
500-1,000人未満	5	11.9
1,000-3,000人未満	2	4.8
3,000-5,000人未満	2	4.8
5,000-10,000人未満	1	2.4
10,000-30,000人未満	-	-
30,000-50,000人未満	1	2.4
50,000-100,000人未満	-	-
100,000人以上	2	4.8
計	42	100.0

平均值 (人)	10,599	
中央値 (人)	50	
第1四分位 (人)	25	
第3四分位 (人)	678	

(2) 労働審判

表1-2-2-2-1 企業規模(審判令和)

	件数	%
1-10人未満	116	16.3
10-30人未満	136	19.1
30-50人未満	87	12.2
50-100人未満	88	12.3
100-300人未満	106	14.9
300-500人未満	33	4.6
500-1,000人未満	38	5.3
1,000-3,000人未満	46	6.5
3,000-5,000人未満	18	2.5
5,000-10,000人未満	19	2.7
10,000-30,000人未満	16	2.2
30,000-50,000人未満	4	0.6
50,000-100,000人未満	4	0.6
100,000人以上	2	0.3
計	713	100.0
平均值 (人)	2,132	
中央値 (人)	58	
第1四分位 (人)	16	
第3四分位 (人)	300	

表1-2-2-2-2 企業規模(粗)(審判令和)

	件数	%
1-30人未満	252	35.3
30-100人未満	175	24.5
100-300人未満	106	14.9
300-1,000人未満	71	10.0

1,000-3,000人未満	46	6.5
3,000-10,000人未満	37	5.2
10,000人以上	26	3.6
計	713	100.0

表1-2-2-2-3 企業規模(審判平成)(参考)

	件数	%
1-10人未満	40	27.8
10-30人未満	26	18.1
30-50人未満	15	10.4
50-100人未満	19	13.2
100-300人未満	17	11.8
300-500人未満	9	6.3
500-1,000人未満	7	4.9
1,000-3,000人未満	3	2.1
3,000-5,000人未満	3	2.1
5,000-10,000人未満	4	2.8
10,000-30,000人未満	-	-
30,000-50,000人未満	-	-
50,000-100,000人未満	-	-
100,000人以上	1	0.7
計	144	100.0
平均値 (人)	1,353	
中央値 (人)	30	
第1四分位 (人)	9	
第3四分位 (人)	150	

### Ⅲ 時間的コスト

#### 1 制度利用に係る期間

訴訟の提起や労働審判の申立から解決（裁判上の和解、労働審判における調停成立ないし審判）までの制度利用に係る期間は、前者の方が後者よりも相当長期にわたるという傾向は平成調査と令和調査で変わらない。しかしながらそのいずれにおいても、平成調査よりも令和調査においてやや長期化の傾向が見られる。

すなわち中央値で見た場合、平成調査においては訴訟期間では9.3か月もかかっているのに

対し労働審判期間は2.1か月であった。これが令和調査においては、訴訟期間が12.6か月に伸び、労働審判期間も3.1か月に伸びている。平成の労働局あっせんにかかる期間の中央値は1.4か月であったのに比べると、いずれもそれよりも長いとはいえ、平成調査の時には労働審判は裁判上の和解よりもむしろ労働局あっせんに近い時間的コストの少ない制度であると言えたのに対し、その度合が若干薄れた面がある。もっとも、対象時期が2020年及び2021年であることを考えると、この期間の長期化にはコロナ禍の影響が含まれている可能性がある。

(1) 裁判上の和解

表1-3-1-1-1 訴訟期間(和解令和)

	件数	%
1月未満	-	-
1-2月未満	2	0.7
2-3月未満	5	1.8
3-6月未満	28	9.9
6-9月未満	45	16.0
9-12月未満	45	16.0
12-18月未満	89	31.6
18-24月未満	39	13.8
24-36月未満	28	9.9
36月以上	1	0.4
計	282	100.0
平均値 (月)	13.8	
中央値 (月)	12.6	
第1四分位 (月)	8.3	
第3四分位 (月)	17.9	

表1-3-1-1-2 訴訟期間(和解平成)

	件数	%
1月未満	-	-
1-2月未満	3	1.6
2-3月未満	7	3.6
3-6月未満	37	19.2
6-9月未満	41	21.2
9-12月未満	26	13.5

12-18月未満	51	26.4
18-24月未満	22	11.4
24-36月未満	5	2.6
36月以上	1	0.5
計	193	100.0
平均値 (月)	10.8	
中央値 (月)	9.3	
第1四分位 (月)	6.0	
第3四分位 (月)	15.3	

## (2) 労働審判

表1-3-1-2-1 労働審判期間(審判令和)

	件数	%
1月未満	-	-
1-2月未満	135	17.2
2-3月未満	231	29.4
3-6月未満	358	45.6
6-9月未満	57	7.3
9-12月未満	3	0.4
12-18月未満	1	0.1
18-24月未満	-	-
24-36月未満	-	-
36月以上	-	-
計	785	100.0
平均値 (月)	3.5	
中央値 (月)	3.1	
第1四分位 (月)	2.3	
第3四分位 (月)	4.5	

表1-3-1-2-2 労働審判期間(審判平成)

	件数	%
1月未満	1	0.2
1-2月未満	118	26.1
2-3月未満	196	43.4

3-6月未満	131	29.0
6-9月未満	6	1.3
9-12月未満	-	-
12-18月未満	-	-
18-24月未満	-	-
24-36月未満	-	-
36月以上	-	-
計	452	100.0
平均値（月）	2.3	
中央値（月）	2.1	
第1四分位（月）	1.3	
第3四分位（月）	3.0	

## 2 事案発生から制度利用までの期間(潜在期間)

解雇、雇止め等の事案が発生してから、裁判所に訴訟を提起したり労働審判を申し立てたりするまでに要した期間をここでは潜在期間と呼び、両制度間で比較した。その結果、中央値で見ると労働審判の場合が3.0か月であるのに対して、裁判上の和解の場合には4.9か月とかなり長くなっており、いわば裁判所の敷居を跨ぐまでにあれこれと悩む時間が後者の方が長いという傾向が見られる。逆に言えば、労働審判の方が利用しやすさという意味での心理的な障壁が低いということであろう。この期間に関しては、平成調査と令和調査でほとんど違いが見られない。なお平成の労働局あっせんの場合、潜在期間はわずか0.7か月であり、事案発生からそれほど時間をおかずにいわば脊髓反射的にあっせん申請されていたことが窺われる。

### (1) 裁判上の和解

表1-3-2-1 潜在期間(和解令和)

	件数	%
1月未満	27	9.6
1-2月未満	33	11.7
2-3月未満	32	11.3
3-6月未満	84	29.8
6-9月未満	41	14.5
9-12月未満	24	8.5
12-18月未満	19	6.7

18-24月未満	8	2.8
24-36月未満	11	3.9
36月以上	3	1.1
計	282	100.0
平均値（月）	6.9	
中央値（月）	4.9	
第1四分位（月）	2.3	
第3四分位（月）	8.0	

## (2) 労働審判

表1-3-2-2 潜在期間(審判令和)

	件数	%
1月未満	141	18.0
1-2月未満	116	14.8
2-3月未満	140	17.8
3-6月未満	206	26.2
6-9月未満	99	12.6
9-12月未満	36	4.6
12-18月未満	27	3.4
18-24月未満	14	1.8
24-36月未満	2	0.3
36月以上	4	0.5
計	785	100.0
平均値（月）	4.5	
中央値（月）	3.0	
第1四分位（月）	1.4	
第3四分位（月）	5.7	

## 3 解決に要した期間

労働者にとっての最も重要な時間的コストの指標は、解雇などの紛争事案が発生してから和解や調停、審判等で問題が解決するまでに要した期間である。これは上述の潜伏期間と制度利用期間を併せた期間であるが、制度利用に係る期間の長期化に伴って、解決に要した期間も若干長期化の傾向が見られる。

すなわち中央値で見た場合、平成調査においては裁判上の和解の解決期間が14.1か月もか



かっているのに対し労働審判の解決期間は5.1か月で済んでいた。これが令和調査においては、裁判上の和解の解決期間が18.3か月に伸び、労働審判の解決期間も6.6か月に伸びている。平成の労働局あっせんにかかる解決期間の中央値は2.1か月であったのに比べると、いずれもそれよりも長いとはいえ、平成調査の時には労働審判は裁判上の和解よりもむしろ労働局あっせんに近い時間的コストの少ない制度であると言えたのに対し、その度合が若干薄れた面がある。もっとも、対象時期が2020年及び2021年であることを考えると、この期間の長期化にはコロナ禍の影響が含まれている可能性がある。

## (1) 裁判上の和解

表1-3-3-1-1 解決期間(和解令和)

	件数	%
1月未満	-	-
1-2月未満	-	-
2-3月未満	1	0.4
3-6月未満	10	3.5
6-9月未満	14	5.0
9-12月未満	31	11.0
12-18月未満	78	27.7
18-24月未満	66	23.4
24-36月未満	59	20.9
36-48月未満	15	5.3
48-60月未満	5	1.8
60月以上	3	1.1
計	282	100.0
平均値 (月)	21.0	
中央値 (月)	18.3	
第1四分位 (月)	13.5	
第3四分位 (月)	26.3	

表1-3-3-1-2 解決期間(和解平成)

	件数	%
1月未満	-	-
1-2月未満	-	-
2-3月未満	2	1.0

3-6月未満	13	6.8
6-9月未満	25	13.0
9-12月未満	35	18.2
12-18月未満	53	27.6
18-24月未満	29	15.1
24-36月未満	28	14.6
36-48月未満	4	2.1
48-60月未満	-	-
60月以上	3	1.6
計	192	100.0
平均値（月）	17.8	
中央値（月）	14.1	
第1四分位（月）	9.1	
第3四分位（月）	20.8	

(2) 労働審判

表1-3-3-2-1 解決期間(審判令和)

	件数	%
1月未満	-	-
1-2月未満	13	1.7
2-3月未満	64	8.2
3-6月未満	265	33.8
6-9月未満	227	28.9
9-12月未満	108	13.8
12-18月未満	69	8.8
18-24月未満	23	2.9
24-36月未満	12	1.5
36-48月未満	1	0.1
48-60月未満	1	0.1
60月以上	2	0.3
計	785	100.0
平均値（月）	7.8	
中央値（月）	6.6	
第1四分位（月）	4.6	

第3四分位（月）	9.3	
----------	-----	--

表1-3-3-2-2 解決期間(審判平成)

	件数	%
1月未満	-	-
1-2月未満	10	2.2
2-3月未満	51	11.3
3-6月未満	203	44.9
6-9月未満	114	25.2
9-12月未満	52	11.5
12-18月未満	14	3.1
18-24月未満	5	1.1
24-36月未満	1	0.2
36-48月未満	-	-
48-60月未満	2	0.4
60月以上	-	-
計	452	100.0
平均値（月）	6.0	
中央値（月）	5.1	
第1四分位（月）	3.2	
第3四分位（月）	7.2	

#### IV 弁護士及び他の紛争解決機関の利用

##### 1 弁護士の利用

これら紛争解決機関を利用する際に、法律専門家である弁護士を利用したかどうかを労働者側と使用者側それぞれについて利用した者と利用しなかった者に区分して、それをクロス集計して見ると、訴訟と労働審判いずれについても、労使のいずれも大多数が弁護士を利用していることが分かる。このことは平成調査と令和調査の間で大きな変化はない。ただ細かく見ると、裁判上の和解においては労働者側の98.2%、使用者側の99.3%とほぼ全てに近いケースで弁護士が利用されているのに対し、労働審判においては労働者側の94.1%、使用者側の96.3%とやや低くなっている。その結果、労使双方とも弁護士を立てているケースの比率は、裁判上の和解においては97.5%とやはり圧倒的多数であるのに対して、労働審判の場合には91.2%とかなり低くなっている。労使双方とも弁護士を立てずに本人同士がぶつかり合うケースも、裁判上の和解ではゼロだが、労働審判では0.8%とごくわずかではあるが一応

存在する。

なお、平成調査では裁判上の和解においても労働審判においても、弁護士の利用率が若干低かった。もっとも、平成の労働局あっせんでは、労使双方とも弁護士なしが95.0%と圧倒的多数であったことと比較すると、極めて対照的である。労働審判といえども、裁判所における手続である以上弁護士を利用することがほぼデフォルトになっていると見てよいと思われる。

## (1) 裁判上の和解

表1-4-1-1-1 弁護士の利用状況(和解令和)

		使用者側		
		有	無	計
労働者側	有	275(97.5%)	2(0.7%)	277(98.2%)
	無	5(1.8%)	-	5(1.8%)
	計	280(99.3%)	2(0.7%)	282(100.0%)

表1-4-1-1-2 弁護士の利用状況(和解平成)

		使用者側		
		有	無	計
労働者側	有	184(95.3%)	1(0.5%)	185(95.9%)
	無	8(4.1%)	-	8(4.1%)
	計	192(99.5%)	1(0.5%)	193(100.0%)

## (2) 労働審判

表1-4-1-2-1 弁護士の利用状況(審判令和)

		使用者側		
		有	無	計
労働者側	有	716(91.2%)	23(2.9%)	739(94.1%)
	無	40(5.1%)	6(0.8%)	46(5.9%)
	計	756(96.3%)	29(3.7%)	785(100.0%)

表1-4-1-2-2 弁護士の利用状況(審判平成)

		使用者側		
		有	無	計
労働者側	有	402(88.9%)	8(1.8%)	410(90.7%)

無	39(8.6%)	3(0.7%)	42(9.3%)
計	441(97.6%)	11(2.4%)	452(100.0%)

## 2 他の紛争解決機関

令和調査においては、他の紛争解決機関の利用状況についても調査項目に加えた。このうち、裁判上の和解における労働審判の利用は、そもそも制度的に労働審判に異議が申し立てられれば自動的に訴訟に移行するという仕組みになっているので、一定数存在することは当然である。実際には282件中29件（10.3%）と、ほぼ1割強が労働審判経由で訴訟となり、そこで和解で解決したケースということになる。

その他裁判上の和解においては、労働局あっせんが6件（2.1%）、労働委員会が3件（1.1%）、労政事務所が3件（1.1%）と、ごく少数のケースが他の紛争解決機関を経由している。一方労働審判の場合は、労働局あっせんが29件（3.7%）とやや多いが、労働委員会は2件（0.3%）、労政事務所は4件（0.5%）と極めて少ない。

総じて、同じ裁判所の中で接続している労働審判と訴訟の場合を除けば、他の紛争解決機関の利用状況はあまり高いものとは言えない。

### (1) 裁判上の和解

表1-4-2-1 他の紛争解決期間の利用状況(和解令和)

	利用者	%
労働審判	29	10.3
労働局あっせん	6	2.1
労働委員会	3	1.1
労政事務所	3	1.1

### (2) 労働審判

表1-4-2-2 他の紛争解決期間の利用状況(審判令和)

	利用者	%
労働局あっせん	29	3.7
労働委員会	2	0.3
労政事務所	4	0.5

## 3 労働組合

労働組合については、社内労組のケースと社外ユニオン（いわゆる合同労組）のケースに分けて集計したが、いずれもそれほどの数には上っていない。裁判上の和解では、社内労組

の利用が6件(2.1%)、社外ユニオンの利用が13件(4.6%)であるのに対して、労働審判の場合には、社内労組を利用したケースはゼロで、社外ユニオンの利用が19件(2.4%)にとどまる。

## (1) 裁判上の和解

表1-4-3-1 労働組合の利用状況(和解令和)

	利用者	%
社内労組	6	2.1
社外ユニオン	13	4.6

## (2) 労働審判

表1-4-3-2 労働組合の利用状況(審判令和)

	利用者	%
社内労組	-	-
社外ユニオン	19	2.4

## V 事案の内容

### 1 雇用終了形態

ここでいう雇用終了形態は、整理解雇、懲戒解雇、普通解雇、雇止め等々といった、雇用終了の外形的な形態のことであり、どういう理由でかかる雇用終了に至ったのかという雇用終了事由とは区別される。

裁判上の和解では普通解雇が114件(40.4%)、懲戒解雇が61件(21.6%)、整理解雇が31件(11.0%)で、これら3つを併せた解雇事案では206件(73.0%)であるのに対し、労働審判では普通解雇が365件(46.5%)、懲戒解雇が114件(14.5%)、整理解雇が90件(11.5%)で、これら3つを併せた解雇事案では569件(72.5%)であり、トータルではほとんど変わらないが、若干懲戒解雇が訴訟に多いという傾向はあるようである。

令和調査における特徴としては、休職期間満了による自然退職が裁判上の和解で15件(5.3%)、労働審判で27件(3.4%)と決して少なくない数に上っていることが挙げられよう。これは、近年の労働社会におけるメンタルヘルスの悪化を反映して、うつ病等により長期の休職期間に入ったが、それが治癒しないまま休職期間が満了したことをもって、企業側が自然退職による雇用終了を主張している事案である。休職期間満了という要件の充足に基づく自然退職という効果の発生を労働者側が認めないから紛争になっているわけであるが、裁判所にやってきた事案におけるこの比率からして、現実社会における同様の事態の発生はかなりの数に上っているのではないかと想像される。

なお、コロナ禍で話題になったいわゆるシフト制労働におけるシフト切り（通常入っていたシフトを入れてくれないため就労できない事態）も、裁判上の和解で1件(0.4%)、労働審判

で2件(0.3%)とごくわずかではあるがその姿を見せている。また、雇用形態における業務委託の増加に対応して、業務委託契約の解除についても、裁判上の和解で7件(2.5%)、労働審判で17件(2.2%)と少なくない数に上っている。もちろんこれらは、使用者側が契約上業務委託であるからその契約解除は労働法の適用外であると主張し、労働者側は就労の実態からその労働者性を主張してそれゆえにその解除は解雇ないし雇止めであると主張しているケースである。

(1) 裁判上の和解

表1-5-1-1-1 雇用終了形態(和解令和)

	件数	%
普通解雇	114	40.4
懲戒解雇	61	21.6
整理解雇	31	11.0
雇止め	36	12.8
退職勧奨	11	3.9
シフト切り	1	0.4
変更解約告知	1	0.4
内定取消	2	0.7
定年後再雇用拒否	2	0.7
自然退職(休職期間満了)	15	5.3
契約解除(業務委託)	7	2.5
金員交付打切り(親族)	1	0.4
計	282	100.0

表1-5-1-1-2 雇用終了形態(和解平成)

	件数	%
普通解雇	88	45.6
懲戒解雇	29	15.0
整理解雇	19	9.8
雇止め	17	8.8
退職勧奨	9	4.7
内定取消	3	1.6
自己都合退職	1	0.5
定年等	11	5.7

労働条件引下げ(賃金)	5	2.6
労働条件引下げ(その他)	1	0.5
在籍出向	1	0.5
配置転換	6	3.1
懲戒処分	3	1.6
計	193	100.0

## (2) 労働審判

表1-5-1-2-1 雇用終了形態(審判令和)

	件数	%
普通解雇	365	46.5
懲戒解雇	114	14.5
整理解雇	90	11.5
雇止め	90	11.5
退職勧奨	52	6.6
シフト切り	2	0.3
変更解約告知	1	0.1
内定取消	16	2.0
不採用	1	0.1
定年後再雇用拒否	8	1.0
自然退職(休職期間満了)	27	3.4
契約解除(業務委託)	17	2.2
任期満了(役員)	1	0.1
雇入契約終了(船員)	1	0.1
計	785	100.0

表1-5-1-2-2 雇用終了形態(審判平成)

	件数	%
普通解雇	222	49.1
懲戒解雇	71	15.7
整理解雇	48	10.6
雇止め	58	12.8
退職勧奨	18	4.0
内定取消	4	0.9



自己都合退職	4	0.9
定年等	7	1.5
労働契約の承継	1	0.2
労働条件引下げ(賃金)	6	1.3
労働条件引下げ(退職金)	1	0.2
労働条件引下げ(その他)	2	0.4
在籍出向	2	0.4
配置転換	8	1.8
計	452	100.0

## 2 雇用終了事由

ここでいう雇用終了事由とは、使用者側がいかなる理由を挙げて解雇その他の雇用終了を正当化しているかを採取したものである。その分類は基本的に、先行調査研究における労働局あっせん事案の分析において用いたものに基づいている。分類は精粗2種類のものを用いているが、大きくりの分類でいえば、態度不良や非行など労働者の行為に基づくものが裁判上の和解で141件(50.0%)、労働審判で407件(51.8%)とほぼ半数を占め、能力不足や傷病など労働者の能力・属性に基づくものが裁判上の和解で88件(31.2%)、労働審判で227件(28.9%)と約3割、経営上の理由が裁判上の和解で53件(18.8%)、労働審判で151件(19.2%)と2割弱となっている。

### (1) 裁判上の和解

表1-5-2-1-1 雇用終了事由(和解令和)

	件数	%
発言への制裁	9	3.2
労働条件変更(拒否)	9	3.2
態度不良	73	25.9
非行	44	15.6
私生活・副業	6	2.1
能力不足	61	21.6
傷病	24	8.5
障害	2	0.7
年齢	-	-
性的指向・家族	1	0.4
経営上の理由	53	18.8

計	282	100.0
---	-----	-------

表1-5-2-1-2 雇用終了事由(粗)(和解令和)

	件数	%
労働者の行為	141	50.0
労働者の能力・属性	88	31.2
経営上の理由	53	18.8
計	282	100.0

(2) 労働審判

表1-5-2-2-1 雇用終了事由(審判令和)

	件数	%
発言への制裁	23	2.9
労働条件変更(拒否)	13	1.7
態度不良	223	28.4
非行	115	14.6
私生活・副業・経歴	33	4.2
能力不足	163	20.8
傷病	48	6.1
障害	7	0.9
年齢	9	1.1
性的指向・家族	-	-
経営上の理由	151	19.2
計	785	100.0

表1-5-2-2-2 雇用終了事由(粗)(審判令和)

	件数	%
労働者の行為	407	51.8
労働者の能力・属性	227	28.9
経営上の理由	151	19.2
計	785	100.0

## VI 請求事項と請求金額

平成調査では先行する労働局あっせん調査のやり方をそのまま引き継いだことから、請求金額については単一の欄に記入する形で採取したため、結果的には、訴状に書かれた「訴額」や申立書に書かれた「労働審判を求める事項の額」をそのまま転記することとなってしまう、実際に原告や申立人が請求している額そのものとはかけ離れたものとなっていた。

これは、労働局あっせんでは本人が記入することを前提にごく簡素なあっせん申請書の作りとなっており、単純にざっくりとしたつかみの請求金額を書き込むだけであることが多いのに対し、労働審判や裁判上の和解においては大部分のケースにおいて弁護士が詳細な申立書や訴状を作成し、本人がやる場合であっても弁護士作成の申立書や訴状を見ならって作成することが多いことから、バックペイ、未払残業代、慰謝料といった請求事項ごとに細かく計算した請求金額を算出することがほとんどであるためである。

このうちバックペイについては、多くの訴状や労働審判申立書においては、事案発生日より前に発生していた未払賃金(残業代)や損害賠償(慰謝料)は確定額として請求しているが、事案発生日以降のバックペイについては、例えば「〇年〇月〇日から本労働審判確定に至るまで、毎月〇日限り、一か月金〇〇円の割合による金員を支払え」といった未確定額の形で請求がされている。そこで、請求金額を求めるためには、まず請求内容を区別し、それぞれごとに請求金額を算出することとした。なお、バックペイについては、当初は事案発生日から訴訟の提起や労働審判申立の日までの期間に相当する確定額と、そこから事案終結日までの期間に相当する未確定額に分けて算定する設計としていたが、いずれも一か月あたりの金額(多くの場合月額賃金額と一致するが、一部に若干異なる例もある。)は同じであることから、両者を併せると事案発生日から事案終結日までの期間に相当する未確定額となるので、これによる簡便な計算方法をとることとした。いずれにしても、これにより、平成調査と異なり、令和調査においてはより正確な項目ごとの請求金額を明らかにすることができた。

### 1 請求事項

まず請求事項についてみると、本調査の対象事案の選定基準自体が、請求事項として「地位確認」が入っているものであるため、当然全てということになる。その上で、主な請求事項であるバックペイと残業代と慰謝料で3重クロス集計した結果を見ると以下のようなになる。

#### (1) 裁判上の和解

裁判上の和解においては、282件中274件(97.2%)と圧倒的大部分がバックペイ請求をしているが、バックペイ請求のないものも8件(2.8%)と少数ながら存在する。これに対し残業代請求しているものは72件(25.5%)と4分の1弱であり、慰謝料請求しているものは112件(39.7%)と4割弱である。

表1-6-1-1 請求事項(和解令和)

				残業代請求		
				有	無	計
バックペイ	有	慰謝料	有	26(9.2%)	79(28.0%)	105(37.2%)
			無	44(15.6%)	125(44.3%)	169(59.9%)
			計	70(24.8%)	204(72.3%)	274(97.2%)
	無		有	2(0.7%)	5(1.8%)	7(2.5%)
			無	-	1(0.4%)	1(0.4%)
			計	2(0.7%)	6(2.1%)	8(2.8%)
	計		有	28(9.9%)	84(29.8%)	112(39.7%)
			無	44(15.6%)	126(44.7%)	170(60.3%)
			計	72(25.5%)	210(74.5%)	282(100.0%)

## (2) 労働審判

労働審判においても785件中762件(97.1%)と圧倒的大部分がバックペイ請求しているが、バックペイ請求のないものも23件(2.9%)存在する。裁判上の和解と異なる傾向を見せているのは、残業代請求をしているものが114件(14.5%)とかなり少ない点である。労働審判は簡易迅速ということから、事細かな残業時間の提示とその計算が必要な残業代請求にはやや消極的になるのかも知れない。これに対し、慰謝料請求をしているものは254件(32.4%)であり、裁判上の和解よりも若干比率は低いがそれなりの数に上っている。これは、残業代請求と異なり、慰謝料請求はかなりの程度つかみの金額であることによるものと考えられる。実際、労働審判の場合慰謝料額を100万円とするものが、254件中79件(31.1%)であり、他も200万円、300万円といった切りのいい数字が多い。

表1-6-1-2 請求事項(審判令和)

				残業代請求		
				有	無	計
バックペイ	有	慰謝料	有	46(5.9%)	198(25.2%)	244(31.1%)
			無	66(8.4%)	452(57.6%)	518(66.0%)
			計	112(14.3%)	650(82.8%)	762(97.1%)
	無		有	1(0.1%)	9(1.1%)	10(1.3%)
			無	1(0.1%)	12(1.5%)	13(1.7%)
			計	2(0.3%)	21(2.7%)	23(2.9%)
	計		有	47(6.0%)	207(26.4%)	254(32.4%)

		無	67(8.5%)	464(59.1%)	531(67.6%)
		計	114(14.5%)	671(85.5%)	785(100.0%)

## 2 バックペイ請求額

以下、各請求事項ごとに請求金額の分布状況を見ていく。まず、裁判上の和解でも労働審判でも圧倒的大部分が請求しているバックペイの請求額であるが、中央値で見ると裁判上の和解が6,888,449円、労働審判が2,229,191円で、3倍以上という非常に大きな落差が存在する。賃金月額中央値で見ると裁判上の和解は369,800円、労働審判は320,700円であり、両者間にあまり差はないので、これは主として解決期間の格差がもたらしているものである。すなわち、解決期間の中央値は裁判上の和解が18.3か月、労働審判は6.6か月とほぼ3倍近い格差があるので、それに若干の月額賃金格差が加わってこの大きなバックペイ請求額の落差となっているのである。

### (1) 裁判上の和解

表1-6-2-1 バックペイ請求額(和解令和)

	件数	%
1-50万円未満	2	0.7
50万-100万円未満	3	1.1
100万-200万円未満	21	7.7
200万-300万円未満	24	8.8
300万-500万円未満	50	18.2
500万-1000万円未満	87	31.8
1000万-2000万円未満	61	22.3
2000万-3000万円未満	13	4.7
3000万-5000万円未満	10	3.6
5000万円以上	3	1.1
計	274	100.0
平均値 (円)	9,652,096	
中央値 (円)	6,888,449	
第1四分位 (円)	3,891,245	
第3四分位 (円)	11,959,524	

## (2) 労働審判

表1-6-2-2 バックペイ請求額(審判令和)

	件数	%
1-50万円未満	21	2.8
50万-100万円未満	80	10.5
100万-200万円未満	233	30.6
200万-300万円未満	162	21.3
300万-500万円未満	144	18.9
500万-1000万円未満	90	11.8
1000万-2000万円未満	25	3.3
2000万-3000万円未満	3	0.4
3000万-5000万円未満	3	0.4
5000万円以上	1	0.1
計	762	100.0
平均値 (円)	3,340,630	
中央値 (円)	2,229,191	
第1四分位 (円)	1,420,163	
第3四分位 (円)	3,756,631	

## 3 残業代請求額

次に、裁判上の和解で25.5%、労働審判で14.5%とやや少ない残業代の請求額である。中央値で見ると裁判上の和解が2,000,532円、労働審判が1,028,327円と、ほぼダブルスコアになっている。

### (1) 裁判上の和解

表1-6-3-1 残業代請求額(和解令和)

	件数	%
1-50万円未満	11	15.3
50万-100万円未満	4	5.6
100万-200万円未満	21	29.2
200万-300万円未満	12	16.7
300万-500万円未満	9	12.5
500万-1000万円未満	12	16.7
1000万円以上	3	4.2

計	72	100.0
平均値（円）	3,323,515	
中央値（円）	2,000,532	
第1四分位（円）	1,128,949	
第3四分位（円）	3,982,359	

## (2) 労働審判

表1-6-3-2 残業代請求額(審判令和)

	件数	%
1・50万円未満	34	29.8
50万・100万円未満	22	19.3
100万・200万円未満	17	14.9
200万・300万円未満	16	14.0
300万・500万円未満	11	9.6
500万・1000万円未満	10	8.8
1000万円以上	4	3.5
計	114	100.0
平均値（円）	2,197,815	
中央値（円）	1,028,327	
第1四分位（円）	373,643	
第3四分位（円）	2,770,735	

## 4 慰謝料請求額

裁判上の和解で39.7%、労働審判で32.4%とそれなりの数に上っている慰謝料の請求額を見ると、中央値は裁判上の和解で1,925,000円、労働審判で1,100,000円と、やはり倍近い差がついている。慰謝料はそもそもつかみの金額なので、差がつく理由はあまりないようにも思われるが、簡易迅速な制度ということで若干気合いに違いが出るのかも知れない。

### (1) 裁判上の和解

表1-6-4-1 慰謝料請求額(和解令和)

	件数	%
1・50万円未満	9	8.0
50万・100万円未満	13	11.6
100万・200万円未満	34	30.4

200万・300万円未満	31	27.7
300万・500万円未満	14	12.5
500万・1000万円未満	10	8.9
1000万円以上	1	0.9
計	112	100.0
平均値（円）	2,132,218	
中央値（円）	1,825,000	
第1四分位（円）	1,000,000	
第3四分位（円）	2,283,925	

## (2) 労働審判

表1-6-4-2 慰謝料請求額(審判令和)

	件数	%
1-50万円未満	14	5.5
50万・100万円未満	24	9.4
100万・200万円未満	123	48.4
200万・300万円未満	32	12.6
300万・500万円未満	46	18.1
500万・1000万円未満	15	5.9
1000万円以上	-	-
計	254	100.0
平均値（円）	1,835,227	
中央値（円）	1,100,000	
第1四分位（円）	1,000,000	
第3四分位（円）	2,535,000	

## 5 請求金額

以上の各請求事項ごとの請求金額を足し上げて全体の請求金額を算出すると、各項目ごとの格差が足し合わされて、裁判上の和解と労働審判の間の格差がより大きくなる。すなわち、中央値で見た場合、裁判上の和解における総請求金額は8,406,467円であるのに対して、労働審判における総請求金額は2,930,324円である。

なお参考までに言うと、訴状や労働審判申立書に書かれた訴額や労働審判を求める事項の額をそのまま転記して得られた平成調査における請求金額は、裁判上の和解で5,286,333円、労働審判で2,600,000円であり、結果的にあまり大きな違いにはなっていないようにも見



える。

(1) 裁判上の和解

表1-6-5-1-1 請求金額(和解令和)

	件数	%
1-50万円未満	1	0.4
50万-100万円未満	6	2.1
100万-200万円未満	15	5.3
200万-300万円未満	14	5.0
300万-500万円未満	42	14.9
500万-1000万円未満	93	33.1
1000万-2000万円未満	76	27.0
2000万-3000万円未満	19	6.8
3000万-5000万円未満	11	3.9
5000万円以上	4	1.4
計	281	100.0
平均値 (円)	11,118,840	
中央値 (円)	8,406,467	
第1四分位 (円)	4,532,063	
第3四分位 (円)	15,259.390	

表1-6-5-1-2 請求金額(粗)(和解令和)

	件数	%
1-100万円未満	7	2.5
100万-300万円未満	29	10.3
300万-1000万円未満	135	48.0
1000万-3000万円未満	95	33.8
3000万円以上	15	5.3
計	281	100.0

(2) 労働審判

表1-6-5-2-1 請求金額(審判令和)

	件数	%
1-50万円未満	15	1.9

50万-100万円未満	59	7.6
100万-200万円未満	174	22.5
200万-300万円未満	150	19.4
300万-500万円未満	173	22.4
500万-1000万円未満	148	19.1
1000万-2000万円未満	45	5.8
2000万-3000万円未満	5	0.6
3000万-5000万円未満	4	0.5
5000万円以上	1	0.1
計	774	100.0
平均値（円）	4,268,808	
中央値（円）	2,930,324	
第1四分位（円）	1,649,692	
第3四分位（円）	5,162,628	

表1-6-5-2-2 請求金額(粗)(審判令和)

	件数	%
1-100万円未満	74	9.6
100万-300万円未満	324	41.9
300万-1000万円未満	321	41.5
1000万-3000万円未満	50	6.5
3000万円以上	5	0.6
計	774	100.0

## Ⅶ 解決内容と解決金額

### 1 解決内容

解決内容については、調査項目の立て方において、令和調査では平成調査と異なる組立て方を採っている。すなわち、平成調査においては、先行する労働局あっせん調査のやり方をそのまま引き継いだことから、解決内容をまず金銭解決かそれ以外かに分けた上で、後者の具体的内容を採取するというやり方を採った。これは、一つには労働局あっせんでは解決するケースの方が少なく、解決に至ったものもほとんどが金銭解決であることから、それに引き寄せられたものである。

今回の令和調査においては、解決内容について、金銭解決したか否かと雇用が存続したか否かの二つの軸によるクロス集計表の形で結果を示すこととした。これはその全ての事案に

において地位確認を請求していることを前提に、それがどれくらい実現しており、それに代わる解決方法としての金銭解決がどれくらい実現しているかを明らかにするための表示方法である。実際には、地位確認が実現し雇用存続しつつ金銭補償を得ているケースもあれば、雇用が終了したまま金銭補償も実現できないケースもあることから、このような表示方法の方がより実際の姿を適切に示すことになると思われる。

まず令和調査について、解決内容を雇用存続の有無と金銭解決の有無で見ると、裁判上の和解で272件(96.5%)、労働審判で758件(96.6%)と、いずれも96%以上が雇用存続せずに金銭解決しており、これが圧倒的大部分を占めている。労働審判ないし裁判上の和解で解決した事案に関する限り、請求事項においてはその全てにおいて地位確認を求めているながら、解決内容としてはそのほとんどにおいて地位確認せずに金銭解決しているという今日の雇用終了事案の姿が浮かび上がってくる。これに対し、何らかの形で雇用存続が実現したケースは、裁判上の和解で3件(1.1%)、労働審判で6件(0.8%)と、極めて少数に留まっている。極めて少数とはいえ、その内訳も興味深い。すなわち、裁判上の和解においては、雇用存続した3件は全て金銭補償も得ており、金銭解決なしに雇用存続したケースはないのに対して、労働審判においては、雇用存続と金銭補償の両方を勝ち得たケースは1件(0.1%)にとどまり、残りの5件(0.6%)は金銭補償なしの雇用存続となっていることである。

令和調査についてこのように表示方法を変えたことから、平成調査の結果についても原データに基づき、同様のクロス集計表の形とした。これを見ると、やはり雇用存続せずに金銭解決しているケースが最も多いが、裁判上の和解で174件(90.2%)、労働審判で433件(95.8%)と、特に裁判上の和解で若干少ない。これに対し、何らかの形で雇用存続が実現したケースは、裁判上の和解で5件(2.6%)と若干多い一方、労働審判では2件(0.4%)と極めて少なかった。また、裁判上の和解では雇用存続した5件の全てで金銭補償を得ていないのに対し、労働審判では雇用存続した2件中、金銭補償ありとなしがそれぞれ1件ずつという結果であった。

## (1) 裁判上の和解

表1-7-1-1-1 解決内容(和解令和)

		雇用存続		
		有	無	計
金銭解決	有	3(1.1%)	272(96.5%)	275(97.5%)
	無	-	7(2.5%)	7(2.5%)
	計	3(1.1%)	279(98.9%)	282(100.0%)

表1-7-1-1-2 解決内容(和解平成)

		雇用存続		
		有	無	計
金銭解決	有	-	174(90.2%)	174(90.2%)
	無	5(2.6%)	14(7.3%)	19(9.8%)
	計	5(2.6%)	188(97.4%)	193(100.0%)

## (2) 労働審判

表1-7-1-2-1 解決内容(審判令和)

		雇用存続		
		有	無	計
金銭解決	有	1(0.1%)	758(96.6%)	759(96.7%)
	無	5(0.6%)	21(2.7%)	26(3.3%)
	計	6(0.8%)	779(99.2%)	785(100.0%)

表1-7-1-2-2 解決内容(審判平成)

		雇用存続		
		有	無	計
金銭解決	有	1(0.2%)	433(95.8%)	434(96.0%)
	無	1(0.2%)	17(3.8%)	18(4.0%)
	計	2(0.4%)	450(99.6%)	452(100.0%)

## 2 解決金額

先行調査研究においても、調査事項のうちで最も注目を集め、関心を惹いてきたのは、いふまでもなく解決金額(実額)である。平成調査に比べて、令和調査では裁判上の和解と労働審判のいずれも解決金額がかなり上昇している。なお、表を見れば分かるように、いずれにおいても平均値は極めて高く、第3四分位数の近辺にあるが、これは一部の極めて多額の解決金額に引っ張られているためであって、全体の状況を見る上では中央値と第1四分位数、第3四分位数で判断することが望ましい。

まず裁判上の和解について見ると、平成調査では100万円台が36件(20.7%)と最も多く、中央値が2,301,357円、第1四分位数が900,000円、第3四分位数が5,075,000円であったのに対し、令和調査では最多階層は100万円台と300～400万円台が54件(19.6%)の同数で、中央値が3,000,000円、第1四分位数が1,200,000円、第3四分位数が6,000,000円と、全体として約3割増しになっている。この最大の要因は、労働者の月額賃金額の上昇であり、後述の通り、

解決金額を賃金月額で除した月収表示の解決金額で見ると、平成調査と令和調査の間であまり差がない。

労働審判についても同様で、平成調査と令和調査でいずれも最多階層は100万円台であるが、前者ではそれより低い階層に多く分布していたのに対し、後者ではそれより高い階層に多く分布している。平成調査における中央値は1,100,000円、第1四分位数が600,000円、第3四分位数が2,400,000円であったのに対し、令和調査では中央値が1,500,000円、第1四分位数が800,000円、第3四分位数が3,000,000円であり、やはり3割増し前後となっている。こちらも、月収表示の解決金額にすると、平成調査と令和調査であまり差がなくなる。

### (1) 裁判上の和解

表1-7-2-1-1 解決金額の分布(和解令和)

	件数	%
1-5万円未満	-	-
5万-10万円未満	2	0.7
10万-20万円未満	7	2.5
20万-30万円未満	4	1.5
30万-40万円未満	4	1.5
40万-50万円未満	2	0.7
50万-100万円未満	33	12.0
100万-200万円未満	54	19.6
200万-300万円未満	28	10.2
300万-500万円未満	54	19.6
500万-1000万円未満	45	16.4
1000万-2000万円未満	26	9.5
2000万-3000万円未満	6	2.2
3000万-5000万円未満	6	2.2
5000万円以上	4	1.5
計	275	100.0
平均値 (円)	6,134,219	
中央値 (円)	3,000,000	
第1四分位 (円)	1,200,000	
第3四分位 (円)	6,000,000	

表1-7-2-1-2 解決金額の分布(和解平成)

	件数	%
1-5万円未満	-	-
5万-10万円未満	1	0.6
10万-20万円未満	10	5.7
20万-30万円未満	1	0.6
30万-40万円未満	3	1.7
40万-50万円未満	4	2.3
50万-100万円未満	25	14.4
100万-200万円未満	36	20.7
200万-300万円未満	21	12.1
300万-500万円未満	27	15.5
500万-1000万円未満	27	15.5
1000万-2000万円未満	9	5.2
2000万-3000万円未満	7	4.0
3000万-5000万円未満	3	1.7
5000万円以上	-	-
計	174	100.0
平均値 (円)	4,507,660	
中央値 (円)	2,301,357	
第1四分位 (円)	900,000	
第3四分位 (円)	5,075,000	

## (2) 労働審判

表1-7-2-2-1 解決金額の分布(審判令和)

	件数	%
1-5万円未満	1	0.1
5万-10万円未満	4	0.5
10万-20万円未満	13	1.7
20万-30万円未満	16	2.1
30万-40万円未満	23	3.0
40万-50万円未満	25	3.3
50万-100万円未満	149	19.6
100万-200万円未満	219	28.9

200万・300万円未満	109	14.4
300万・500万円未満	107	14.1
500万・1000万円未満	62	8.2
1000万・2000万円未満	19	2.5
2000万・3000万円未満	7	0.9
3000万・5000万円未満	3	0.4
5000万円以上	2	0.3
計	759	100.0
平均値（円）	2,852,637	
中央値（円）	1,500,000	
第1四分位（円）	800,000	
第3四分位（円）	3,000,000	

表1-7-2-2-2 解決金額の分布(審判平成)

	件数	%
1・5万円未満	-	-
5万・10万円未満	11	2.5
10万・20万円未満	13	3.0
20万・30万円未満	22	5.1
30万・40万円未満	17	3.9
40万・50万円未満	18	4.1
50万・100万円未満	103	23.7
100万・200万円未満	117	27.0
200万・300万円未満	45	10.4
300万・500万円未満	42	9.7
500万・1000万円未満	27	6.2
1000万・2000万円未満	14	3.2
2000万・3000万円未満	5	1.2
3000万・5000万円未満	-	-
5000万円以上	-	-
計	434	100.0
平均値（円）	2,297,119	
中央値（円）	1,100,000	
第1四分位（円）	600,000	

第3四分位（円）	2,400,000	
----------	-----------	--

## VIII 他の変数との関係における解決金額

一般的に解決金額と一定の相関関係があると考えられる変数として、賃金月額、勤続期間、解決期間等がある。これらとのクロス集計結果は第2節において示されるが、それに先立って解決金額とこれら諸変数との相関係数を算出すると以下ようになる。

これを見る限り、賃金月額との相関は極めて高く、勤続期間との相関もかなりの程度で認められるが、解決期間についてはそうではない。令和調査では裁判上の和解においてなお若干の相関が見受けられるが、労働審判ではほとんど相関関係はないし、平成調査では裁判上の和解と労働審判のいずれにおいても相関関係はみられない。つまり、解決期間が長い方が解決金額が高いとはいえないのである。

表 1-8-0-1

解決金額との相関		他の変数	相関係数
令和 調査	裁判上の和解	賃金月額	0.478**(1%水準で有意)
		勤続期間	0.177**(1%水準で有意)
		解決期間	0.135*(5%水準で有意)
	労働審判	賃金月額	0.507**(1%水準で有意)
		勤続期間	0.111**(1%水準で有意)
		解決期間	-0.036

表 1-8-0-2

解決金額との相関		他の変数	相関係数
平成 調査	裁判上の和解	賃金月額	0.457**(1%水準で有意)
		勤続期間	0.122
		解決期間	-0.010
	労働審判	賃金月額	0.421**(1%水準で有意)
		勤続期間	0.418**(1%水準で有意)
		解決期間	-0.078

そこで、これらのうち解決金額に一定の影響を与えていると考えられる変数で解決金額を除いた数値を算出し、その分布状況を明らかにすることによって、これら諸変数の影響を除いた解決金額の実態を示すことができるであろう。具体的には、賃金月額で解決金額を除いた「月収表示の解決金額」（単位は「月分」）、勤続期間で解決金額を除いた「勤続期間



当たりの解決金額」（単位は「円」）、そしてこの両者で解決金額を除いた「勤続期間当たりの月収表示の解決金額」（単位は「月分」）である。

## 1 月収表示の解決金額

月収表示の解決金額で見ると、平成調査と令和調査であまり差が見られない。すなわち、まず裁判上の和解について見ると、平成調査と令和調査のいずれでも6-9か月分の階層が最も多く、平成調査での中央値は6.8か月分、第1四分位数は2.9か月分、第3四分位数が12.9か月分であり、令和調査での中央値は7.3か月分、第1四分位数は3.6か月分、第3四分位数が14.0か月分である。1割ほどの上昇が見られるが、解決金額の実額に比べると上昇幅は小さい。

また労働審判について見ると、やはり6-9か月分の階層が最も多く、平成調査での中央値は4.4か月分、第1四分位数は2.6か月分、第3四分位数は7.3か月分であり、令和調査での中央値は4.7か月分、第1四分位数は2.8か月分、第3四分位数は7.7か月分であり、ほとんど変わらない。

これは、解決金額の平成調査から令和調査への上昇の相当部分が、賃金月額の上昇、すなわち裁判所を利用する労働者における高給労働者の比率の増加によってもたらされていることを意味している。

### (1) 裁判上の和解

表1-8-1-1-1 月収表示の解決金額(和解令和)

	件数	%
1月分未満	11	4.0
1-2月分未満	17	6.2
2-3月分未満	23	8.4
3-4月分未満	25	9.1
4-5月分未満	10	3.6
5-6月分未満	19	6.9
6-9月分未満	48	17.5
9-12月分未満	35	12.7
12-18月分未満	33	12.0
18-24月分未満	22	8.0
24-36月分未満	21	7.6
36月分以上	11	4.0
計	275	100.0
平均値（月分）	11.3	

中央値（月分）	7.3	
第1四分位（月分）	3.6	
第3四分位（月分）	14.0	

表1-8-1-1-2 月収表示の解決金額(和解平成)

	件数	%
1月分未満	12	6.9
1-2月分未満	18	10.4
2-3月分未満	14	8.1
3-4月分未満	12	6.9
4-5月分未満	12	6.9
5-6月分未満	7	4.0
6-9月分未満	27	15.6
9-12月分未満	26	15.0
12-18月分未満	18	10.4
18-24月分未満	11	6.4
24-36月分未満	7	4.0
36月分以上	9	5.2
計	173	100.0
平均値（月分）	11.3	
中央値（月分）	6.8	
第1四分位（月分）	2.9	
第3四分位（月分）	12.9	

(2) 労働審判

表1-8-1-2-1 月収表示の解決金額(審判令和)

	件数	%
1月分未満	35	4.6
1-2月分未満	90	11.9
2-3月分未満	86	11.4
3-4月分未満	98	12.9
4-5月分未満	86	11.4
5-6月分未満	74	9.8
6-9月分未満	144	19.0

9-12月分未満	59	7.8
12-18月分未満	60	7.9
18-24月分未満	18	2.4
24-36月分未満	4	0.5
36月分以上	3	0.4
計	757	100.0
平均値（月分）	6.0	
中央値（月分）	4.7	
第1四分位（月分）	2.8	
第3四分位（月分）	7.7	

表1-8-1-2-2 月収表示の解決金額(審判平成)

	件数	%
1月分未満	32	7.4
1-2月分未満	40	9.2
2-3月分未満	57	13.1
3-4月分未満	63	14.5
4-5月分未満	45	10.4
5-6月分未満	46	10.6
6-9月分未満	77	17.7
9-12月分未満	20	4.6
12-18月分未満	32	7.4
18-24月分未満	5	1.2
24-36月分未満	14	3.2
36月分以上	3	0.7
計	434	100.0
平均値（月分）	6.3	
中央値（月分）	4.4	
第1四分位（月分）	2.6	
第3四分位（月分）	7.3	

## 2 勤続期間当たりの解決金額

勤続期間と解決金額との相関関係は、賃金月額に比べれば小さいが、それでもなお一定の相関関係が認められることから、勤続期間当たりの解決金額の分布状況についても見ておき

たい。

勤続1か月当たりの解決金額の分布を見ると、平成調査よりも令和調査において勤続期間が著しく短縮していることも反映して、裁判上の和解と労働審判のいずれにおいても大きく跳ね上がっている。すなわち、裁判上の和解においては、平成調査では中央値が月当たり46,875円、第1四分位数が月当たり15,430円、第3四分位数が月当たり127,635円であったのが、令和調査では中央値が月当たり133,628円、第1四分位数が月当たり44,773円、第3四分位数が月当たり395,635円と約3倍近い跳ね上がりを見せているし、労働審判においても、平成調査では中央値が月当たり41,982円、第1四分位数が月当たり16,667円、第3四分位数が月当たり129,878円であったのが、令和調査では中央値が月当たり100,428円、第1四分位数が月当たり29,304円、第3四分位数が月当たり341,994円と、2倍を大きく超える上昇を示している。

いうまでもなくこの大きな原因は、裁判上の和解と労働審判のいずれにも現われている勤続期間の大幅な短縮であり、勤続期間がほぼ半減したためそれだけでも月当たりの解決金額は倍増することになる。これに上述の賃金月額の上昇に対応した解決金額自体の上昇の効果が加わって、この勤続期間当たりの解決金額の著しい上昇が生み出されている。

## (1) 裁判上の和解

表1-8-2-1-1 勤続1か月当たりの解決金額の分布(和解令和)

	件数	%
1・5万円未満	76	27.6
5万・10万円未満	36	13.1
10万・20万円未満	52	18.9
20万・30万円未満	25	9.1
30万・40万円未満	20	7.3
40万・50万円未満	10	3.6
50万・100万円未満	30	10.9
100万・200万円未満	12	4.4
200万・300万円未満	3	1.1
300万・500万円未満	8	2.9
500万・1000万円未満	1	0.4
1000万・2000万円未満	2	0.7
2000万・3000万円未満	-	-
3000万・5000万円未満	-	-
5000万円以上	-	-

計	275	100.0
平均値（円）	511,683	
中央値（円）	133,628	
第1四分位（円）	44,773	
第3四分位（円）	395,635	

表1-8-2-1-2 勤続1か月当たりの解決金額の分布(和解平成)

	件数	%
1-5万円未満	90	52.0
5万-10万円未満	25	14.5
10万-20万円未満	31	17.9
20万-30万円未満	6	3.5
30万-40万円未満	3	1.7
40万-50万円未満	4	2.3
50万-100万円未満	10	5.8
100万-200万円未満	3	1.7
200万-300万円未満	1	0.6
300万-500万円未満	-	-
500万-1000万円未満	-	-
1000万-2000万円未満	-	-
2000万-3000万円未満	-	-
3000万-5000万円未満	-	-
5000万円以上	-	-
計	173	100.0
平均値（円）	146,492	
中央値（円）	46,875	
第1四分位（円）	15,430	
第3四分位（円）	127,635	

## (2) 労働審判

表1-8-2-2-1 勤続1か月当たりの解決金額の分布(審判令和)

	件数	%
1-5万円未満	262	34.5
5万-10万円未満	116	15.3

10万・20万円未満	109	14.4
20万・30万円未満	59	7.8
30万・40万円未満	43	5.7
40万・50万円未満	36	4.7
50万・100万円未満	72	9.5
100万・200万円未満	34	4.5
200万・300万円未満	8	1.1
300万・500万円未満	8	1.1
500万・1000万円未満	9	1.2
1000万・2000万円未満	1	0.1
2000万・3000万円未満	1	0.1
3000万・5000万円未満	-	-
5000万円以上	1	0.1
計	759	100.0
平均値（円）	624,211	
中央値（円）	100,428	
第1四分位（円）	29,304	
第3四分位（円）	341,994	

表1-8-2-2-2 勤続1か月当たりの解決金額の分布(審判平成)

	件数	%
1・5万円未満	233	54.3
5万・10万円未満	67	15.6
10万・20万円未満	49	11.4
20万・30万円未満	32	7.5
30万・40万円未満	10	2.3
40万・50万円未満	5	1.2
50万・100万円未満	14	3.3
100万・200万円未満	11	2.6
200万・300万円未満	5	1.2
300万・500万円未満	2	0.5
500万・1000万円未満	1	0.2
1000万・2000万円未満	-	-
2000万・3000万円未満	-	-

3000万・5000万円未満	-	-
5000万円以上	-	-
計	429	100.0
平均値（円）	186,919	
中央値（円）	41,982	
第1四分位（円）	16,667	
第3四分位（円）	129,878	

### 3 勤続期間当たりの月収表示の解決金額

勤続期間当たりの解決金額には賃金月額の上昇による効果が含まれていることから、その部分を取り除くことにより、純粋に勤続期間当たりの解決金額の基準を見いだすことができる。これはとりわけ、諸外国における解雇の金銭解決の基準として、例えばドイツの解雇制限法第1a条第2項のように、勤続期間に月収の一定割合を乗じた金額を用いる例もあることから、それとの比較をする上でも有用な数値であると思われる。

まず裁判上の和解について見ると、平成調査では月当たり0.1か月分未満が70件(40.7%)と圧倒的に多かったのに対し、令和調査では月当たり0.1か月分と月当たり0.2-0.5か月分未満がともに62件(22.5%)でそれより多い階層も多く、平成調査の中央値が月当たり0.13か月分、第1四分位数が月当たり0.05か月分、第3四分位数が月当たり0.38か月分と、非常に低いのに対して、令和調査の中央値は月当たり0.39か月分、第1四分位数が月当たり0.12か月分、第3四分位数が月当たり0.89か月分と大きく跳ね上がっている。

#### (1) 裁判上の和解

表1-8-3-1-1 勤続1か月当たりの月収表示の解決金額の分布(和解令和)

	件数	%
0.1か月分未満	62	22.5
0.1-0.2か月分未満	32	11.6
0.2-0.5か月分未満	62	22.5
0.5-1か月分未満	54	19.6
1-2か月分未満	32	11.6
2か月分以上	33	12.0
計	275	100.0
平均値（月分）	1.25	
中央値（月分）	0.39	
第1四分位（月分）	0.12	

第3四分位（月分）	0.89	
-----------	------	--

表1-8-3-1-2 勤続1か月当たりの月収表示の解決金額の分布(和解平成)

	件数	%
0.1月分未満	70	40.7
0.1-0.2月分未満	31	18.0
0.2-0.5月分未満	37	21.5
0.5-1月分未満	23	13.4
1-2月分未満	6	3.5
2月分以上	5	2.9
計	172	100.0
平均値（月分）	0.44	
中央値（月分）	0.13	
第1四分位（月分）	0.05	
第3四分位（月分）	0.38	

## (2) 労働審判

表1-8-3-2-1 勤続1か月当たりの月収表示の解決金額の分布(審判令和)

	件数	%
0.1月分未満	191	25.2
0.1-0.2月分未満	127	16.8
0.2-0.5月分未満	171	22.6
0.5-1月分未満	97	12.8
1-2月分未満	91	12.0
2月分以上	80	10.6
計	757	100.0
平均値（月分）	1.26	
中央値（月分）	0.29	
第1四分位（月分）	0.09	
第3四分位（月分）	0.87	

表1-8-3-2-2 勤続1か月当たりの月収表示の解決金額の分布(審判平成)

	件数	%
0.1月分未満	166	38.2



0.1-0.2月分未満	82	18.9
0.2-0.5月分未満	79	18.2
0.5-1月分未満	45	10.4
1-2月分未満	31	7.1
2月分以上	31	7.1
計	434	100.0
平均値（月分）	0.69	
中央値（月分）	0.14	
第1四分位（月分）	0.06	
第3四分位（月分）	0.49	

## 第2節 クロス集計

以下、解決金額、月収表示の解決金額と他の全項目とのクロス集計を行う。集計表のサイズの関係で、他の項目については随時粗い区分とする。

### I 解決金額とのクロス集計

#### 1 労働者の性別

男女ともに平成調査より令和調査の方が解決金額が高くなっているが、男性の方が女性よりも解決金額が高い傾向にあることに変わりはない。すなわち、まず裁判上の和解では、平成調査において、中央値は男性が2,500,000円、女性が2,200,000円、第1四分位数は男性が1,000,000円、女性が800,000円、第3四分位数は男性が5,307,088円、女性が4,000,000円であったのに対して、令和調査においては、中央値は男性が3,900,000円、女性が2,125,000円、第1四分位数は男性が1,300,000円、女性が824,560円、第3四分位数は男性が6,279,549円、女性が4,412,500円となっている。

また労働審判においても、平成調査では、中央値は男性が1,200,000円、女性が1,000,000円、第1四分位数は男性が600,000円、女性が510,000円、第3四分位数は男性が2,535,715円、女性が1,700,000円であったのに対して、令和調査では、中央値は男性が1,800,000円、女性が1,200,000円、第1四分位数は男性が800,000円、女性が750,000円、第3四分位数は男性が3,374,990円、女性が2,347,500円となっている。

もっともこれは大部分が月額賃金における男女格差を反映したものであって、後述の通り月収表示で見ると、男女間の性別格差のかなりの部分が消失する。

## (1) 裁判上の和解

表2-1-1-1 性別に見た解決金額(和解令和)

	男	女	計
1-5万円未満	-	-	-
5万-10万円未満	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.7%)
10万-20万円未満	2(0.7%)	5(1.8%)	7(2.5%)
20万-30万円未満	3(1.1%)	1(0.4%)	4(1.5%)
30万-40万円未満	1(0.4%)	3(1.1%)	4(1.5%)
40万-50万円未満	2(0.7%)	-	2(0.7%)
50万-100万円未満	16(5.8%)	17(6.2%)	33(12.0%)
100万-200万円未満	30(10.9%)	24(8.7%)	54(19.6%)
200万-300万円未満	21(7.6%)	7(2.5%)	28(10.2%)
300万-500万円未満	31(11.3%)	23(8.4%)	54(19.6%)
500万-1000万円未満	34(12.4%)	11(4.0%)	45(16.4%)
1000万-2000万円未満	17(6.2%)	9(3.3%)	26(9.5%)
2000万-3000万円未満	4(1.5%)	2(0.7%)	6(2.2%)
3000万-5000万円未満	5(1.8%)	1(0.4%)	6(2.2%)
5000万円以上	2(0.7%)	2(0.7%)	4(1.5%)
計	169(61.5%)	106(38.5%)	275(100.0%)
平均値(円)	6,326,869	5,827,069	6,134,219
中央値(円)	3,900,000	2,125,000	3,000,000
第1四分位(円)	1,300,000	824,560	1,200,000
第3四分位(円)	6,279,549	4,412,500	6,000,000

表2-1-1-2 性別に見た解決金額(和解平成)

	男	女	計
1-5万円未満	-	-	-
5万-10万円未満	1(0.6%)	-	1(0.6%)
10万-20万円未満	8(4.6%)	2(1.1%)	10(5.7%)
20万-30万円未満	1(0.8%)	-	1(0.6%)
30万-40万円未満	3(1.7%)	-	3(1.7%)
40万-50万円未満	4(2.3%)	-	4(2.3%)
50万-100万円未満	15(8.6%)	10(5.7%)	25(14.4%)
100万-200万円未満	28(16.1%)	8(4.6%)	36(20.7%)

200万-300万円未満	14(8.0%)	7(4.0%)	21(12.1%)
300万-500万円未満	21(12.1%)	6(3.4%)	27(15.5%)
500万-1000万円未満	21(12.1%)	6(3.4%)	27(15.5%)
1000万-2000万円未満	7(4.0%)	2(1.1%)	9(5.2%)
2000万-3000万円未満	5(2.9%)	2(1.1%)	7(4.0%)
3000万-5000万円未満	3(1.7%)	-	3(1.7%)
5000万円以上	-	-	-
計	131(75.3%)	43(24.7%)	174(100.0%)
平均値 (円)	4,759,846	3,739,373	4,507,660
中央値 (円)	2,500,000	2,200,000	2,301,357
第1四分位 (円)	1,000,000	800,000	900,000
第3四分位 (円)	5,307,088	4,000,000	5,075,000

## (2) 労働審判

表2-1-1-2-1 性別に見た解決金額(審判令和)

	男	女	計
1-5万円未満	1(0.1%)	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	2(0.3%)	2(0.3%)	4(0.5%)
10万-20万円未満	7(0.9%)	6(0.8%)	13(1.7%)
20万-30万円未満	11(1.4%)	5(0.7%)	16(2.1%)
30万-40万円未満	12(1.6%)	11(1.4%)	23(3.0%)
40万-50万円未満	17(2.2%)	8(1.1%)	25(3.3%)
50万-100万円未満	79(10.4%)	70(9.2%)	149(19.6%)
100万-200万円未満	120(15.8%)	99(13.0%)	219(28.9%)
200万-300万円未満	79(10.4%)	30(4.0%)	109(14.4%)
300万-500万円未満	74(9.7%)	33(4.3%)	107(14.1%)
500万-1000万円未満	44(5.8%)	18(2.4%)	62(8.2%)
1000万-2000万円未満	17(2.2%)	2(0.3%)	19(2.5%)
2000万-3000万円未満	7(0.9%)	-	7(0.9%)
3000万-5000万円未満	2(0.3%)	1(0.1%)	3(0.4%)
5000万円以上	2(0.3%)	-	2(0.3%)
計	474(62.5%)	285(37.5%)	759(100.0%)
平均値 (円)	3,361,056	2,007,056	2,852,637
中央値 (円)	1,800,000	1,200,000	1,500,000

第1四分位（円）	800,000	750,000	800,000
第3四分位（円）	3,374,990	2,347,500	3,000,000

表2-1-1-2-2 性別に見た解決金額(審判平成)

	男	女	計
1-5万円未満	-	-	-
5万-10万円未満	7(1.6%)	4(0.9%)	11(2.5%)
10万-20万円未満	8(1.8%)	5(1.2%)	13(3.0%)
20万-30万円未満	16(3.7%)	6(1.4%)	22(5.1%)
30万-40万円未満	9(2.1%)	8(1.8%)	17(3.9%)
40万-50万円未満	14(3.2%)	4(0.9%)	18(4.1%)
50万-100万円未満	69(15.9%)	34(7.8%)	103(23.7%)
100万-200万円未満	68(15.7%)	49(11.3%)	117(27.0%)
200万-300万円未満	37(8.5%)	8(1.8%)	45(10.4%)
300万-500万円未満	32(7.4%)	10(2.3%)	42(9.7%)
500万-1000万円未満	16(3.7%)	11(2.5%)	27(6.2%)
1000万-2000万円未満	12(2.8%)	2(0.5%)	14(3.2%)
2000万-3000万円未満	5(1.2%)	-	5(1.2%)
3000万-5000万円未満	-	-	-
5000万円以上	-	-	-
計	293(67.5%)	141(32.5%)	434(100.0%)
平均値（円）	2,527,821	1,817,715	2,297,119
中央値（円）	1,200,000	1,000,000	1,100,000
第1四分位（円）	600,000	510,000	600,000
第3四分位（円）	2,535,715	1,700,000	2,400,000

## 2 労働者の年齢

労働者の年齢は2割程度しか採取できていないので参考データにとどまるが、30-40代の壮年層がやや高く、その前後の若年層と高齢層がやや低くなっている。

中央値のみの比較で見ると、裁判上の和解では、最も高いのが30代の5,400,000円、次いで40代の4,000,000円、50代の3,890,000円であり、これと大きくかけ離れて60代以上の1,750,000円、10～20代の1,278,000円となっている。一方労働審判では、最も高いのが40代の2,580,623円、次いで60代以上の1,800,000円、50代の1,525,000円、30代の1,492,500円、10～20代の1,200,000円となっている。

## (1) 裁判上の和解

表2-1-2-1 年齢階級別に見た解決金額(和解令和)

	10～20代	30代	40代	50代	60代以上	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	-	-	1(1.5%)	-	1(1.5%)
10万-20万円未満	-	-	-	-	2(3.0%)	2(3.0%)
20万-30万円未満	-	-	-	-	-	-
30万-40万円未満	-	1(1.5%)	-	-	-	1(1.5%)
40万-50万円未満	-	-	-	1(1.5%)	-	1(1.5%)
50万-100万円未満	2(3.0%)	-	1(1.5%)	1(1.5%)	1(1.5%)	5(7.5%)
100万-200万円未満	2(3.0%)	2(3.0%)	3(4.5%)	5(7.5%)	3(4.5%)	15(22.4%)
200万-300万円未満	-	1(1.5%)	1(1.5%)	2(3.0%)	1(1.5%)	5(7.5%)
300万-500万円未満	1(1.5%)	1(1.5%)	4(6.0%)	4(6.0%)	1(1.5%)	11(16.4%)
500万-1000万円未満	1(1.5%)	5(7.5%)	2(3.0%)	3(4.5%)	3(4.5%)	14(20.9%)
1000万-2000万円未満	-	2(3.0%)	4(6.0%)	4(6.0%)	-	10(14.9%)
2000万-3000万円未満	-	-	-	-	-	-
3000万-5000万円未満	-	1(1.5%)	-	1(1.5%)	-	2(3.0%)
5000万円以上	-	-	-	-	-	-
計	6(9.0%)	13(19.4%)	15(22.4%)	22(32.8%)	11(16.4%)	67(100.0%)
平均値(円)	2,529,110	8,459,740	6,074,342	6,079,587	2,727,476	5,671,934
中央値(円)	1,278,000	5,400,000	4,000,000	3,890,000	1,750,000	3,900,000
第1四分位(円)	837,500	1,812,501	1,800,000	1,450,000	500,000	1,300,000
第3四分位(円)	4,767,166	10,880,000	10,550,000	8,500,000	6,000,000	7,500,000

## (2) 労働審判

表2-1-2-2 年齢階級別に見た解決金額(審判令和)

	10～20代	30代	40代	50代	60代以上	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	-	-	1(0.7%)	-	1(0.7%)
10万-20万円未満	1(0.7%)	-	-	-	4(2.7%)	5(3.4%)
20万-30万円未満	-	2(1.4%)	-	-	-	2(1.4%)
30万-40万円未満	1(0.7%)	-	1(0.7%)	1(0.7%)	2(1.4%)	5(3.4%)
40万-50万円未満	-	1(0.7%)	-	2(1.4%)	1(0.7%)	4(2.7%)
50万-100万円未満	5(3.4%)	4(2.7%)	1(0.7%)	3(2.1%)	6(4.1%)	19(13.0%)

100万-200万円未満	10(6.8%)	9(6.2%)	10(6.8%)	16(11.0%)	6(4.1%)	51(34.9%)
200万-300万円未満	2(1.4%)	2(1.4%)	5(3.4%)	1(0.7%)	7(4.8%)	17(11.6%)
300万-500万円未満	2(1.4%)	3(2.1%)	6(4.1%)	5(3.4%)	6(4.1%)	22(15.1%)
500万-1000万円未満	-	1(0.7%)	5(3.4%)	5(3.4%)	3(2.1%)	14(9.69%)
1000万-2000万円未満	-	-	2(1.4%)	1(0.7%)	-	3(2.1%)
2000万-3000万円未満	-	-	-	1(0.7%)	-	1(0.7%)
3000万-5000万円未満	-	-	2(1.4%)	-	-	2(1.4%)
5000万円以上	-	-	-	-	-	-
計	21(14.4%)	22(15.1%)	32(21.9%)	36(24.7%)	35(24.0%)	146(100.0%)
平均値(円)	1,383,284	1,771,447	5,775,710	3,210,993	2,086,609	3,023,771
中央値(円)	1,200,000	1,492,500	2,580,623	1,525,000	1,800,000	1,525,000
第1四分位(円)	750,000	860,000	1,228,700	1,000,000	500,000	997,500
第3四分位(円)	1,786,983	2,566,667	5,210,000	4,150,000	3,000,000	3,083,330

### 3 労働者の職種

労働者の職種別に解決金額を見ると、管理職がずば抜けて高く、次いで専門職、その他職、販売職、事務職の順で、サービス職が格段に低い。

中央値のみの比較で見ると、裁判上の和解では、最も高いのが管理職(管理的職業従事者)の6,500,000円で、次がかなり下がって専門職(専門的・技術的職業従事者)の4,165,809円、以下その他の職業<sup>20</sup>の3,750,000円、販売職(販売従事者)の3,000,000円、事務職(事務従事者)の2,500,000円ときて、最も低いサービス職(サービス職業従事者)が1,560,000円となっている。また労働審判でも、最も高いのが管理職の4,000,000円で、次が大きく下がって専門職の2,000,000円、以下販売職の1,500,000円、事務職の1,477,500円、その他の職業の1,107,109円、サービス職の1,100,000円となる。

なお、販売職が意外に高く感じられるのは、これには店舗での販売職だけではなく、いわゆる営業職も含まれるからである。

#### (1) 裁判上の和解

表2-1-3-1 職種別に見た解決金額(和解令和)

	管理職	専門職	事務職	販売職	サービス職	その他職	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	-	1(0.4%)	-	-	1(0.4%)	2(0.7%)

<sup>20</sup> 保安職業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃・包装等従事者、分類不能の職業の合計。

10万・20万円未満	1(0.4%)	-	1(0.4%)	3(1.1%)	1(0.4%)	1(0.4%)	7(2.5%)
20万・30万円未満	-	-	1(0.4%)	2(0.7%)	1(0.4%)	-	4(1.5%)
30万・40万円未満	-	1(0.4%)	-	2(0.7%)	1(0.4%)	-	4(1.5%)
40万・50万円未満	-	-	1(0.4%)	-	-	1(0.4%)	2(0.7%)
50万・100万円未満	2(0.7%)	5(1.8%)	12(4.4%)	5(1.8%)	7(2.5%)	2(0.7%)	33(12.0%)
100万・200万円未満	4(1.5%)	10(3.6%)	17(6.2%)	6(2.2%)	13(4.7%)	4(1.5%)	54(19.6%)
200万・300万円未満	-	4(1.5%)	12(4.4%)	2(0.7%)	7(2.5%)	3(1.1%)	28(10.2%)
300万・500万円未満	4(1.5%)	12(4.4%)	20(7.3%)	6(2.2%)	3(1.1%)	9(3.3%)	54(19.6%)
500万・1000万円未満	8(2.9%)	18(6.5%)	7(2.5%)	7(2.5%)	1(0.4%)	4(1.5%)	45(16.4%)
1000万・2000万円未満	3(1.1%)	5(1.8%)	10(3.6%)	4(1.5%)	1(0.4%)	3(1.1%)	26(9.5%)
2000万・3000万円未満	1(0.4%)	2(0.7%)	1(0.4%)	2(0.7%)	-	-	6(2.2%)
3000万・5000万円未満	2(0.7%)	2(0.7%)	-	2(0.7%)	-	-	6(2.2%)
5000万円以上	3(1.1%)	1(0.4%)	-	-	-	-	4(1.5%)
計	28(10.2%)	60(21.8%)	83(30.2%)	41(14.9%)	35(12.7%)	28(10.2%)	275(100.0%)
平均値 (円)	16,621,231	7,382,433	4,027,082	6,423,651	1,921,533	4,060,659	6,134,219
中央値 (円)	6,500,000	4,165,809	2,500,000	3,000,000	1,560,000	3,750,000	3,000,000
第1四分位 (円)	2,137,500	1,592,124	1,100,000	692,272	800,000	1,247,595	1,200,000
第3四分位 (円)	14,150,000	7,051,497	4,000,000	7,250,000	2,500,000	5,500,000	6,000,000

## (2) 労働審判

表2-1-3-2 職種別に見た解決金額(審判令和)

	管理職	専門職	事務職	販売職	サービス職	その他職	計
1・5万円未	-	-	-	-	1(0.1%)	-	1(0.1%)
5万・10万円未満	-	1(0.1%)	1(0.1%)	-	1(0.1%)	1(0.1%)	4(0.5%)
10万・20万円未満	-	2(0.3%)	2(0.3%)	2(0.3%)	4(0.5%)	3(0.4%)	13(1.7%)
20万・30万円未満	-	5(0.7%)	4(0.5%)	2(0.3%)	1(0.1%)	4(0.5%)	16(2.1%)
30万・40万円未満	1(0.1%)	3(0.4%)	5(0.7%)	7(0.9%)	3(0.4%)	4(0.5%)	23(3.0%)
40万・50万円未満	2(0.3%)	3(0.4%)	8(1.1%)	2(0.3%)	7(0.9%)	3(0.4%)	25(3.3%)
50万・100万円未満	4(0.5%)	19(2.5%)	50(6.6%)	36(4.7%)	17(2.2%)	23(3.0%)	149(19.6%)
100万・200万円未満	6(0.8%)	35(4.6%)	82(10.8%)	43(5.7%)	30(4.0%)	23(3.0%)	219(28.9%)
200万・300万円未満	7(0.9%)	26(3.4%)	40(5.3%)	19(2.5%)	10(1.3%)	7(0.9%)	109(14.4%)
300万・500万円未満	15(2.0%)	21(2.8%)	25(3.3%)	26(3.4%)	7(0.9%)	13(1.7%)	107(14.1%)
500万・1000万円未満	13(1.7%)	18(2.4%)	10(1.3%)	11(1.4%)	6(0.8%)	4(0.5%)	62(8.2%)
1000万・2000万円未満	6(0.8%)	6(0.8%)	2(0.3%)	4(0.5%)	-	1(0.1%)	19(2.5%)

2000万・3000万円未満	4(0.5%)	1(0.1%)	-	2(0.3%)	-	-	7(0.9%)
3000万・5000万円未満	2(0.3%)	-	1(0.1%)	-	-	-	3(0.4%)
5000万円以上	-	1(0.1%)	-	1(0.1%)	-	-	2(0.3%)
計	60(7.9%)	141(18.6%)	230(30.3%)	155(20.4%)	87(11.5%)	86(11.3%)	759(100.0%)
平均値 (円)	7,158,459	3,395,736	2,078,006	3,102,564	1,645,239	1,800,820	2,852,637
中央値 (円)	4,000,000	2,000,000	1,477,500	1,500,000	1,100,000	1,107,109	1,500,000
第1四分位 (円)	2,200,000	1,000,000	800,000	800,000	514,800	600,000	800,000
第3四分位 (円)	8,000,000	3,790,000	2,266,625	3,000,000	2,000,000	2,125,000	3,000,000

#### 4 労働者の勤続期間

諸外国では金銭解決の基準として勤続期間を用いる例もあることから、解決金額と勤続期間の間には相当に高い相関関係があると見込まれるところであるが、実際には裁判上の和解で相関係数が0.177\*\*(1%水準で有意)、労働審判で相関係数が0.111\*\*(1%水準で有意)、であり、賃金月額に比べればそれほど高いわけではない。勤続期間が伸びるにつれて緩やかに解決金額が上昇する傾向があるのは確かであるが、勤続期間がひと桁上でも解決金額は2倍にもいかない程度に過ぎない。

まず裁判上の和解では、平成調査においては、中央値で見ると勤続1か月未満で125,000円、勤続1月-1年未満で800,000円、勤続1-5年未満で2,500,000円、勤続5-10年未満で3,065,000円、勤続10年以上で2,900,000円であったが、令和調査においては、やはり中央値で見て勤続1か月未満で1,500,000円、勤続1月-1年未満で2,000,000円、勤続1-5年未満で4,000,000円、勤続5-10年未満で2,221,470円、勤続10年以上で4,500,000円となっている。

また労働審判では、平成調査においては、中央値で見ると勤続1か月未満で500,000円、勤続1月-1年未満で998,934円、勤続1-5年未満で1,000,000円、勤続5-10年未満で2,000,000円、勤続10年以上で2,580,000円であったが、令和調査においては、中央値で見ると勤続1か月未満で1,000,000円、勤続1月-1年未満で1,300,000円、勤続1-5年未満で1,614,000円、勤続5-10年未満で2,000,000円、勤続10年以上で2,739,000円であった。

なお、平成調査に比べて令和調査では勤続期間が半減しているにもかかわらず解決金額が上昇していることから、前述のように勤続期間当たりの解決金額は大きく跳ね上がっているが、ここでの勤続期間階層別の解決金額の分布はそれほど大きく跳ね上がっているわけではない。



## (1) 裁判上の和解

表2-1-4-1-1 勤続期間別に見た解決金額(和解令和)

	1月未満	1月・1年未満	1・5年未満	5・10年未満	10年以上	計
1・5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万・10万円未満	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	-	2(0.7%)
10万・20万円未満	-	3(1.1%)	2(0.7%)	1(0.4%)	1(0.4%)	7(2.5%)
20万・30万円未満	-	4(1.5%)	-	-	-	4(1.5%)
30万・40万円未満	-	3(1.1%)	1(0.4%)	-	-	4(1.5%)
40万・50万円未満	-	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	2(0.7%)
50万・100万円未満	2(0.7%)	13(4.7%)	8(2.9%)	5(1.8%)	5(1.8%)	33(12.0%)
100万・200万円未満	4(1.5%)	17(6.2%)	18(6.5%)	9(3.3%)	6(2.2%)	54(19.6%)
200万・300万円未満	-	14(5.1%)	7(2.5%)	4(1.5%)	3(1.1%)	28(10.2%)
300万・500万円未満	1(0.4%)	17(6.2%)	29(10.5%)	3(1.1%)	4(1.5%)	54(19.6%)
500万・1000万円未満	-	12(4.4%)	25(9.1%)	4(1.5%)	4(1.5%)	45(16.4%)
1000万・2000万円未満	1(0.4%)	2(0.7%)	9(3.3%)	4(1.5%)	10(3.6%)	26(9.5%)
2000万・3000万円未満	-	2(0.7%)	1(0.4%)	-	3(1.1%)	6(2.2%)
3000万・5000万円未満	-	1(0.4%)	2(0.7%)	2(0.7%)	1(0.4%)	6(2.2%)
5000万円以上	-	-	1(0.4%)	3(1.1%)	-	4(1.5%)
計	9(3.3%)	90(32.7%)	104(37.8%)	35(12.7%)	37(13.5%)	275(100.0%)
平均値(円)	2,447,778	3,451,446	5,683,357	12,808,263	8,510,585	6,134,219
中央値(円)	1,500,000	2,000,000	4,000,000	2,221,470	4,500,000	3,000,000
第1四分位(円)	625,000	800,000	1,625,000	1,000,000	1,460,000	1,200,000
第3四分位(円)	2,675,000	3,675,000	6,250,000	10,080,000	13,500,000	6,000,000

表2-1-4-1-2 勤続期間別に見た解決金額(和解平成)

	1月未満	1月・1年未満	1・5年未満	5・10年未満	10年以上	計
1・5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万・10万円未満	-	-	1(0.6%)	-	-	1(0.6%)
10万・20万円未満	2(1.2%)	5(2.9%)	2(1.2%)	-	1(0.6%)	10(5.8%)
20万・30万円未満	-	1(0.6%)	-	-	-	1(0.6%)
30万・40万円未満	-	2(1.2%)	1(0.6%)	-	-	3(1.7%)
40万・50万円未満	-	1(0.6%)	2(1.2%)	1(0.6%)	-	4(2.3%)
50万・100万円未満	-	7(4.0%)	8(4.6%)	2(1.2%)	8(4.6%)	25(14.5%)
100万・200万円未満	-	4(2.3%)	15(8.7%)	8(4.6%)	9(5.2%)	36(20.8%)

200万-300万円未満	-	5(2.9%)	5(2.9%)	3(1.7%)	8(4.6%)	21(12.1%)
300万-500万円未満	-	1(0.6%)	14(8.1%)	4(2.3%)	8(4.6%)	27(15.6%)
500万-1000万円未満	-	3(1.7%)	8(4.6%)	6(3.5%)	9(5.2%)	26(15.0%)
1000万-2000万円未満	-	1(0.6%)	3(1.7%)	3(1.7%)	2(1.2%)	9(5.2%)
2000万-3000万円未満	-	-	3(1.7%)	-	4(2.3%)	7(4.0%)
3000万-5000万円未満	-	-	1(0.6%)	1(0.6%)	1(0.6%)	3(1.7%)
5000万円以上	-	-	-	-	-	-
計	2(1.2%)	30(17.3%)	63(36.4%)	28(16.2%)	50(28.9%)	173(100.0%)
平均値 (円)	125,000	1,945,408	4,742,895	5,039,662	5,610,154	4,507,660
中央値 (円)	125,000	800,000	2,500,000	3,065,000	2,900,000	2,301,357
第1四分位 (円)	125,000	343,191	1,000,000	1,500,000	1,294,416	900,000
第3四分位 (円)	125,000	2,500,000	4,750,000	6,285,250	6,625,000	5,075,000

## (2) 労働審判

表2-1-4-2-1 勤続期間別に見た解決金額(審判令和)

	1月未満	1月-1年未満	1-5年未満	5-10年未満	10年以上	計
1-5万円未満	-	1(0.1%)	-	-	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	-	2(0.3%)	-	2(0.3%)	-	4(0.5%)
10万-20万円未満	-	7(0.9%)	2(0.3%)	-	4(0.5%)	13(1.7%)
20万-30万円未満	1(0.1%)	10(1.3%)	4(0.5%)	-	1(0.1%)	16(2.1%)
30万-40万円未満	2(0.3%)	8(1.1%)	8(1.1%)	2(0.3%)	3(0.4%)	23(3.0%)
40万-50万円未満	3(0.4%)	11(1.4%)	6(0.8%)	4(0.5%)	1(0.1%)	25(3.3%)
50万-100万円未満	11(1.4%)	71(9.4%)	55(7.2%)	5(0.7%)	7(0.9%)	149(19.6%)
100万-200万円未満	16(2.1%)	94(12.4%)	72(9.5%)	23(3.0%)	14(1.8%)	219(28.9%)
200万-300万円未満	4(0.5%)	45(5.9%)	40(5.3%)	13(1.7%)	7(0.9%)	109(14.4%)
300万-500万円未満	-	35(4.6%)	40(5.3%)	16(2.1%)	16(2.1%)	107(14.1%)
500万-1000万円未満	-	18(2.4%)	19(2.5%)	12(1.6%)	13(1.7%)	62(8.2%)
1000万-2000万円未満	1(0.1%)	5(0.7%)	10(1.3%)	2(0.3%)	1(0.1%)	19(2.5%)
2000万-3000万円未満	-	-	2(0.3%)	2(0.3%)	3(0.4%)	7(0.9%)
3000万-5000万円未満	-	-	2(0.3%)	-	1(0.1%)	3(0.4%)
5000万円以上	1(0.1%)	-	1(0.1%)	-	-	2(0.3%)
計	39(5.1%)	307(40.4%)	261(34.4%)	81(10.7%)	71(9.4%)	759(100.0%)
平均値 (円)	2,829,374	1,933,875	3,227,004	3,564,370	4,649,920	2,852,637
中央値 (円)	1,000,000	1,300,000	1,614,000	2,000,000	2,739,000	1,500,000

第1四分位（円）	600,000	682,500	875,000	1,050,000	1,000,000	800,000
第3四分位（円）	1,800,000	2,500,000	3,000,000	4,200,000	5,000,000	3,000,000

表2-1-4-2-2 勤続期間別に見た解決金額(審判平成)

	1月未満	1月-1年未満	1-5年未満	5-10年未満	10年以上	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	5(1.2%)	6(1.4%)	-	-	11(2.5%)
10万-20万円未満	3(0.7%)	5(1.2%)	4(0.9%)	-	1(0.2%)	13(3.0%)
20万-30万円未満	2(0.5%)	12(2.8%)	7(1.6%)	1(0.2%)	-	22(5.1%)
30万-40万円未満	1(0.2%)	1(0.2%)	8(1.8%)	5(1.2%)	2(0.5%)	17(3.9%)
40万-50万円未満	1(0.2%)	7(1.6%)	6(1.4%)	1(0.2%)	3(0.7%)	18(4.1%)
50万-100万円未満	4(0.9%)	36(8.3%)	43(9.9%)	14(3.2%)	6(1.4%)	103(23.7%)
100万-200万円未満	6(1.4%)	42(9.7%)	44(10.1%)	10(2.3%)	15(3.5%)	117(27.0%)
200万-300万円未満	-	10(2.3%)	13(3.0%)	13(3.0%)	9(2.1%)	45(10.4%)
300万-500万円未満	-	6(1.4%)	15(3.5%)	8(1.8%)	13(3.0%)	42(9.7%)
500万-1000万円未満	-	4(0.9%)	3(0.7%)	11(2.5%)	9(2.1%)	27(6.2%)
1000万-2000万円未満	-	1(0.2%)	2(0.5%)	4(0.9%)	7(1.6%)	14(3.2%)
2000万-3000万円未満	-	2(0.5%)	-	-	3(0.7%)	5(1.2%)
3000万-5000万円未満	-	-	-	-	-	-
5000万円以上	-	-	-	-	-	-
計	17(3.9%)	131(30.2%)	151(34.8%)	67(15.4%)	68(15.7%)	434(100.0%)
平均値（円）	706,306	1,634,715	1,505,610	3,016,127	5,020,102	2,297,119
中央値（円）	500,000	998,934	1,000,000	2,000,000	2,580,000	1,100,000
第1四分位（円）	214,000	500,000	500,000	800,000	1,325,000	600,000
第3四分位（円）	1,125,000	1,600,000	1,700,000	2,000,000	5,425,000	2,400,000

## 5 労働者の役職

役職が上がるにつれて解決金額が上昇する傾向はあるが、それほど急ではない。

まず裁判上の和解では、令和調査においては、中央値で見ると役職なしで2,500,000円、係長・監督級で3,750,000円、課長・店長級で6,250,000円、部長・工場長級で6,717,324円、役員級で7,333,332円であった。なお平成調査では、やはり中央値で見て役職なしで1,800,000円、係長・監督級で4,500,000円、課長・店長級で6,000,000円、部長・工場長級で2,000,000円、役員級で3,000,000円と、部長級以上の高位役職者でやや不規則な分布となっている。

また労働審判では、令和調査においては、中央値で見ると役職なしで1,310,000円、係長・監督級で2,000,000円、課長・店長級で3,000,000円、部長・工場長級で3,500,000円、役員級で4,750,000円であった。なお、平成調査においては、中央値で見ると役職なしで1,000,000円、係長・監督級で2,571,429円、課長・店長級で2,900,000円、部長・工場長級で2,500,000円、役員級で3,455,000円であった。

### (1) 裁判上の和解

表2-1-5-1-1 役職別に見た解決金額(和解令和)

	役職なし	係長・監督級	課長・店長級	部長・工場長級	役員級	計
1・5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万・10万円未満	1(0.4%)	-	1(0.4%)	-	-	2(0.7%)
10万・20万円未満	7(2.5%)	-	-	-	-	7(2.5%)
20万・30万円未満	4(1.5%)	-	-	-	-	4(1.5%)
30万・40万円未満	4(1.5%)	-	-	-	-	4(1.5%)
40万・50万円未満	2(0.7%)	-	-	-	-	2(0.7%)
50万・100万円未満	27(9.8%)	-	3(1.1%)	1(0.4%)	2(0.7%)	33(12.0%)
100万・200万円未満	49(17.8%)	2(0.7%)	1(0.4%)	2(0.7%)	-	54(19.6%)
200万・300万円未満	25(9.1%)	-	1(0.4%)	2(0.7%)	-	28(10.2%)
300万・500万円未満	47(17.1%)	2(0.7%)	2(0.7%)	3(1.1%)	-	54(19.6%)
500万・1000万円未満	30(10.9%)	1(0.4%)	3(1.1%)	10(3.6%)	1(0.4%)	45(16.4%)
1000万・2000万円未満	18(6.5%)	-	4(1.5%)	3(1.1%)	1(0.4%)	26(9.5%)
2000万・3000万円未満	2(0.7%)	-	2(0.7%)	2(0.7%)	-	6(2.2%)
3000万・5000万円未満	2(0.7%)	-	1(0.4%)	2(0.7%)	1(0.4%)	6(2.2%)
5000万円以上	1(0.4%)	-	1(0.4%)	2(0.7%)	-	4(1.5%)
計	219(79.6%)	5(1.8%)	19(6.9%)	27(9.8%)	5(1.8%)	275(100.0%)
平均値(円)	4,231,846	3,350,000	14,084,143	15,116,813	13,526,666	6,134,219
中央値(円)	2,500,000	3,750,000	6,250,000	6,717,324	7,333,332	3,000,000
第1四分位(円)	1,100,000	1,500,000	1,500,000	4,317,000	650,000	1,200,000
第3四分位(円)	4,500,000	5,000,000	18,000,000	15,200,000	29,500,000	6,000,000

表2-1-5-1-2 役職別に見た解決金額(和解平成)

	役職なし	係長・監督級	課長・店長級	部長・工場長級	役員級	計
1・5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万・10万円未満	1(0.6%)	-	-	-	-	1(0.6%)

10万-20万円未満	10(5.7%)	-	-	-	-	10(5.7%)
20万-30万円未満	1(0.6%)	-	-	-	-	1(0.6%)
30万-40万円未満	3(1.7%)	-	-	-	-	3(1.7%)
40万-50万円未満	4(2.3%)	-	-	-	-	4(2.3%)
50万-100万円未満	22(12.6%)	-	2(1.1%)	1(0.6%)	-	25(14.4%)
100万-200万円未満	27(15.5%)	-	2(1.1%)	7(4.0%)	-	36(20.7%)
200万-300万円未満	16(9.2%)	-	-	2(1.1%)	3(1.7%)	21(12.1%)
300万-500万円未満	22(12.6%)	2(1.1%)	1(0.6%)	1(0.6%)	1(0.6%)	27(15.5%)
500万-1000万円未満	14(8.0%)	1(0.6%)	6(3.4%)	5(2.9%)	1(0.6%)	27(15.5%)
1000万-2000万円未満	6(3.4%)	-	1(0.6%)	-	2(1.1%)	9(5.2%)
2000万-3000万円未満	6(3.4%)	-	-	1(0.6%)	-	7(4.0%)
3000万-5000万円未満	2(1.1%)	-	1(0.6%)	-	-	3(1.7%)
5000万円以上	-	-	-	-	-	-
計	134(77.0%)	3(1.7%)	13(7.5%)	17(9.8%)	7(4.0%)	174(100.0%)
平均値(円)	4,158,467	4,633,333	7,941,096	4,186,119	5,542,857	4,507,660
中央値(円)	1,800,000	4,500,000	6,000,000	2,000,000	3,000,000	2,301,357
第1四分位(円)	800,000	4,000,000	1,500,000	1,100,000	2,000,000	900,000
第3四分位(円)	4,309,530	4,500,000	7,474,452	5,580,642	10,000,000	5,075,000

## (2) 労働審判

表2-1-5-2-1 役職別に見た解決金額(審判令和)

	役職なし	係長・監督級	課長・店長級	部長・工場長級	役員級	計
1-5万円未満	1(0.1%)	-	-	-	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	4(0.5%)	-	-	-	-	4(0.5%)
10万-20万円未満	12(1.6%)	-	1(0.1%)	-	-	13(1.7%)
20万-30万円未満	15(2.0%)	-	1(0.1%)	-	-	16(2.1%)
30万-40万円未満	21(2.8%)	-	-	1(0.1%)	1(0.1%)	23(3.0%)
40万-50万円未満	24(9.2%)	-	-	1(0.1%)	-	25(3.3%)
50万-100万円未満	138(18.2%)	4(0.5%)	3(0.4%)	4(0.5%)	-	149(19.6%)
100万-200万円未満	194(25.6%)	5(0.74%)	9(1.2%)	9(1.2%)	2(0.3%)	219(28.9%)
200万-300万円未満	89(11.7%)	4(0.5%)	9(1.2%)	6(0.8%)	1(0.1%)	109(14.4%)
300万-500万円未満	77(10.1%)	4(0.5%)	11(1.4%)	12(1.6%)	3(0.4%)	107(14.1%)
500万-1000万円未満	36(4.7%)	3(0.4%)	14(1.8%)	8(1.1%)	1(0.1%)	62(8.2%)
1000万-2000万円未満	8(1.1%)	1(0.1%)	2(0.3%)	5(0.7%)	3(0.4%)	19(2.5%)

2000万・3000万円未満	2(0.3%)	-	-	3(0.4%)	2(0.3%)	7(0.9%)
3000万・5000万円未満	-	-	1(0.1%)	1(0.1%)	1(0.1%)	3(0.4%)
5000万円以上	1(0.1%)	-	-	1(0.1%)	-	2(0.3%)
計	622(81.9%)	21(2.8%)	51(6.7%)	51(6.7%)	14(1.8%)	759(100.0%)
平均値 (円)	2,137,304	3,395,124	4,674,256	7,251,543	11,159,641	2,852,637
中央値 (円)	1,310,000	2,000,000	3,000,000	3,500,000	4,750,000	1,500,000
第1四分位 (円)	750,000	1,307,400	1,750,000	1,740,000	1,825,000	800,000
第3四分位 (円)	2,500,000	4,100,000	6,500,000	8,000,000	20,385,726	3,000,000

表2-1-5-2-2 役職別に見た解決金額(審判平成)

	役職なし	係長・監督級	課長・店長級	部長・工場長級	役員級	計
1・5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万・10万円未満	11(2.5%)	-	-	-	-	11(2.5%)
10万・20万円未満	13(3.0%)	-	-	-	-	13(3.0%)
20万・30万円未満	22(5.1%)	-	-	-	-	22(5.1%)
30万・40万円未満	17(3.9%)	-	-	-	-	17(3.9%)
40万・50万円未満	16(3.7%)	-	-	1(0.2%)	1(0.2%)	18(4.1%)
50万・100万円未満	99(22.8%)	-	2(0.5%)	1(0.2%)	1(0.2%)	103(23.7%)
100万・200万円未満	103(23.7%)	3(0.7%)	5(1.2%)	6(1.4%)	-	117(27.0%)
200万・300万円未満	37(8.5%)	2(0.5%)	1(0.2%)	3(0.7%)	2(0.5%)	45(10.4%)
300万・500万円未満	34(7.8%)	1(0.2%)	4(0.9%)	2(0.5%)	1(0.2%)	42(9.7%)
500万・1000万円未満	19(4.4%)	1(0.2%)	2(0.5%)	4(0.9%)	1(0.2%)	27(6.2%)
1000万・2000万円未満	10(2.3%)	-	1(0.2%)	2(0.5%)	1(0.2%)	14(3.2%)
2000万・3000万円未満	1(0.2%)	2(0.5%)	1(0.2%)	-	1(0.2%)	5(1.2%)
3000万・5000万円未満	-	-	-	-	-	-
5000万円以上	-	-	-	-	-	-
計	382(88.0%)	9(2.1%)	16(3.7%)	19(4.4%)	8(1.8%)	434(100.0%)
平均値 (円)	1,873,116	6,731,340	5,084,937	4,478,049	6,799,375	2,297,119
中央値 (円)	1,000,000	2,571,429	2,900,000	2,500,000	3,455,000	1,100,000
第1四分位 (円)	500,000	1,500,000	1,275,000	1,150,000	901,250	600,000
第3四分位 (円)	2,000,000	13,041,519	6,450,000	6,420,000	10,672,500	2,400,000

## 6 労働者の雇用形態

平成調査では解決金額の水準において、正社員と直用非正規の間には中央値が倍以上とい

う大きな格差があったが、令和調査では無期と有期の間になおかなりの落差があるとはいえ、かなり縮小している。

まず裁判上の和解では、令和調査においては、中央値で見ると無期雇用で3,000,000円、有期雇用で2,050,000円、派遣労働で1,100,000円、業務委託で950,000円であった。一方、平成調査では、やはり中央値を見て正社員で2,558,158円、直用非正規で1,150,000円であった。

また労働審判では、令和調査においては、中央値で見ると無期雇用で1,745,100円、有期雇用で1,083,667円、派遣労働で500,000円、業務委託で950,000円であった。一方、平成調査においては、中央値で見ると正社員で1,340,375円、直用非正規で645,000円、派遣労働で228,000円であった。

### (1) 裁判上の和解

表2-1-6-1-1 雇用形態別に見た解決金額(和解令和)

	無期	有期	派遣	業務委託	親族	計
1・5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万・10万円未満	2(0.7%)	-	-	-	-	2(0.7%)
10万・20万円未満	6(2.2%)	1(0.4%)	-	-	-	7(2.5%)
20万・30万円未満	4(1.5%)	-	-	-	-	4(1.5%)
30万・40万円未満	2(0.7%)	2(0.7%)	-	-	-	4(1.5%)
40万・50万円未満	-	-	-	2(0.7%)	-	2(0.7%)
50万・100万円未満	24(8.7%)	6(2.2%)	1(0.4%)	2(0.7%)	-	33(12.0%)
100万・200万円未満	40(14.5%)	11(4.0%)	2(0.7%)	1(0.4%)	-	54(19.6%)
200万・300万円未満	23(8.44%)	5(1.8%)	-	-	-	28(10.2%)
300万・500万円未満	44(16.0%)	7(2.5%)	2(0.7%)	1(0.4%)	-	54(19.6%)
500万・1000万円未満	36(13.1%)	7(2.5%)	-	1(0.4%)	1(0.4%)	45(16.4%)
1000万・2000万円未満	23(8.4%)	2(0.7%)	-	1(0.4%)	-	26(9.5%)
2000万・3000万円未満	4(1.5%)	2(0.7%)	-	-	-	6(2.2%)
3000万・5000万円未満	6(2.2%)	-	-	-	-	6(2.2%)
5000万円以上	3(1.1%)	1(0.4%)	-	-	-	4(1.5%)
計	217(78.9%)	44(16.0%)	5(1.8%)	8(2.9%)	1(0.4%)	275(100.0%)
平均値(円)	6,435,377	5,506,783	1,860,000	3,979,375	7,000,000	6,134,219
中央値(円)	3,000,000	2,050,000	1,100,000	950,000	7,000,000	3,000,000
第1四分位(円)	1,300,000	1,035,000	850,000	476,250	7,000,000	1,200,000
第3四分位(円)	6,125,000	5,850,000	3,250,000	5,375,000	7,000,000	6,000,000

表2-1-6-1-2 雇用形態別に見た解決金額(和解平成)

	正社員	直用非正規	派遣	業務委託	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	1(0.6%)	-	-	-	1(0.6%)
10万-20万円未満	2(1.1%)	7(4.0%)	1(0.6%)	-	10(5.7%)
20万-30万円未満	-	1(0.6%)	-	-	1(0.6%)
30万-40万円未満	3(1.7%)	-	-	-	3(1.7%)
40万-50万円未満	1(0.6%)	3(1.7%)	-	-	4(2.3%)
50万-100万円未満	20(11.5%)	4(2.3%)	-	1(0.6%)	25(14.4%)
100万-200万円未満	30(17.2%)	6(3.4%)	-	-	36(20.7%)
200万-300万円未満	19(10.9%)	2(1.1%)	-	-	21(12.1%)
300万-500万円未満	19(10.9%)	8(4.6%)	-	-	27(15.5%)
500万-1000万円未満	25(14.4%)	2(1.1%)	-	-	27(15.5%)
1000万-2000万円未満	8(4.6%)	1(0.6%)	-	-	9(5.2%)
2000万-3000万円未満	7(4.0%)	-	-	-	7(4.0%)
3000万-5000万円未満	3(1.7%)	-	-	-	3(1.7%)
5000万円以上	-	-	-	-	-
計	138(79.3%)	34(19.5%)	1(0.6%)	1(0.6%)	174(100.0%)
平均値(円)	5,137,511	2,192,830	100,000	700,000	4,507,660
中央値(円)	2,558,158	1,150,000	100,000	700,000	2,301,357
第1四分位(円)	1,200,000	350,000	100,000	700,000	900,000
第3四分位(円)	6,040,321	3,500,000	100,000	700,000	5,075,000

## (2) 労働審判

表2-1-6-2-1 雇用形態別に見た解決金額(審判令和)

	無期	有期	派遣	インターンシップ*	業務委託	計
1-5万円未満	1(0.1%)	-	-	-	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	4(0.5%)	-	-	-	-	4(0.5%)
10万-20万円未満	9(1.2%)	3(1.7%)	-	-	1(0.1%)	13(1.7%)
20万-30万円未満	10(1.3%)	5(0.7%)	1(0.1%)	-	-	16(2.1%)
30万-40万円未満	14(1.8%)	8(1.1%)	1(0.1%)	-	-	23(3.0%)
40万-50万円未満	14(1.8%)	7(0.9%)	3(0.4%)	-	1(0.1%)	25(3.3%)
50万-100万円未満	99(13.0%)	36(4.7%)	5(0.7%)	1(0.1%)	8(1.1%)	149(19.6%)



100万・200万円未満	176(23.2%)	37(4.9%)	2(0.3%)	-	4(0.5%)	219(28.9%)
200万・300万円未満	89(11.7%)	17(2.2%)	-	-	3(0.4%)	109(14.4%)
300万・500万円未満	88(11.6%)	16(2.1%)	1(0.1%)	-	2(0.3%)	107(14.1%)
500万・1000万円未満	54(7.1%)	8(1.1%)	-	-	-	62(8.2%)
1000万・2000万円未満	16(2.1%)	2(0.7%)	-	-	1(0.1%)	19(2.5%)
2000万・3000万円未満	7(0.9%)	-	-	-	-	7(0.9%)
3000万・5000万円未満	3(0.4%)	-	-	-	-	3(0.4%)
5000万円以上	2(0.3%)	-	-	-	-	2(0.3%)
計	586(77.2%)	139(18.3%)	13(1.7%)	1(0.1%)	20(2.6%)	759(100.0%)
平均値（円）	3,160,969	1,879,581	816,962	750,000	2,009,585	2,852,637
中央値（円）	1,745,100	1,083,667	500,000	750,000	950,000	1,500,000
第1四分位（円）	921,098	600,000	405,250	750,000	625,000	800,000
第3四分位（円）	3,000,000	2,480,000	900,000	750,000	2,075,000	3,000,000

表2-1-6-2-2 雇用形態別に見た解決金額(審判平成)

	正社員	直用非正規	派遣	業務委託	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-
5万・10万円未満	2(0.5%)	6(1.4%)	3(0.7%)	-	11(2.5%)
10万・20万円未満	6(1.4%)	5(1.2%)	2(0.5%)	-	13(3.0%)
20万・30万円未満	9(2.1%)	10(2.3%)	3(0.7%)	-	22(5.1%)
30万・40万円未満	11(2.5%)	5(1.2%)	1(0.2%)	-	17(3.9%)
40万・50万円未満	7(1.6%)	10(2.3%)	1(0.2%)	-	18(4.1%)
50万・100万円未満	78(18.0%)	23(5.3%)	2(0.5%)	-	103(23.7%)
100万・200万円未満	99(22.8%)	16(3.7%)	1(0.2%)	1(0.2%)	117(27.0%)
200万・300万円未満	34(7.8%)	11(2.5%)	-	-	45(10.4%)
300万・500万円未満	37(8.5%)	5(1.2%)	-	-	42(9.7%)
500万・1000万円未満	26(6.0%)	1(0.2%)	-	-	27(6.2%)
1000万・2000万円未満	14(3.2%)	-	-	-	14(3.2%)
2000万・3000万円未満	4(0.9%)	1(0.2%)	-	-	5(1.2%)
3000万・5000万円未満	-	-	-	-	-
5000万円以上	-	-	-	-	-
計	327(75.3%)	93(21.4%)	13(3.0%)	1(0.2%)	434(100.0%)
平均値（円）	2,667,778	1,305,175	334,828	1,000,000	2,297,119
中央値（円）	1,340,375	645,000	228,000	1,000,000	1,100,000

第1四分位（円）	800,000	300,000	75,000	1,000,000	600,000
第3四分位（円）	2,835,000	1,600,000	540,000	1,000,000	2,400,000

## 7 労働者の給与形態

賃金月額額の給与形態間格差を反映して、解決金額においても時給<日給<月給<年俸という大きな格差が見いだせる。

まず裁判上の和解では、中央値で見ると時給制労働者で1,100,000円、日給制労働者で2,000,000円、月給制労働者で2,965,260円と次第に上がっていき、年俸制労働者で8,000,000円と大きく跳ね上がっている。また労働審判でも、中央値で見ると時給制労働者で600,000円、日給制労働者で750,000円、月給制労働者で1,500,000円と次第に上がっていき、年俸制労働者で3,745,000円と大きく跳ね上がっている。

### (1) 裁判上の和解

表2-1-7-1 給与形態別に見た解決金額(和解令和)

	時給	日給	月給	年俸	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	-	2(0.7%)	-	2(0.7%)
10万-20万円未満	3(1.1%)	-	4(1.5%)	-	7(2.5%)
20万-30万円未満	1(0.4%)	-	3(1.1%)	-	4(1.5%)
30万-40万円未満	1(0.4%)	-	1(0.4%)	-	4(1.5%)
40万-50万円未満	-	1(0.4%)	1(0.4%)	-	2(0.7%)
50万-100万円未満	4(1.5%)	1(0.4%)	27(9.8%)	1(0.4%)	33(12.0%)
100万-200万円未満	9(3.3%)	2(0.7%)	40(14.5%)	3(1.1%)	54(19.6%)
200万-300万円未満	-	2(0.7%)	25(9.1%)	1(0.4%)	28(10.2%)
300万-500万円未満	4(1.5%)	2(0.7%)	46(16.7%)	2(0.7%)	54(19.6%)
500万-1000万円未満	2(0.7%)	1(0.4%)	31(11.3%)	11(4.0%)	45(16.4%)
1000万-2000万円未満	-	-	20(7.3%)	6(2.2%)	26(9.5%)
2000万-3000万円未満	-	-	5(1.8%)	1(0.4%)	6(2.2%)
3000万-5000万円未満	-	-	-	6(2.2%)	6(2.2%)
5000万円以上	-	-	2(0.7%)	2(0.7%)	4(1.5%)
計	24(8.7%)	9(3.3%)	209(76.0%)	33(12.0%)	275(100.0%)
平均値（円）	1,775,748	2,300,000	5,273,246	15,802,541	6,134,219
中央値（円）	1,100,000	2,000,000	2,965,260	8,000,000	3,000,000
第1四分位（円）	708,636	1,000,000	1,200,000	5,000,000	1,200,000

第3四分位（円）	2,640,000	3,500,000	5,400,000	25,000,000	6,000,000
----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------

## (2) 労働審判

表2-1-7-2 給与形態別に見た解決金額(審判令和)

	時給	日給	月給	年俵	コマ給	出来高	計
1-5万円未満	1(0.1%)	-	-	-	-	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	2(0.3%)	1(0.1%)	1(0.1%)	-	-	-	4(0.5%)
10万-20万円未満	3(0.4%)	1(0.1%)	8(1.1%)	-	1(0.1%)	-	13(1.7%)
20万-30万円未満	3(0.4%)	-	13(1.7%)	-	-	-	16(2.1%)
30万-40万円未満	8(1.1%)	-	15(2.2%)	-	-	-	23(3.0%)
40万-50万円未満	4(0.5%)	3(0.4%)	18(2.4%)	-	-	-	25(3.3%)
50万-100万円未満	24(3.2%)	7(0.9%)	116(15.3%)	2(0.3%)	-	-	149(19.6%)
100万-200万円未満	8(1.1%)	5(0.7%)	189(24.9%)	16(2.1%)	-	1(0.1%)	219(28.9%)
200万-300万円未満	5(0.7%)	1(0.1%)	89(11.7%)	14(1.8%)	-	-	109(14.4%)
300万-500万円未満	1(0.1%)	3(0.4%)	84(11.1%)	18(2.4%)	-	-	106(14.0%)
500万-1000万円未満	2(0.3%)	-	45(5.9%)	15(2.0%)	-	-	62(8.2%)
1000万-2000万円未満	-	-	7(0.9%)	12(1.6%)	-	-	19(2.5%)
2000万-3000万円未満	-	-	3(0.4%)	4(0.5%)	-	-	7(0.9%)
3000万-5000万円未満	-	-	1(0.1%)	2(0.3%)	-	-	3(0.4%)
5000万円以上	-	-	1(0.1%)	1(0.1%)	-	-	2(0.3%)
計	61(8.0%)	21(2.8%)	590(77.8%)	84(11.1%)	1(0.1%)	1(0.1%)	758(100.0%)
平均値（円）	1,003,400	1,176,001	2,428,102	7,630,879	124,000	1,800,000	2,852,637
中央値（円）	600,000	750,000	1,500,000	3,745,000	124,000	1,800,000	1,500,000
第1四分位（円）	325,000	470,000	850,000	2,025,000	124,000	1,800,000	800,000
第3四分位（円）	1,000,000	1,500,000	2,803,819	8,750,000	124,000	1,800,000	3,000,000

## 8 労働者の賃金月額

労働者の賃金月額と解決金額は常識的に見て密接な比例関係にあると考えられ、実際かなりの相関関係が認められるが、その分布はかなりの散らばりがある。

まず裁判上の和解では、令和調査においては、中央値で見ると賃金月額1-10万円未満で350,000円、賃金月額10-20万円未満で1,028,000円、賃金月額20-50万円未満で2,450,000円、賃金月額50-100万円未満で6,000,000円、賃金月額100万円以上で9,000,000円であった。なお平成調査においては、やはり中央値で見ると賃金月額1-10万円未満で600,000円、賃金月額10-20万円未満で807,190円、賃金月額20-50万円未満で2,000,000円、賃金月額50-100万円未満

で4,300,000円、賃金月額100万円以上10,000,000円となっている。

また労働審判では、令和調査においては、中央値で見ると賃金月額1-10万円未満で380,000円、賃金月額10-20万円未満で796,200円、賃金月額20-50万円未満で1,300,000円、賃金月額50-100万円未満で3,000,000円、賃金月額100万円以上で7,750,000円であった。なお平成調査においては、中央値で見ると賃金月額1-10万円未満で300,000円、賃金月額10-20万円未満で600,000円、賃金月額20-50万円未満で1,200,000円、賃金月額50-100万円未満で4,000,500円、賃金月額100万円以上で6,000,000円であった。

### (1) 裁判上の和解

表2-1-8-1-1 賃金月額別に見た解決金額(和解令和)

	1-10万円未満	10-20万円未満	20-50万円未満	50-100万円未満	100万円以上	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	2(0.7%)
10万-20万円未満	1(0.4%)	4(1.5%)	2(0.7%)	2(0.7%)	-	7(2.5%)
20万-30万円未満	1(0.4%)	-	3(1.1%)	-	-	4(1.5%)
30万-40万円未満	2(0.7%)	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	4(1.5%)
40万-50万円未満	-	-	2(0.7%)	-	-	2(0.7%)
50万-100万円未満	1(0.4%)	5(1.8%)	26(9.5%)	1(0.4%)	-	33(12.0%)
100万-200万円未満	-	9(3.3%)	37(13.5%)	8(2.9%)	-	54(19.6%)
200万-300万円未満	-	-	24(8.7%)	4(1.5%)	-	28(10.2%)
300万-500万円未満	-	1(0.4%)	42(15.3%)	7(2.5%)	4(1.5%)	54(19.6%)
500万-1000万円未満	-	3(1.1%)	20(7.3%)	15(5.5%)	7(2.5%)	45(16.4%)
1000万-2000万円未満	-	-	12(4.4%)	10(3.6%)	4(1.5%)	26(9.5%)
2000万-3000万円未満	-	-	-	6(2.2%)	-	6(2.2%)
3000万-5000万円未満	-	-	-	1(0.4%)	5(1.8%)	6(2.2%)
5000万円以上	-	-	-	2(0.7%)	2(0.7%)	4(1.5%)
計	5(1.8%)	24(8.7%)	170(61.8%)	54(19.6%)	22(8.0%)	275(100.0%)
平均値 (円)	385,720	1,589,059	3,233,820	11,650,954	21,270,142	6,134,219
中央値 (円)	350,000	1,028,000	2,450,000	6,000,000	9,000,000	3,000,000
第1四分位 (円)	199,300	350,000	1,100,000	3,037,500	5,937,500	1,200,000
第3四分位 (円)	590,000	1,390,000	4,000,000	15,699,180	34,700,000	6,000,000

表2-1-8-1-2 賃金月額別に見た解決金額(和解平成)

	1-10万円未満	10-20万円未満	20-50万円未満	50-100万円未満	100万円以上	計
1-5万円未満		-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	-	1(0.6%)	-	-	1(0.6%)
10万-20万円未満	-	3(1.7%)	5(2.9%)	2(1.1%)	-	10(5.7%)
20万-30万円未満	-	1(0.6%)	-	-	-	1(0.6%)
30万-40万円未満	-	-	3(1.7%)	-	-	3(1.7%)
40万-50万円未満	-	1(0.6%)	3(1.7%)	-	-	4(2.3%)
50万-100万円未満	2(1.1%)	3(1.7%)	19(10.9%)	1(0.6%)	-	25(14.4%)
100万-200万円未満	-	3(1.7%)	25(14.4%)	6(3.4%)	2(1.1%)	36(20.7%)
200万-300万円未満	1(0.6%)	1(0.6%)	15(8.6%)	4(2.3%)	-	21(12.1%)
300万-500万円未満	-	1(0.6%)	22(12.6%)	4(2.3%)	-	27(15.5%)
500万-1000万円未満	-	-	14(8.0%)	11(6.3%)	2(1.1%)	27(15.5%)
1000万-2000万円未満	-	-	4(2.3%)	3(1.7%)	2(1.1%)	9(5.2%)
2000万-3000万円未満	-	1(0.6%)	3(1.7%)	2(1.1%)	1(0.6%)	7(4.0%)
3000万-5000万円未満	-	-	-	-	3(1.7%)	3(1.7%)
5000万円以上	-	-	-	-	-	-
計	3(1.7%)	14(8.0%)	114(65.5%)	33(19.0%)	10(5.7%)	174(100.0%)
平均値(円)	1,086,582	2,334,956	3,349,966	5,692,273	17,864,251	4,507,660
中央値(円)	600,000	807,190	2,000,000	4,300,000	10,000,000	2,301,357
第1四分位(円)	500,000	187,500	837,500	1,540,000	6,186,677	900,000
第3四分位(円)	-	1,850,000	4,067,343	6,666,746	34,013,500	5,075,000

## (2) 労働審判

表2-1-8-2-1 賃金月額別に見た解決金額(審判令和)

	1-10万円未満	10-20万円未満	20-50万円未満	50-100万円未満	100万円以上	計
1-5万円未満	1(0.1%)	-	-	-	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	2(0.3%)	-	2(0.3%)	-	-	4(0.5%)
10万-20万円未満	2(0.3%)	3(0.4%)	7(0.9%)	1(0.1%)	-	13(1.7%)
20万-30万円未満	-	-	15(2.0%)	1(0.1%)	-	16(2.1%)
30万-40万円未満	2(0.3%)	6(0.8%)	13(1.7%)	2(0.3%)	-	23(3.0%)
40万-50万円未満	1(0.1%)	5(0.7%)	18(2.4%)	1(0.1%)	-	25(3.3%)
50万-100万円未満	5(0.7%)	18(2.4%)	115(15.2%)	10(1.3%)	1(0.1%)	149(19.7%)
100万-200万円未満	-	14(1.8%)	177(23.4%)	23(3.0%)	4(0.5%)	218(28.8%)

200万-300万円未満	1(0.1%)	3(0.4%)	78(10.3%)	24(3.2%)	3(0.4%)	109(14.4%)
300万-500万円未満	-	3(0.4%)	58(7.7%)	37(4.9%)	8(1.1%)	106(14.0%)
500万-1000万円未満		-	23(3.0%)	29(3.8%)	10(1.3%)	62(8.2%)
1000万-2000万円未満	-	-	2(0.3%)	8(1.1%)	9(1.2%)	19(2.5%)
2000万-3000万円未満	-	-	1(0.1%)	-	6(0.8%)	7(0.9%)
3000万-5000万円未満	-	-	-	-	3(0.4%)	3(0.4%)
5000万円以上	-	-	-	-	2(0.3%)	2(0.3%)
計	14(1.8%)	52(6.9%)	509(67.2%)	136(18.0%)	46(6.1%)	757(100.0%)
平均値 (円)	509,307	964,294	1,831,366	3,950,212	13,759,433	2,852,637
中央値 (円)	380,000	796,200	1,300,000	3,000,000	7,750,000	1,500,000
第1四分位 (円)	115,500	412,500	750,000	1,788,750	3,675,000	800,000
第3四分位 (円)	600,000	1,188,931	2,155,000	5,000,000	19,602,974	3,000,000

表2-1-8-2-2 賃金月額別に見た解決金額(審判平成)

	1-10万円未満	10-20万円未満	20-50万円未満	50-100万円未満	100万円以上	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	3(0.7%)	5(1.2%)	3(0.7%)	-	-	11(2.5%)
10万-20万円未満	3(0.7%)	4(0.9%)	5(1.2%)	1(0.2%)	-	13(3.0%)
20万-30万円未満	3(0.7%)	7(1.6%)	11(2.5%)	1(0.2%)	-	22(5.1%)
30万-40万円未満	4(0.9%)	4(0.9%)	9(2.1%)	-	-	17(3.9%)
40万-50万円未満	4(0.9%)	4(0.9%)	8(1.8%)	2(0.5%)	-	18(4.1%)
50万-100万円未満	1(0.2%)	33(7.6%)	65(15.0%)	4(0.9%)	-	103(23.7%)
100万-200万円未満	2(0.5%)	9(2.1%)	99(22.8%)	7(1.6%)	-	117(27.0%)
200万-300万円未満	-	6(1.4%)	30(6.9%)	7(1.6%)	2(0.5%)	45(10.4%)
300万-500万円未満	-	1(0.2%)	28(6.5%)	10(2.3%)	3(0.7%)	42(9.7%)
500万-1000万円未満	-	-	11(2.5%)	12(2.8%)	4(0.9%)	27(6.2%)
1000万-2000万円未満	-	-	4(0.9%)	8(1.8%)	2(0.5%)	14(3.2%)
2000万-3000万円未満	-	-	1(0.2%)	3(0.7%)	1(0.2%)	5(1.2%)
3000万-5000万円未満	-	-	-	-	-	-
5000万円以上	-	-	-	-	-	-
計	20(4.6%)	73(16.8%)	274(63.1%)	55(12.7%)	12(2.8%)	434(100.0%)
平均値 (円)	367,730	782,122	1,822,010	6,097,543	8,158,704	2,297,119
中央値 (円)	300,000	600,000	1,200,000	4,000,500	6,000,000	1,100,000
第1四分位 (円)	135,000	325,000	700,000	1,550,000	3,406,250	600,000

第3四分位（円）	430,926	918,904	2,000,000	7,650,000	10,680,000	2,400,000
----------	---------	---------	-----------	-----------	------------	-----------

## 9 企業の業種

労働者の職種による解決金額の格差に比べれば、企業の業種による格差はあまり目立たない。しかも、裁判上の和解では製造・建設業、医療・福祉が高く、卸売・小売業が低くなっているのに対し、労働審判では情報通信業が高く、医療・福祉や運輸・郵便業が低くなっており、あまり一貫した傾向は見いだせない。

中央値のみの比較で見ると、裁判上の和解では、最も高いのが医療・福祉の3,800,000円で、ほぼ同レベルで製造・建設業の3,780,000円が並び、次に専門サービス業（「学術研究、専門・技術サービス業」＋「教育、学習支援業」）の3,000,000円、情報通信業の2,833,760円、その他の業種の2,500,000円、運輸・郵便業の2,375,000円ときて、最も低いのは卸売・小売業の1,700,000円となっている。一方労働審判では、最も高いのが情報通信業の2,000,000円で、以下製造・建設業の1,800,000円、卸売・小売業の1,750,000円、専門サービス業の1,500,000円、その他の業種の1,485,000円、医療・福祉の1,200,000円、最も低いのは運輸・郵便業の1,000,000円となっており、両者間で全く傾向が異なっている。

これは、労働者の職種とは異なり企業の業種には解決金額に対して影響するような要素はなく、個々のケースによる変動が現われているに過ぎないからであろう。

### (1) 裁判上の和解

表2-1-9-1 業種別に見た解決金額(和解令和)

	製造・建設業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	専門サービス業	医療・福祉	その他	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	1(0.4%)	-	-	-	-	-	1(0.4%)	2(0.7%)
10万-20万円未満	-	-	-	2(0.7%)	1(0.4%)	1(0.4%)	3(1.1%)	7(2.5%)
20万-30万円未満	-	-	-	1(0.4%)	-	1(0.4%)	2(0.7%)	4(1.5%)
30万-40万円未満	-	-	-	2(0.7%)	-	1(0.4%)	1(0.4%)	4(1.5%)
40万-50万円未満	1(0.4%)	-	-	-	1(0.4%)	-	-	2(0.7%)
50万-100万円未満	7(2.5%)	-	2(0.7%)	5(1.8%)	5(1.8%)	2(0.7%)	12(4.4%)	33(12.0%)
100万-200万円未満	2(0.7%)	7(2.5%)	5(1.8%)	14(5.1%)	6(2.2%)	6(2.2%)	14(5.1%)	54(19.6%)
200万-300万円未満	5(1.8%)	3(1.1%)	3(1.1%)	3(1.1%)	3(1.1%)	3(1.1%)	8(2.9%)	28(10.2%)
300万-500万円未満	9(3.3%)	3(1.1%)	5(1.8%)	8(2.9%)	7(2.5%)	9(3.3%)	13(4.7%)	54(19.6%)
500万-1000万円未満	7(2.5%)	2(0.7%)	1(0.4%)	8(2.9%)	7(2.5%)	10(3.6%)	10(3.6%)	45(16.4%)
1000万-2000万円未満	6(2.2%)	4(1.5%)	2(0.7%)	2(0.7%)	3(1.1%)	2(0.7%)	7(2.5%)	26(9.5%)
2000万-3000万円未満	2(0.7%)	-	-	1(0.4%)	1(0.4%)	1(0.4%)	1(0.4%)	6(2.2%)

3000万・5000万円未満		1(0.4%)	-	1(0.4%)	-	-	4(1.5%)	6(2.2%)
5000万円以上	3(1.1%)	-	-	-	-	-	1(0.4%)	4(1.5%)
計	43(15.6%)	20(7.3%)	18(6.5%)	47(17.1%)	34(12.4%)	36(13.1%)	77(28.0%)	275(100.0%)
平均値 (円)	11,525,106	6,545,383	3,561,090	4,068,345	4,703,844	4,825,577	6,122,853	6,134,219
中央値 (円)	3,780,000	2,833,760	2,375,000	1,700,000	3,000,000	3,800,000	2,500,000	3,000,000
第1四分位 (円)	1,750,000	1,047,500	1,357,500	1,056,000	1,150,000	1,800,000	920,000	1,200,000
第3四分位 (円)	12,000,000	9,500,000	4,083,334	5,000,000	6,537,228	6,187,500	5,450,000	6,000,000

## (2) 労働審判

表2-1-9-2 業種別に見た解決金額(審判令和)

	製造・建設業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	専門サービス業	医療・福祉	その他	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	1(0.1%)	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	1(0.1%)	-	-	-	1(0.1%)	1(0.1%)	1(0.1%)	4(0.5%)
10万-20万円未満	-	-	4(0.5%)	1(0.1%)	3(1.1%)	-	5(0.7%)	13(1.7%)
20万-30万円未満	2(0.3%)	1(0.1%)	3(0.4%)	2(0.3%)	3(0.4%)	2(0.3%)	3(0.4%)	16(2.1%)
30万-40万円未満	2(0.3%)	2(0.3%)	2(0.3%)	5(0.7%)	3(0.4%)	2(0.3%)	7(0.9%)	23(3.0%)
40万-50万円未満	-	-	1(0.1%)	1(0.1%)	2(0.3%)	3(0.4%)	18(2.4%)	25(3.3%)
50万-100万円未満	22(2.9%)	19(2.5%)	11(1.4%)	25(3.3%)	20(2.6%)	12(1.6%)	40(5.3%)	149(19.6%)
100万-200万円未満	35(4.6%)	25(3.3%)	9(1.2%)	29(3.8%)	29(3.8%)	27(3.6%)	65(8.6%)	219(28.9%)
200万-300万円未満	15(2.0%)	15(2.0%)	4(0.5%)	20(2.6%)	16(2.1%)	6(0.8%)	33(4.3%)	109(14.4%)
300万-500万円未満	19(2.5%)	17(2.2%)	7(0.9%)	17(2.2%)	6(0.8%)	7(0.9%)	34(4.5%)	107(14.1%)
500万-1000万円未満	12(1.6%)	11(1.4%)	3(0.4%)	7(0.9%)	10(1.3%)	7(0.9%)	12(1.6%)	62(8.2%)
1000万-2000万円未満	4(0.5%)	6(0.8%)	-	7(0.9%)	1(0.1%)	-	1(0.1%)	19(2.5%)
2000万-3000万円未満	-	2(0.3%)	-	-	1(0.1%)	-	5(0.7%)	7(0.9%)
3000万-5000万円未満	-	-	-	1(0.1%)	-	-	2(0.3%)	3(0.4%)
5000万円以上	-	-	-	-	1(0.1%)	-	1(0.1%)	2(0.3%)
計	112(14.8%)	98(12.9%)	44(5.8%)	115(15.2%)	95(12.5%)	68(9.0%)	227(29.9%)	759(100.0%)
平均値 (円)	2,719,806	3,435,238	1,759,450	3,102,213	2,670,506	1,907,638	3,111,420	2,852,637
中央値 (円)	1,800,000	2,000,000	1,000,000	1,750,000	1,500,000	1,200,000	1,485,000	1,500,000
第1四分位 (円)	1,000,000	1,000,000	500,000	880,000	750,000	750,000	700,000	800,000
第3四分位 (円)	3,000,000	4,000,000	2,736,456	1,750,000	2,500,000	2,283,400	2,832,000	3,000,000

## 10 企業規模(従業員数)

直感的には企業規模が大きくなるほど解決金額も高くなりそうであるが、クロス集計して



みると散らばりが大きく、必ずしも大企業ほど高くなっているわけではない。

まず裁判上の和解では、中央値で見ると従業員数1-30人未満で3,000,000円、従業員数30-100人未満で3,800,000円、従業員数100-300人未満で2,795,000円、従業員数300-1,000人未満で4,000,000円、従業員数1,000-3,000人未満で2,000,000円、従業員数3,000-10,000人未満で2,500,000円、従業員数10,000人以上で22,995,000円となっている。

また労働審判では、中央値で見ると従業員数1-30人未満で1,500,000円、従業員数30-100人未満で1,800,000円、従業員数100-300人未満で1,500,000円、従業員数300-1,000人未満で1,550,000円、従業員数1,000-3,000人未満で1,325,000円、従業員数3,000-10,000人未満で1,254,200円、従業員数10,000人以上で2,850,000円となっている。

これをみると、従業員数1万人以上の超大企業においては解決金額を大きく引き上げる効果はあるようだが、そこまでいかない大企業や中堅企業では、別段企業規模に応じて解決金額が高くなるといった傾向は全く見受けられないことが分かる。

## (1) 裁判上の和解

表2-1-10-1 企業規模別に見た解決金額(和解令和)

	1-30人未満	30-100人未満	100-300人未満	300-千人未満	千-3千人未満	3千-1万人未満	1万人以上	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	-	-	2(0.8%)
10万-20万円未満	3(1.3%)	-	1(0.4%)	-	-	-	-	4(1.7%)
20万-30万円未満	2(0.8%)	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	-	-	4(1.7%)
30万-40万円未満	-	1(0.4%)	-	-	1(0.4%)	-	-	2(0.8%)
40万-50万円未満	1(0.4%)	-	-	-	-	-	-	1(0.4%)
50万-100万円未満	8(3.3%)	6(2.5%)	10(4.2%)	1(0.4%)	2(0.8%)	1(0.4%)	-	28(11.7%)
100万-200万円未満	13(5.4%)	7(2.9%)	9(3.8%)	8(3.3%)	8(3.3%)	2(0.8%)	-	47(19.7%)
200万-300万円未満	3(1.3%)	3(1.3%)	8(3.3%)	2(0.8%)	4(1.7%)	1(0.4%)	1(0.4%)	22(9.2%)
300万-500万円未満	13(5.4%)	11(4.6%)	10(4.2%)	9(3.8%)	3(1.3%)	1(0.4%)	2(0.8%)	49(20.5%)
500万-1000万円未満	16(6.7%)	9(3.8%)	10(4.2%)	4(1.7%)	1(0.4%)	1(0.4%)	-	41(17.2%)
1000万-2000万円未満	5(2.1%)	7(2.9%)	4(1.7%)	3(1.3%)	3(1.3%)	1(0.4%)	1(0.4%)	24(10.0%)
2000万-3000万円未満	-	2(0.8%)	-	2(0.8%)	1(0.4%)	-	1(0.4%)	6(2.5%)
3000万-5000万円未満	1(0.4%)	-	2(0.8%)	1(0.4%)	-	-	1(0.4%)	5(2.1%)
5000万円以上	-	-	-	2(0.8%)	-	-	2(0.8%)	4(1.7%)
計	65(27.2%)	48(20.1%)	56(23.4%)	32(13.4%)	23(9.6%)	7(2.9%)	8(3.3%)	239(100.0%)
平均値 (円)	4,294,278	5,420,931	4,787,173	12,654,979	4,355,718	3,885,714	26,618,108	6,134,219
中央値 (円)	3,000,000	3,800,000	2,795,000	4,000,000	2,000,000	2,500,000	22,995,000	3,000,000

第1四分位 (円)	1,200,000	1,250,000	1,000,000	1,587,500	1,300,000	1,000,000	3,375,000	1,200,000
第3四分位 (円)	5,551,500	7,051,497	5,850,000	9,625,000	3,780,000	6,000,000	52,150,600	6,000,000

## (2) 労働審判

表2-1-10-2 企業規模別に見た解決金額(審判令和)

	1-30人未満	30-100人未満	100-300人未満	300-千人未満	千-3千人未満	3千-1万人未満	1万人以上	計
1-5万円未	-	1(0.1%)	-	-	-	-	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	1(0.1%)	1(0.1%)	1(0.1%)	-	-	-	-	3(0.4%)
10万-20万円未満	2(0.3%)	1(0.1%)	3(0.4%)	-	2(0.3%)	1(0.1%)	2(0.3%)	11(1.6%)
20万-30万円未満	5(0.7%)	4(0.6%)	2(0.3%)	2(0.3%)	2(0.3%)	1(0.1%)	-	16(2.3%)
30万-40万円未満	5(0.7%)	7(1.0%)	1(0.1%)	4(0.6%)	2(0.3%)	1(0.1%)	1(0.1%)	21(3.0%)
40万-50万円未満	7(1.0%)	4(0.6%)	2(0.3%)	3(0.4%)	1(0.1%)	-	3(0.4%)	20(2.9%)
50万-100万円未満	50(7.2%)	32(4.6%)	24(3.5%)	15(2.2%)	9(1.3%)	7(1.0%)	2(0.3%)	139(20.1%)
100万-200万円未満	89(12.9%)	41(5.9%)	25(3.6%)	13(1.9%)	12(1.7%)	10(1.4%)	2(0.3%)	192(27.8%)
200万-300万円未満	36(5.2%)	26(3.8%)	9(1.3%)	10(1.4%)	8(1.2%)	4(0.6%)	3(0.4%)	96(13.9%)
300万-500万円未満	32(4.6%)	39(5.7%)	15(2.2%)	11(1.6%)	2(0.3%)	4(0.6%)	3(0.4%)	106(15.4%)
500万-1000万円未満	18(2.6%)	8(1.2%)	8(1.2%)	5(0.7%)	6(0.9%)	4(0.6%)	6(0.9%)	55(8.0%)
1000万-2000万円未満	2(0.3%)	2(0.3%)	8(1.2%)	3(0.4%)	-	2(0.3%)	1(0.1%)	18(2.6%)
2000万-3000万円未満	-	2(0.3%)	1(0.1%)	1(0.1%)	1(0.1%)	-	2(0.3%)	7(1.0%)
3000万-5000万円未満	-	1(0.1%)	2(0.3%)	-	-	-	-	3(0.4%)
5000万円以上	-	-	-	1(0.1%)	1(0.1%)	-	-	2(0.3%)
計	247(35.8%)	169(24.5%)	101(14.6%)	68(9.9%)	46(6.7%)	34(4.9%)	25(3.6%)	690(100.0%)
平均値 (円)	2,049,958	2,686,307	3,951,421	3,640,189	3,934,158	3,073,697	5,290,160	2,852,637
中央値 (円)	1,500,000	1,800,000	1,500,000	1,550,000	1,325,000	1,254,200	2,850,000	1,500,000
第1四分位 (円)	800,000	830,000	775,000	600,000	675,000	887,500	575,000	800,000
第3四分位 (円)	2,500,000	3,000,000	4,000,000	3,000,000	2,800,000	3,775,000	7,000,000	3,000,000

### 11 制度利用に係る期間

制度利用に係る期間と解決金額との間の相関関係は裁判上の和解と労働審判で異なる傾向を示す。すなわち、裁判上の和解で相関係数が0.294\*\*(1%水準で有意)で、一定の相関関係が認められるのに対し、労働審判で相関係数が0.051であって、全く相関関係が認められない。

このことの意味を考えると、迅速な解決を旨とする労働審判においては、下手に解決を長引かせても、解決金額にプラスにはならないということが言えるのかもしれない。

(1) 裁判上の和解

表2-1-11-1 訴訟期間別に見た解決金額(和解令和)

	2月未満	2-6月未満	6-12月未満	6-12月未満	12月以上	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	2(0.7%)
10万-20万円未満	-	-	3(1.1%)	4(1.5%)	-	7(2.5%)
20万-30万円未満	-	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.7%)	-	4(1.5%)
30万-40万円未満	1(0.4%)	-	1(0.4%)	2(0.7%)	-	4(1.5%)
40万-50万円未満	-	-	-	2(0.7%)	-	2(0.7%)
50万-100万円未満	1(0.4%)	7(2.5%)	8(2.9%)	16(5.8%)	1(0.4%)	33(12.0%)
100万-200万円未満	-	9(3.3%)	23(8.4%)	19(6.9%)	3(1.1%)	54(19.6%)
200万-300万円未満	-	2(0.7%)	8(2.9%)	15(5.5%)	3(1.1%)	28(10.2%)
300万-500万円未満	-	7(2.5%)	21(7.6%)	20(7.3%)	6(2.2%)	54(19.6%)
500万-1000万円未満	-	4(1.5%)	11(4.0%)	26(9.5%)	4(1.5%)	45(16.4%)
1000万-2000万円未満	-	-	10(3.6%)	13(4.7%)	3(1.1%)	26(9.5%)
2000万-3000万円未満	-	1(0.4%)	-	2(0.7%)	3(1.1%)	6(2.2%)
3000万-5000万円未満	-	-	2(0.7%)	3(1.1%)	1(0.4%)	6(2.2%)
5000万円以上	-	-	1(0.4%)	-	3(1.1%)	4(1.5%)
計	2(0.7%)	32(11.6%)	90(32.7%)	124(45.1%)	27(8.8%)	275(100.0%)
平均値 (円)	500,000	2,832,345	5,056,541	5,338,324	17,712,380	6,134,219
中央値 (円)	500,000	1,500,000	2,982,630	3,046,409	5,400,000	3,000,000
第1四分位 (円)	300,000	793,388	1,300,000	1,047,409	2,500,000	1,200,000
第3四分位 (円)	-	3,750,000	5,000,000	6,442,965	24,000,000	6,000,000

(2) 労働審判

表2-1-11-2 労働審判期間別に見た解決金額(審判令和)

	2月未満	2-6月未満	6-12月未満	6-12月未満	12月以上	計
1-5万円未満	1(0.1%)	-	-	-	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	-	3(0.4%)	1(0.1%)	-	-	4(0.5%)
10万-20万円未満	2(0.3%)	11(1.4%)	-	-	-	13(1.7%)
20万-30万円未満	4(0.5%)	11(1.4%)	1(0.1%)	-	-	16(2.1%)
30万-40万円未満	3(0.4%)	19(2.5%)	1(0.1%)	-	-	23(3.0%)
40万-50万円未満	5(0.7%)	18(2.4%)	2(0.3%)	-	-	25(3.3%)
50万-100万円未満	36(4.7%)	103(13.6%)	10(1.3%)	-	-	149(13.6%)

100万・200万円未満	43(5.7%)	162(21.3%)	13(1.7%)	1(0.1%)	-	219(28.9%)
200万・300万円未満	18(2.4%)	82(10.8%)	9(1.2%)	-	-	109(14.4%)
300万・500万円未満	10(1.3%)	85(11.2%)	12(1.6%)	-	-	107(14.1%)
500万・1000万円未満	7(0.96%)	50(6.6%)	5(0.7%)	-	-	62(8.24%)
1000万・2000万円未満	-	17(2.2%)	2(0.3%)	-	-	19(2.5%)
2000万・3000万円未満	2(0.3%)	5(0.7%)	-	-	-	7(0.9%)
3000万・5000万円未満	-	2(0.3%)	1(0.1%)	-	-	3(0.4%)
5000万円以上	-	2(0.3%)	-	-	-	2(0.3%)
計	131(17.3%)	570(75.1%)	57(7.5%)	1(0.1%)	-	759(100.0%)
平均値 (円)	1,986,951	2,991,064	3,490,434	1,000,000	-	2,852,637
中央値 (円)	1,200,000	1,617,000	2,000,000	1,000,000	-	1,500,000
第1四分位 (円)	651,000	800,000	890,000	1,000,000	-	800,000
第3四分位 (円)	2,000,000	3,000,000	3,650,000	1,000,000	-	3,000,000

## 12 解決に要した期間

解決に要した期間と解決金額との間にはかなり強い相関関係がありそうに感じられるが、実際にはまったくそうになっていない。

まず裁判上の和解では、令和調査では中央値で見ると2-6か月未満で1,600,000円、6-12か月未満で1,530,000円、12-24か月未満で3,550,000円、24か月以上で2,750,000円であり、なんらかの相関関係がありそうにも見えるが、平成調査では中央値で見ると2-6か月未満で2,312,944円、6-12か月未満で2,202,714円、12-24か月未満で2,000,000円、24か月以上で2,842,800円で、全く相関関係が認められない。相関係数で見ると、令和調査では相関係数0.135\*(5%水準で有意)で、かすかに相関関係があると言えないことはないが、平成調査では-0.010である。

また労働審判では、令和調査では中央値で見ると2か月未満で1,200,000円、2-6か月未満で1,600,000円、6-12か月未満で1,500,000円、12-24か月未満で1,725,000円、24か月以上で1,200,000円であり、相関関係は全く見受けられない。平成調査でも中央値で見ると2か月未満で600,000円、2-6か月未満で1,200,000円、6-12か月未満で1,000,000円、12-24か月未満で1,000,000円、24か月以上で500,000円で、相関関係はない。相関係数で見ると、令和調査では相関係数-0.036、平成調査では-0.078と、いずれも有意ではないがマイナスの数値になっている。

このことの意味を考えてみると、先行調査研究のうち2007年にとりまとめられた神林龍による裁判所データに基づく和解金水準の調査において、標準化和解額を算定する上で前提とされた「解雇から和解まで時間がかかっても和解額は大きくなる」との前提が、少なくとも

平成調査と令和調査においては、確認することはできなかったことは、研究の進展の上で重要な事実発見であったといえる。

(1) 裁判上の和解

表2-1-12-1-1 解決期間別に見た解決金額(和解令和)

	2月未満	2-6月未満	6-12月未満	12-24月未満	24月以上	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	2(0.7%)
10万-20万円未満	-	-	-	5(1.8%)	2(0.7%)	7(2.5%)
20万-30万円未満	-	-	-	3(1.1%)	1(0.4%)	4(1.5%)
30万-40万円未満	-	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.7%)	-	4(1.5%)
40万-50万円未満	-	-	-	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.7%)
50万-100万円未満	-	3(1.1%)	6(2.2%)	14(5.1%)	10(3.6%)	33(12.0%)
100万-200万円未満	-	1(0.4%)	16(5.8%)	23(8.4%)	14(1.1%)	54(19.6%)
200万-300万円未満	-	1(0.4%)	3(1.1%)	12(4.4%)	12(4.4%)	28(10.2%)
300万-500万円未満	-	2(0.7%)	8(2.9%)	29(10.5%)	15(5.5%)	54(19.6%)
500万-1000万円未満	-	1(0.4%)	5(1.8%)	27(9.8%)	12(4.4%)	45(16.4%)
1000万-2000万円未満	-	-	3(1.1%)	19(6.9%)	4(1.5%)	26(9.5%)
2000万-3000万円未満	-	1(0.4%)	-	2(0.7%)	3(1.1%)	6(2.2%)
3000万-5000万円未満	-	-	-	3(1.1%)	3(1.1%)	6(2.2%)
5000万円以上	-	-	1(0.4%)	-	3(1.1%)	4(1.5%)
計	-	11(4.0%)	44(16.0%)	140(50.9%)	80(29.1%)	275(100.0%)
平均値(円)	-	3,706,016	4,158,050	5,545,646	8,584,992	6,134,219
中央値(円)	-	1,600,000	1,530,000	3,550,000	2,750,000	3,000,000
第1四分位(円)	-	631,436	1,155,000	1,300,000	1,200,865	1,200,000
第3四分位(円)	-	4,011,617	3,945,000	6,662,993	6,187,500	6,000,000

表2-1-12-1-2 解決期間別に見た解決金額(和解平成)

	2月未満	2-6月未満	6-12月未満	12-24月未満	24月以上	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	-	-	1(0.6%)	-	1(0.6%)
10万-20万円未満	-	1(0.6%)	2(1.2%)	2(1.2%)	5(2.9%)	10(5.8%)
20万-30万円未満	-	-	1(0.6%)	-	-	1(0.6%)
30万-40万円未満	-	-	-	3(1.7%)	-	3(1.7%)

40万-50万円未満	-	-	2(1.2%)	1(0.6%)	1(0.6%)	4(2.3%)
50万-100万円未満	-	5(2.9%)	5(2.9%)	11(6.4%)	4(2.3%)	25(14.5%)
100万-200万円未満	-	1(0.6%)	17(9.8%)	15(8.7%)	3(1.7%)	36(20.8%)
200万-300万円未満	-	-	7(4.0%)	10(5.8%)	4(2.3%)	21(12.1%)
300万-500万円未満	-	2(1.2%)	8(4.6%)	12(6.9%)	5(2.9%)	27(15.6%)
500万-1000万円未満	-	3(1.7%)	8(4.6%)	8(4.6%)	7(4.0%)	26(15.0%)
1000万-2000万円未満	-	1(0.6%)	3(1.7%)	2(1.2%)	3(1.7%)	9(5.2%)
2000万-3000万円未満	-	-	1(0.6%)	5(2.9%)	1(0.6%)	7(4.0%)
3000万-5000万円未満	-	1(0.6%)	1(0.6%)	1(0.6%)	-	3(1.7%)
5000万円以上	-	-	-	-	-	-
計	-	14(8.1%)	55(31.8%)	71(41.0%)	33(19.1%)	173(100.0%)
平均値 (円)	-	6,539,857	3,886,816	4,655,790	4,337,540	4,507,660
中央値 (円)	-	2,312,944	2,202,714	2,000,000	2,842,800	2,301,357
第1四分位 (円)	-	796,248	1,300,000	800,000	800,000	900,000
第3四分位 (円)	-	8,192,500	4,430,000	4,500,000	6,000,000	5,075,000

## (2) 労働審判

表2-1-12-2-1 解決期間別に見た解決金額(審判令和)

	2月未満	2-6月未満	6-12月未満	12-24月未満	24月以上	計
1-5万円未満	-	1(0.1%)	-	-	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	-	-	3(0.4%)	1(0.1%)	-	4(0.5%)
10万-20万円未満	1(0.1%)	5(0.7%)	7(0.9%)	-	-	13(1.7%)
20万-30万円未満	2(0.3%)	7(0.9%)	5(0.7%)	2(0.3%)	-	16(2.1%)
30万-40万円未満	-	7(0.9%)	11(1.4%)	5(0.7%)	-	23(3.0%)
40万-50万円未満	-	10(1.3%)	13(1.7%)	2(0.3%)	-	25(3.3%)
50万-100万円未満	2(0.3%)	58(7.6%)	68(9.0%)	16(2.1%)	5(0.7%)	149(13.6%)
100万-200万円未	4(0.5%)	93(12.3%)	95(12.5%)	20(2.6%)	7(0.9%)	219(28.9%)
200万-300万円未満	1(0.1%)	55(7.2%)	41(5.4%)	11(1.4%)	1(0.1%)	109(14.4%)
300万-500万円未満	2(0.3%)	39(5.1%)	45(5.9%)	20(2.6%)	1(0.1%)	107(14.1%)
500万-1000万円未満	-	27(3.6%)	30(4.0%)	4(0.5%)	1(0.1%)	62(8.2%)
1000万-2000万円未満	-	8(1.1%)	5(0.7%)	6(0.8%)	-	19(2.5%)
2000万-3000万円未満	1(0.1%)	5(0.7%)	1(0.1%)	-	-	7(0.9%)
3000万-5000万円未満	-	2(0.3%)	-	1(0.1%)	-	3(0.4%)
5000万円以上	-	1(0.1%)	1(0.1%)	-	-	2(0.3%)

計	13(1.7%)	318(41.9%)	325(42.8%)	88(11.6%)	15(2.0%)	759(100.0%)
平均値 (円)	3,490,179	3,144,549	2,458,178	3,301,130	1,890,000	2,852,637
中央値 (円)	1,200,000	1,600,000	1,500,000	1,725,000	1,200,000	1,500,000
第1四分位 (円)	651,000	900,000	750,000	850,000	700,000	800,000
第3四分位 (円)	3,500,000	3,000,000	3,000,000	3,031,585	1,800,000	3,000,000

表2-1-12-2-2 解決期間別に見た解決金額(審判平成)

	2月未満	2-6月未満	6-12月未満	12-24月未満	24月以上	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	1(0.2%)	5(1.2%)	5(1.2%)	-	-	11(2.5%)
10万-20万円未満	-	7(1.6%)	3(0.7%)	3(0.7%)	-	13(3.0%)
20万-30万円未満	-	10(2.3%)	10(2.3%)	1(0.2%)	1(0.2%)	22(5.1%)
30万-40万円未満	1(0.2%)	8(1.8%)	8(1.8%)	-	-	17(3.9%)
40万-50万円未満	-	9(2.1%)	8(1.8%)	1(0.2%)	-	18(4.1%)
50万-100万円未満	4(0.9%)	59(13.6%)	37(8.5%)	2(0.58%)	1(0.2%)	103(23.7%)
100万-200万円未満	2(0.5%)	70(16.1%)	37(8.5%)	7(1.6%)	1(0.2%)	117(27.0%)
200万-300万円未満	-	21(4.8%)	24(5.5%)	-	-	45(10.4%)
300万-500万円未満	-	25(5.8%)	15(3.5%)	2(0.5%)	-	42(9.7%)
500万-1000万円未満	-	21(4.8%)	6(1.4%)	-	-	27(6.2%)
1000万-2000万円未満	-	10(2.3%)	3(0.7%)	1(0.2%)	-	14(3.2%)
2000万-3000万円未満	-	4(0.9%)	1(0.2%)	-	-	5(1.2%)
3000万-5000万円未満	-	-	-	-	-	-
5000万円以上	-	-	-	-	-	-
計	8(1.8%)	249(57.4%)	157(36.2%)	17(3.9%)	3(0.7%)	434(100.0%)
平均値 (円)	627,656	2,672,007	1,873,453	1,802,941	605,419	2,297,119
中央値 (円)	600,000	1,200,000	1,000,000	1,000,000	500,000	1,100,000
第1四分位 (円)	350,000	600,000	540,000	300,000	216,257	600,000
第3四分位 (円)	907,500	2,750,000	2,150,000	1,700,000	500,000	2,400,000

### 13 弁護士の利用

労使双方とも弁護士を利用しているケースが、裁判上の和解で268件(97.5%)、労働審判で693件(91.3%)と圧倒的多数を占める中で、そうでないごくわずかなケースで何かを言えるかには疑問もあるが、労働審判の場合は労働者のみ弁護士利用が23件(3.0%)、使用者のみ弁護士利用が37件(4.9%)とそれなりの件数があるので、この両者を比較してみると、労働者のみ

弁護士利用の中央値が1,820,000円、使用者のみ弁護士利用の中央値が500,000円と歴然とした格差がついており、この限りでは弁護士を利用した側の方がより自らにとって有利な結果を獲得できていると言えそうである。

## (1) 裁判上の和解

表2-1-13-1 弁護士の利用状況別に見た解決金額(和解令和)

	労使双方	労働者のみ	使用者のみ	双方なし	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	1(0.4%)	-	1(0.4%)	-	2(0.7%)
10万-20万円未満	6(2.2%)	1(0.4%)	-	-	7(2.5%)
20万-30万円未満	3(1.1%)	1(0.4%)	-	-	4(1.5%)
30万-40万円未満	4(1.5%)	-	-	-	4(1.5%)
40万-50万円未満	2(0.7%)	-	-	-	2(0.7%)
50万-100万円未満	33(12.0%)	-	-	-	33(12.0%)
100万-200万円未満	52(18.9%)	-	2(0.7%)	-	54(19.6%)
200万-300万円未満	27(9.81%)	-	1(0.4%)	-	28(10.2%)
300万-500万円未満	54(19.6%)	-	-	-	54(19.6%)
500万-1000万円未満	44(16.0%)	-	1(0.4%)	-	45(16.4%)
1000万-2000万円未満	26(9.5%)	-	-	-	26(9.5%)
2000万-3000万円未満	6(2.2%)	-	-	-	6(2.2%)
3000万-5000万円未満	6(2.2%)	-	-	-	6(2.2%)
5000万円以上	4(1.5%)	-	-	-	4(1.5%)
計	268(97.5%)	2(0.7%)	5(1.8%)	-	275(100.0%)
平均値 (円)	6,253,508	190,000	2,118,000	-	6,134,219
中央値 (円)	3,000,000	190,000	1,200,000	-	3,000,000
第1四分位 (円)	1,200,865	180,000	595,000	-	1,200,000
第3四分位 (円)	6,000,000	190,000	4,100,000	-	6,000,000

## (2) 労働審判

表2-1-13-2 弁護士の利用状況別に見た解決金額(審判令和)

	労使双方	労働者のみ	使用者のみ	双方なし	計
1-5万円未満	-	-	1(0.1%)	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	4(0.5%)	-	-	-	4(0.5%)
10万-20万円未満	10(1.3%)	1(0.1%)	2(0.3%)	-	13(1.7%)



20万-30万円未満	9(1.2%)	-	5(0.7%)	2(0.3%)	16(2.1%)
30万-40万円未満	18(2.4%)	-	4(0.5%)	1(0.1%)	23(3.0%)
40万-50万円未満	20(2.6%)	1(0.1%)	4(0.5%)	-	25(3.3%)
50万-100万円未満	134(17.7%)	5(0.7%)	9(1.2%)	1(0.1%)	149(13.6%)
100万-200万円未満	204(26.9%)	5(0.7%)	9(1.2%)	1(0.1%)	219(28.9%)
200万-300万円未満	103(13.6%)	4(0.5%)	2(0.3%)	-	109(14.4%)
300万-500万円未満	101(13.3%)	5(0.7%)	-	1(0.1%)	107(14.1%)
500万-1000万円未満	61(8.0%)	1(0.1%)	-	-	62(8.24%)
1000万-2000万円未満	18(2.4%)	1(0.1%)	-	-	19(2.5%)
2000万-3000万円未満	6(0.8%)	-	1(0.1%)	-	7(0.9%)
3000万-5000万円未満	3(0.4%)	-	-	-	3(0.4%)
5000万円以上	2(0.3%)	-	-	-	2(0.3%)
計	693(91.3%)	23(3.0%)	37(4.9%)	6(0.8%)	759(100.0%)
平均値 (円)	2,967,379	2,276,438	1,372,693	935,000	2,852,637
中央値 (円)	1,600,000	1,820,000	500,000	450,000	1,500,000
第1四分位 (円)	865,000	700,000	300,000	207,500	800,000
第3四分位 (円)	3,000,000	3,000,000	1,050,000	1,725,000	3,000,000

#### 14 雇用終了形態

雇用終了形態による解決金額の違いは、労働者が有期契約である場合に限られる雇止めがかなり低いことを除けば、普通解雇であろうが懲戒解雇であろうが整理解雇であろうが幅広く分布していて、ほとんど違いが見受けられない。

##### (1) 裁判上の和解

表2-1-14-1 雇用終了形態別に見た解決金額(和解令和)

	普通解雇	懲戒解雇	整理解雇	雇止め	自然退職	その他	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	1(0.4%)	-	-	-	-	1(0.4%)	2(0.7%)
10万-20万円未満	3(1.1%)	3(1.1%)	-	1(0.4%)	-	-	7(2.5%)
20万-30万円未満	1(0.4%)	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	1(0.4%)	4(1.5%)
30万-40万円未満	1(0.4%)	1(0.4%)	-	2(0.7%)	-	-	4(1.5%)
40万-50万円未満	-	-	-	-	-	2(0.7%)	2(0.7%)
50万-100万円未	14(5.1%)	4(1.5%)	5(1.8%)	6(2.2%)	1(0.4%)	3(1.1%)	33(12.0%)
100万-200万円未満	24(8.7%)	9(3.3%)	6(2.2%)	8(2.9%)	2(0.7%)	5(1.8%)	54(19.6%)

200万-300万円未満	11(4.0%)	9(3.3%)	-	2(0.7%)	4(1.5%)	2(0.7%)	28(10.2%)
300万-500万円未満	18(6.5%)	15(5.5%)	7(2.5%)	7(2.5%)	4(1.5%)	3(1.1%)	54(19.6%)
500万-1000万円未満	23(8.4%)	7(2.5%)	4(1.5%)	4(1.5%)	2(0.7%)	5(1.8%)	45(16.4%)
1000万-2000万円未満	11(4.0%)	6(2.2%)	5(1.8%)	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.7%)	26(9.5%)
2000万-3000万円未満	3(1.1%)	2(0.7%)	-	1(0.4%)	-	-	6(2.2%)
3000万-5000万円未満	4(1.5%)	-	2(0.7%)	-	-	-	6(2.2%)
5000万円以上	-	2(0.7%)	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	4(1.5%)
計	114(41.5%)	59(21.5%)	31(11.3%)	33(12.0%)	14(5.1%)	24(8.7%)	275(100.0%)
平均値 (円)	5,594,350	8,151,493	8,169,133	5,252,755	3,772,680	3,700,608	6,134,219
中央値 (円)	3,000,000	3,102,500	3,600,000	1,800,000	3,058,760	1,925,000	3,000,000
第1四分位 (円)	1,300,000	1,200,000	1,360,000	800,000	1,920,000	525,000	1,200,000
第3四分位 (円)	6,554,331	6,250,000	10,000,000	4,158,500	4,632,500	6,187,500	6,000,000

## (2) 労働審判

表2-1-14-2 雇用終了形態別に見た解決金額(審判令和)

	普通解雇	懲戒解雇	整理解雇	雇止め	自然退職	その他	計
1-5万円未満	-	1(0.1%)	-	-	-	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	3(0.4%)	-	-	-	-	1(0.1%)	4(0.5%)
10万-20万円未満	4(0.5%)	1(0.1%)	2(0.3%)	2(0.3%)	1(0.1%)	3(0.4%)	13(1.7%)
20万-30万円未満	8(1.1%)	4(0.5%)	-	3(0.4%)	-	1(0.1%)	16(2.1%)
30万-40万円未満	7(0.9%)	3(0.4%)	1(0.1%)	7(0.9%)	-	5(0.7%)	23(3.0%)
40万-50万円未満	9(1.2%)	2(0.3%)	1(0.1%)	5(0.7%)	1(0.1%)	7(0.9%)	25(3.3%)
50万-100万円未満	72(9.5%)	9(1.2%)	17(2.2%)	21(2.8%)	7(0.9%)	23(3.0%)	149(19.6%)
100万-200万円未満	114(15.0%)	29(3.8%)	21(2.8%)	22(2.9%)	9(1.2%)	24(3.2%)	219(28.9%)
200万-300万円未満	53(7.0%)	21(2.8%)	11(1.4%)	9(1.2%)	5(0.7%)	10(1.3%)	109(14.4%)
300万-500万円未満	46(6.1%)	21(2.8%)	19(2.5%)	9(1.2%)	2(0.3%)	10(1.3%)	107(14.1%)
500万-1000万円未満	27(3.6%)	11(1.4%)	11(1.4%)	7(0.9%)	1(0.1%)	5(0.7%)	62(8.2%)
1000万-2000万円未満	7(0.9%)	3(0.4%)	3(0.4%)	1(0.1%)	-	5(0.7%)	19(2.5%)
2000万-3000万円未満	5(0.7%)	-	1(0.1%)	-	-	1(0.1%)	7(0.9%)
3000万-5000万円未満	3(0.4%)	-	-	-	-	-	3(0.4%)
5000万円以上	2(0.3%)	-	-	-	-	-	2(0.3%)
計	360(47.4%)	105(13.8%)	87(11.5%)	86(11.3%)	26(3.4%)	95(12.5%)	759(100.0%)
平均値 (円)	3,238,023	2,745,355	3,085,904	1,871,047	1,603,747	2,527,579	2,852,637
中央値 (円)	1,575,000	2,100,000	2,000,000	1,010,000	1,100,000	1,083,667	1,500,000

第1四分位（円）	870,000	1,150,000	1,000,000	511,100	750,000	600,000	800,000
第3四分位（円）	2,980,000	3,775,000	4,200,000	2,316,625	2,000,000	2,200,000	3,000,000

## 15 雇用終了事由

雇用終了事由による解決金額の違いは、労働者の行為によるものであろうが能力・属性によるものであろうが経営上の理由によるものであろうが幅広く分布していて、ほとんど違いが見受けられない。

### (1) 裁判上の和解

表2-1-15-1 雇用終了事由別に見た解決金額(和解令和)

	労働者の行為	能力・属性	経営上の理由	計
1-5万円未満	-	-	-	-
5万-10万円未満	2(0.7%)	-	-	2(0.7%)
10万-20万円未満	5(1.8%)	1(0.4%)	1(0.4%)	7(2.5%)
20万-30万円未満	2(0.7%)	1(0.4%)	-	4(1.5%)
30万-40万円未満	2(0.7%)	2(0.7%)	-	4(1.5%)
40万-50万円未満	2(0.7%)	-	-	2(0.7%)
50万-100万円未満	12(4.4%)	12(4.4%)	9(3.3%)	33(12.0%)
100万-200万円未満	26(9.5%)	15(5.5%)	13(4.7%)	54(19.6%)
200万-300万円未満	16(5.8%)	12(4.4%)	-	28(10.2%)
300万-500万円未満	36(13.1%)	9(3.3%)	9(3.3%)	54(19.6%)
500万-1000万円未満	14(5.1%)	21(7.6%)	10(3.6%)	45(16.4%)
1000万-2000万円未満	13(4.7%)	8(2.9%)	5(1.8%)	26(9.5%)
2000万-3000万円未満	4(1.5%)	1(0.4%)	1(0.4%)	6(2.2%)
3000万-5000万円未満	1(0.4%)	4(1.5%)	1(0.4%)	6(2.2%)
5000万円以上	2(0.7%)	-	2(0.7%)	4(1.5%)
計	137(49.8%)	86(31.3%)	52(18.9%)	275(100.0%)
平均値（円）	5,938,120	5,919,667	7,005,699	6,134,219
中央値（円）	3,000,000	2,900,000	3,296,409	3,000,000
第1四分位（円）	1,200,000	1,312,500	1,040,000	1,200,000
第3四分位（円）	4,875,000	7,374,999	6,203,695	6,000,000

## (2) 労働審判

表2-1-15-2 雇用終了事由別に見た解決金額(審判令和)

	労働者の行為	能力・属性	経営上の理由	計
1-5万円未満	1(0.1%)	-	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	3(0.4%)	1(0.1%)	-	4(0.5%)
10万-20万円未満	7(0.9%)	2(0.3%)	4(0.5%)	13(1.7%)
20万-30万円未満	11(1.4%)	3(0.4%)	2(0.3%)	16(2.1%)
30万-40万円未満	16(2.1%)	3(0.4%)	4(0.5%)	23(3.0%)
40万-50万円未満	9(1.2%)	9(1.2%)	7(0.9%)	25(3.3%)
50万-100万円未満	66(8.7%)	56(7.4%)	27(3.6%)	149(19.6%)
100万-200万円未満	120(15.8%)	62(8.2%)	37(4.9%)	219(28.9%)
200万-300万円未満	60(7.9%)	31(4.1%)	18(2.4%)	109(14.4%)
300万-500万円未満	57(7.5%)	25(3.3%)	25(3.3%)	107(14.1%)
500万-1000万円未満	31(4.1%)	16(2.1%)	15(2.0%)	62(8.2%)
1000万-2000万円未満	7(0.9%)	7(0.9%)	5(0.7%)	19(2.5%)
2000万-3000万円未満	3(0.4%)	2(0.3%)	2(0.3%)	7(0.9%)
3000万-5000万円未満	1(0.1%)	2(0.3%)	-	3(0.4%)
5000万円以上	1(0.1%)	-	1(0.1%)	2(0.3%)
計	393(51.8%)	219(28.9%)	147(19.4%)	759(100.0%)
平均値 (円)	2,646,610	2,919,555	3,303,751	2,852,637
中央値 (円)	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
第1四分位 (円)	800,000	750,000	750,000	800,000
第3四分位 (円)	3,000,000	2,766,668	3,710,000	3,000,000

## 16 請求事項

請求事項別に解決金額を見ると、バックペイ請求なしが裁判上の和解で8件(2.9%)、労働審判で18件(2.4%)と極めて少数であるが、その解決金額だけが他と比べて有意に低くなっている。しかしその他はあまりはっきりした傾向は見られない。あえて言えば、バックペイとともに残業代も請求しているケースの方が、残業代の請求はしていないケースよりも若干高めに分布していると言えないことはないが、あまり明確ではない。

(1) 裁判上の和解

表2-1-16-1 請求事項別に見た解決金額(和解令和)

	BP&残&賠	BP&残	BP&賠	BPのみ	BPなし	計
1-5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万-10万円未満	-	-	-	2(0.7%)	-	2(0.7%)
10万-20万円未満	-	1(0.4%)	1(0.4%)	4(1.5%)	1(0.4%)	7(2.5%)
20万-30万円未満	-	-	-	4(1.5%)	-	4(1.5%)
30万-40万円未満	-	-	2(0.7%)	2(0.7%)	-	4(1.5%)
40万-50万円未満	-	-	1(0.4%)	1(0.4%)	-	2(0.7%)
50万-100万円未	2(0.7%)	3(1.1%)	7(2.5%)	18(6.5%)	3(1.1%)	33(12.0%)
100万-200万円未満	4(1.5%)	9(3.3%)	21(7.6%)	19(6.9%)	1(0.4%)	54(19.6%)
200万-300万円未満	2(0.7%)	5(1.8%)	10(3.6%)	10(3.6%)	1(0.4%)	28(10.2%)
300万-500万円未満	7(2.5%)	10(3.6%)	19(6.9%)	17(6.2%)	1(0.4%)	54(19.6%)
500万-1000万円未満	4(1.5%)	8(2.9%)	10(3.6%)	22(8.0%)	1(0.4%)	45(16.4%)
1000万-2000万円未満	5(1.8%)	5(1.8%)	5(1.8%)	11(4.0%)	-	26(9.5%)
2000万-3000万円未満	1(0.4%)	-	1(0.4%)	4(1.5%)	-	6(2.2%)
3000万-5000万円未満	-	2(0.7%)	-	4(1.5%)	-	6(2.2%)
5000万円以上	-	-	-	4(1.5%)	-	4(1.5%)
計	25(9.1%)	43(15.6%)	77(28.0%)	122(44.4%)	8(2.9%)	275(100.0%)
平均値 (円)	6,140,580	5,888,605	3,682,840	8,042,844	1,922,500	6,134,219
中央値 (円)	4,000,000	3,900,000	2,500,000	3,000,000	850,000	3,000,000
第1四分位 (円)	1,925,000	1,500,000	1,170,000	937,440	500,000	1,200,000
第3四分位 (円)	8,750,000	7,000,000	4,000,000	7,134,830	3,625,000	6,000,000

(2) 労働審判

表2-1-16-2 請求事項別に見た解決金額(審判令和)

	BP&残&賠	BP&残	BP&賠	BPのみ	BPなし	計
1-5万円未満	-	-	-	1(0.1%)	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	-	-	-	4(0.5%)	-	4(0.5%)
10万-20万円未満	1(0.1%)	1(0.1%)	2(0.3%)	9(1.2%)	-	13(1.7%)
20万-30万円未満	1(0.1%)	-	4(0.5%)	11(1.4%)	-	16(2.1%)
30万-40万円未満	1(0.1%)	1(0.1%)	7(0.9%)	12(1.6%)	2(0.3%)	23(3.0%)
40万-50万円未満	1(0.1%)	-	7(0.9%)	15(2.0%)	2(0.3%)	25(3.3%)
50万-100万円未満	3(0.4%)	16(2.1%)	44(5.8%)	81(10.7%)	5(0.7%)	149(19.6%)

100万・200万円未満	17(2.2%)	15(2.0%)	57(7.5%)	126(16.6%)	4(0.5%)	219(28.9%)
200万・300万円未満	2(0.3%)	8(1.1%)	32(4.2%)	66(8.7%)	1(0.1%)	109(14.4%)
300万・500万円未満	9(1.2%)	13(1.7%)	28(3.7%)	54(7.1%)	3(0.4%)	107(14.1%)
500万・1000万円未満	5(0.7%)	11(1.4%)	9(1.2%)	36(4.7%)	1(0.1%)	62(8.2%)
1000万・2000万円未満	3(0.4%)	-	4(0.5%)	12(1.6%)	-	19(2.5%)
2000万・3000万円未満	-	1(0.1%)	1(0.1%)	5(0.7%)	-	7(0.9%)
3000万・5000万円未満	-	-	-	3(0.4%)	-	3(0.4%)
5000万円以上	-	-	-	2(0.3%)	-	2(0.3%)
計	43(5.7%)	66(8.7%)	195(25.7%)	437(57.6%)	18(2.4%)	759(100.0%)
平均値(円)	3,337,277	2,843,842	2,173,437	3,147,163	1,934,711	2,852,637
中央値(円)	1,800,000	1,950,000	1,500,000	1,500,000	950,000	1,500,000
第1四分位(円)	1,200,000	914,598	750,000	796,200	550,000	800,000
第3四分位(円)	4,200,000	3,850,000	2,766,668	3,000,000	2,557,500	3,000,000

## 17 請求金額

一般的に請求金額と解決金額の相関関係が高いのは当然であると思われる。実際、裁判上の和解で相関係数が0.556\*\*(1%水準で有意)であり、労働審判では相関係数が0.363\*\*(1%水準で有意)であって、相関関係はかなり高い。とはいえクロス集計表を見るとその分布はかなり大きく、決して請求金額に比例して解決金額が決まっているわけではないことが窺われる。なお、平成調査では請求金額を正確に採取していなかったため、令和調査と比較できない。

### (1) 裁判上の和解

表2-1-17-1 請求金額別に見た解決金額(和解令和)

	1・100万円未満	100・300万円未満	300・千万円未満	千・3千万円未満	3千万円以上	計
1・5万円未満	-	-	-	-	-	-
5万・10万円未満	1(0.4%)	-	1(0.4%)	-	-	2(0.7%)
10万・20万円未満	1(0.4%)	3(1.1%)	2(0.7%)	1(0.4%)	-	7(2.6%)
20万・30万円未満	-	2(0.7%)	2(0.7%)	-	-	4(1.5%)
30万・40万円未満	1(0.4%)	2(0.7%)	1(0.4%)	-	-	4(1.5%)
40万・50万円未満	-	-	2(0.7%)	-	-	2(0.7%)
50万・100万円未満	3(1.1%)	7(2.6%)	17(6.2%)	5(1.8%)	-	32(11.7%)
100万・200万円未満	1(0.4%)	9(3.3%)	28(10.2%)	16(5.8%)	-	54(19.7%)
200万・300万円未満	-	1(0.4%)	18(6.6%)	9(3.3%)	-	28(10.2%)
300万・500万円未満	-	3(1.1%)	33(12.0%)	16(5.8%)	2(0.7%)	54(19.7%)

500万-1000万円未満	-	2(0.7%)	18(6.6%)	22(8.0%)	3(1.1%)	45(16.4%)
1000万-2000万円未満	-	-	8(2.9%)	16(5.8%)	2(0.7%)	26(9.5%)
2000万-3000万円未満	-	-	1(0.4%)	4(1.5%)	1(0.4%)	6(2.2%)
3000万-5000万円未満	-	-	-	3(1.1%)	3(1.1%)	6(2.2%)
5000万円以上	-	-	-	1(0.4%)	3(1.1%)	4(1.5%)
計	7(2.6%)	29(10.6%)	131(47.8%)	93(33.9%)	14(5.1%)	274(100.0%)
平均値 (円)	537,792	1,521,574	3,397,348	7,857,115	33,053,981	6,134,219
中央値 (円)	500,000	1,000,000	2,625,900	4,500,000	21,500,000	3,000,000
第1四分位 (円)	180,000	440,000	1,200,000	2,000,000	6,749,999	1,200,000
第3四分位 (円)	800,000	1,550,000	4,000,000	10,000,000	46,088,517	6,000,000

## (2) 労働審判

表2-1-17-2 請求金額別に見た解決金額(審判令和)

	1-100万円未満	100-300万円未満	300-千万円未満	千-3千万円未満	3千万円以上	計
1-5万円未満	1(0.1%)	-	-	-	-	1(0.1%)
5万-10万円未満	1(0.1%)	2(0.3%)	1(0.1%)	-	-	4(0.5%)
10万-20万円未満	5(0.7%)	7(0.9%)	1(0.1%)	-	-	13(1.7%)
20万-30万円未満	5(0.7%)	9(1.2%)	2(0.3%)	-	-	16(2.1%)
30万-40万円未満	5(0.7%)	10(1.3%)	8(1.1%)	-	-	23(3.1%)
40万-50万円未満	5(0.7%)	9(1.2%)	10(1.3%)	-	1(0.1%)	25(3.3%)
50万-100万円未満	18(2.4%)	79(10.5%)	46(6.1%)	2(0.3%)	1(0.1%)	146(19.5%)
100万-200万円未満	21(2.8%)	111(14.8%)	77(10.3%)	6(0.8%)	2(0.3%)	217(28.9%)
200万-300万円未満	4(0.5%)	48(6.4%)	53(7.1%)	4(0.5%)	-	109(14.5%)
300万-500万円未満	3(0.4%)	30(4.0%)	59(7.9%)	12(1.6%)	-	104(13.9%)
500万-1000万円未満	1(0.1%)	11(1.5%)	42(5.6%)	6(0.8%)	1(0.1%)	61(8.1%)
1000万-2000万円未満	-	1(0.1%)	9(1.2%)	9(1.2%)	-	19(2.5%)
2000万-3000万円未満	-	1(0.1%)	2(0.3%)	4(0.5%)	-	7(0.9%)
3000万-5000万円未満	-	-	-	3(0.4%)	-	3(0.4%)
5000万円以上	-	-	-	2(0.3%)	-	2(0.3%)
計	69(9.2%)	318(42.4%)	310(41.3%)	48(6.8%)	5(0.7%)	750(100.0%)
平均値 (円)	1,013,313	1,729,846	3,035,434	11,789,735	2,180,000	2,852,637
中央値 (円)	750,000	1,204,200	2,000,000	4,750,000	1,200,000	1,500,000
第1四分位 (円)	375,000	700,000	1,000,000	2,887,500	450,000	800,000
第3四分位 (円)	1,225,000	2,000,000	4,000,000	14,625,000	4,400,000	3,000,000

## II 月収表示の解決金額とのクロス集計

以下では、解決金額の差異に最も強い影響を与えている賃金月額の影響を取り除いた月収表示の解決金額に、それ以外のどのような変数が影響を与えているのかを見るために、月収表示の解決金額と他の変数とのクロス集計を行う。

### 1 労働者の性別

月収表示にすると、解決金額の実額において顕著に見られる男女間の性別格差がほぼ消滅する。すなわち、まず裁判上の和解では、平成調査においては、中央値は男性が6.3か月分、女性が9.3か月分、第1四分位数は男性が2.9か月分、女性が3.1か月分、第3四分位数は男性が12.0か月分、女性が15.6か月分とむしろ女性の方が高めだったのが、令和調査においては、中央値は男性が8.0か月分、女性が7.0か月分、第1四分位数は男性が3.6か月分、女性も3.6か月分、第3四分位数は男性が15.3か月分、女性が12.6か月分と、男性がやや高めにシフトしている。

また労働審判においても、平成調査においては、中央値は男性が4.2か月分、女性が4.8か月分、第1四分位数は男性が2.4か月分、女性が3.0か月分、第3四分位数は男性が7.1か月分、女性が7.8か月分とやはり女性の方が高めだったのが、令和調査においては、中央値は男性が4.7か月分、女性も4.7か月分、第1四分位数は男性が2.6か月分、女性は3.0か月分、第3四分位数は男性が7.9か月分、女性が7.4か月分と、ほぼ同水準にシフトしている。

おそらく、平成調査では実額ベースの男女格差を補填するかのように女性の方が若干月収表示の解決金額が高くなっていたが、令和調査ではそのような補正が消滅する傾向にあるとも考えられる。男女平等化の進展の一つの現れかもしれない。

#### (1) 裁判上の和解

表2-2-1-1-1 性別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	男	女	計
1月分未満	6(2.2%)	5(1.8%)	11(4.0%)
1-2月分未満	12(4.4%)	5(1.8%)	17(6.2%)
2-3月分未満	15(5.5%)	8(2.9%)	23(8.4%)
3-4月分未満	14(5.1%)	11(4.0%)	25(9.1%)
4-5月分未満	5(1.8%)	5(1.8%)	10(3.6%)
5-6月分未満	11(4.0%)	8(2.9%)	19(6.9%)
6-9月分未満	28(10.2%)	20(7.3%)	48(17.5%)
9-12月分未満	22(8.0%)	13(4.7%)	35(12.7%)
12-18月分未満	19(6.9%)	14(5.1%)	33(12.0%)



18-24月分未満	13(4.7%)	9(3.3%)	22(8.0%)
24-36月分未満	18(6.5%)	3(1.1%)	21(7.6%)
36月分以上	6(2.2%)	5(1.8%)	11(4.0%)
計	169(61.5%)	106(38.5%)	275(100.0%)
平均値 (月分)	11.4	11.2	11.3
中央値 (月分)	8.0	7.0	7.3
第1四分位 (月分)	3.6	3.6	3.6
第3四分位 (月分)	15.3	12.6	14.0

表2-2-1-1-2 性別に見た月収表示の解決金額(和解平成)

	男	女	計
1月分未満	11(6.4%)	1(0.6%)	12(6.9%)
1-2月分未満	13(7.5%)	5(2.9%)	18(10.4%)
2-3月分未満	11(6.4%)	3(1.7%)	14(8.1%)
3-4月分未満	9(5.2%)	3(1.7%)	12(6.9%)
4-5月分未満	11(6.4%)	1(0.6%)	12(6.9%)
5-6月分未満	6(3.5%)	1(0.6%)	7(4.0%)
6-9月分未満	20(11.6%)	7(4.0%)	27(15.6%)
9-12月分未満	18(10.4%)	8(4.6%)	26(15.0%)
12-18月分未満	12(6.9%)	6(3.5%)	18(10.4%)
18-24月分未満	8(6.9%)	3(1.7%)	11(6.4%)
24-36月分未満	4(2.3%)	3(1.7%)	7(4.0%)
36月分以上	7(4.0%)	2(1.2%)	9(5.2%)
計	130(75.1%)	43(24.9%)	173(100.0%)
平均値 (月分)	10.3	14.4	11.3
中央値 (月分)	6.3	9.3	6.8
第1四分位 (月分)	2.9	3.1	2.9
第3四分位 (月分)	12.0	15.6	12.9

(2) 労働審判

表2-2-1-2-1 性別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	男	女	計
1月分未満	22(2.9%)	13(1.7%)	35(4.6%)
1-2月分未満	64(8.5%)	26(3.4%)	90(11.9%)

2-3月分未満	55(7.3%)	31(4.1%)	86(11.4%)
3-4月分未満	56(7.4%)	42(5.5%)	98(12.9%)
4-5月分未満	51(6.7%)	35(4.6%)	86(11.4%)
5-6月分未満	45(5.9%)	29(3.8%)	74(9.8%)
6-9月分未満	83(11.0%)	61(8.1%)	144(19.0%)
9-12月分未満	36(4.8%)	23(3.0%)	59(7.8%)
12-18月分未満	42(5.5%)	18(2.4%)	60(7.9%)
18-24月分未満	12(1.6%)	6(0.8%)	18(2.4%)
24-36月分未満	4(0.5%)	-	4(0.5%)
36月分以上	2(0.3%)	1(0.1%)	3(0.4%)
計	472(62.4%)	285(37.6%)	757(100.0%)
平均値（月分）	6.1	5.9	6.0
中央値（月分）	4.7	4.7	4.7
第1四分位（月分）	2.6	3.0	2.8
第3四分位（月分）	7.9	7.4	7.7

表2-2-1-2-2 性別に見た月収表示の解決金額(審判平成)

	男	女	計
1月分未満	22(5.1%)	10(2.3%)	32(7.4%)
1-2月分未満	33(7.6%)	7(1.6%)	40(9.2%)
2-3月分未満	42(9.4%)	15(3.5%)	57(13.1%)
3-4月分未満	41(9.4%)	22(5.1%)	63(14.5%)
4-5月分未満	23(5.3%)	22(5.1%)	45(10.4%)
5-6月分未満	29(6.7%)	17(3.9%)	46(10.6%)
6-9月分未満	53(12.2%)	24(5.5%)	77(17.7%)
9-12月分未満	15(3.5%)	5(1.2%)	20(4.6%)
12-18月分未満	20(4.6%)	13(3.0%)	33(7.6%)
18-24月分未満	2(0.5%)	2(0.5%)	4(0.9%)
24-36月分未満	11(2.5%)	3(0.7%)	14(3.2%)
36月分以上	2(0.5%)	1(0.2%)	3(0.7%)
計	293(67.5%)	141(32.5%)	434(100.0%)
平均値（月分）	6.2	6.4	6.3
中央値（月分）	4.2	4.8	4.4
第1四分位（月分）	2.4	3.0	2.6

第3四分位（月分）	7.1	7.8	7.3
-----------	-----	-----	-----

## 2 労働者の年齢

労働者の年齢は2割程度しか採取できていないので参考データにとどまるが、中央値のみの比較で見ると、裁判上の和解では最も高いのが40代の9.4か月分で、次いで30代の9.0か月分、10～20代の7.7か月分、50代の7.4か月分、一番低いのが60代以上の5.0か月分となっている。一方労働審判では、最も高いのは同じく40代の5.7か月分だが、それとほぼ並ぶのは60代以上の5.6か月分で、以下50代の5.0か月分、10～20代の4.8か月分と続き、一番低いのが30代の4.6か月分である。

### (1) 裁判上の和解

表2-2-2-1 年齢階級別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	10～20代	30代	40代	50代	60代以上	計
1月分未満	-	-	-	1(1.5%)	2(3.0%)	3(4.5%)
1-2月分未満	-	1(1.5%)	1(1.5%)	2(3.0%)	-	4(6.1%)
2-3月分未満	-	-	2(3.0%)	1(1.5%)	2(3.0%)	5(7.6%)
3-4月分未満	1(1.5%)	2(3.0%)	1(1.5%)	2(3.0%)	1(1.5%)	7(10.6%)
4-5月分未満	-	-	-	1(1.5%)	-	1(1.5%)
5-6月分未満	-	1(1.5%)	-	2(3.0%)	2(3.0%)	5(7.6%)
6-9月分未満	3(4.5%)	2(3.0%)	3(4.5%)	3(4.5%)	1(1.5%)	12(18.2%)
9-12月分未満	1(1.5%)	2(3.0%)	2(3.0%)	2(3.0%)	2(3.0%)	9(13.6%)
12-18月分未満	1(1.5%)	1(1.5%)	2(3.0%)	4(6.1%)	-	8(12.1%)
18-24月分未満	-	2(3.0%)	1(1.5%)	2(3.0%)	1(1.5%)	6(9.1%)
24-36月分未満	-	1(1.5%)	3(4.5%)	1(1.5%)	-	5(7.6%)
36月分以上	-	-	-	1(1.5%)	-	1(1.5%)
計	6(9.1%)	12(18.2%)	15(22.7%)	22(33.3%)	11(16.7%)	66(100.0%)
平均値（月分）	8.6	11.2	12.8	10.9	6.2	10.4
中央値（月分）	7.7	9.0	9.4	7.4	5.0	8.0
第1四分位（月分）	5.3	4.6	3.1	3.5	2.1	3.6
第3四分位（月分）	12.2	16.6	21.7	14.6	9.3	14.4

## (2) 労働審判

表2-2-2-2 年齢階級別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	10～20代	30代	40代	50代	60代以上	計
1月分未満	-	1(0.7%)	-	2(1.4%)	5(3.4%)	8(5.5%)
1-2月分未満	2(1.4%)	4(2.7%)	-	4(2.7%)	3(2.1%)	13(8.9%)
2-3月分未満	4(2.7%)	-	2(1.4%)	5(3.4%)	3(2.1%)	14(9.6%)
3-4月分未満	1(0.7%)	1(0.7%)	5(3.4%)	4(2.7%)	4(2.7%)	15(10.3%)
4-5月分未満	5(3.4%)	5(3.4%)	6(4.1%)	3(2.1%)	2(1.4%)	21(14.4%)
5-6月分未満	3(2.1%)	5(3.4%)	5(3.4%)	3(2.1%)	3(2.1%)	19(13.0%)
6-9月分未満	3(2.1%)	4(2.7%)	4(2.7%)	7(4.8%)	9(6.2%)	27(18.5%)
9-12月分未満	1(0.7%)	1(0.7%)	7(4.8%)	4(2.7%)	2(1.4%)	15(10.3%)
12-18月分未満	1(0.7%)	1(0.7%)	2(1.4%)	2(1.4%)	2(1.4%)	8(5.5%)
18-24月分未満	1(0.7%)	-	-	1(0.7%)	2(1.4%)	4(2.7%)
24-36月分未満	-	-	1(0.7%)	-	-	1(0.7%)
36月分以上	-	-	-	1(0.7%)	-	1(0.7%)
計	21(14.4%)	22(15.1%)	32(21.9%)	36(24.7%)	35(24.0%)	146(100.0%)
平均値(月分)	5.9	4.9	7.5	6.9	6.0	6.4
中央値(月分)	4.8	4.6	5.7	5.0	5.6	5.0
第1四分位(月分)	2.8	2.7	4.1	2.6	2.0	3.0
第3四分位(月分)	6.1	6.7	9.6	8.6	7.6	7.7

### 3 労働者の職種

月収表示にすると、解決金額の実額においてかなり顕著に見られた職種間格差が、解消はしていないとはいえ、かなり縮小している。中央値のみの比較で見ると、裁判上の和解では、最も高いのが専門職(専門的・技術的職業従事者)の10.2か月分で、次がその他の職業<sup>21</sup>の9.4か月分、やや離れて事務職(事務従事者)の7.4か月分、管理職(管理的職業従事者)の7.1か月分、販売職(販売従事者)の7.0か月分、サービス職(サービス職業従事者)の6.0か月分と続く。一方労働審判においては、最も高いのが管理職の6.9か月分で、次が専門職の5.1か月分、以下販売職の4.8か月分、サービス職の4.7か月分、事務職の4.6か月分が並び、一番低いのはその他の職業の3.6か月分であった。

解決金額の実額に比べて、月収表示にしたときのその格差の縮小した部分は職種間の賃金月額格差の現れであり、なお残存している部分が、賃金格差を超えた職種によるプレミア

<sup>21</sup> 保安職業従事者、生産工程従事者、輸送・機械運転従事者、建設・採掘従事者、運搬・清掃・包装等従事者、分類不能の職業の合計。

ムということになる。もっとも、そのプレミアムに相当する部分は、裁判上の和解では専門職において高く、労働審判では管理職において高くなっており、一貫した傾向として存在しているわけでもない。

## (1) 裁判上の和解

表2-2-3-1 職種別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	管理職	専門職	事務職	販売職	サービス職	その他職	計
1月分未満	1(0.4%)	-	3(1.1%)	3(1.1%)	2(0.7%)	2(0.7%)	11(4.0%)
1-2月分未満	1(0.4%)	3(1.1%)	4(1.5%)	3(1.1%)	3(1.1%)	3(1.1%)	17(6.2%)
2-3月分未満	3(1.1%)	4(1.5%)	9(3.3%)	3(1.1%)	4(1.5%)	-	23(8.4%)
3-4月分未満	1(0.4%)	4(1.5%)	9(3.3%)	4(1.5%)	4(1.5%)	3(1.1%)	25(9.1%)
4-5月分未満	4(1.5%)	2(0.7%)	2(0.7%)	2(0.7%)	-	-	10(3.6%)
5-6月分未満	1(0.4%)	5(1.8%)	6(2.2%)	2(0.7%)	4(1.5%)	1(0.4%)	19(6.9%)
6-9月分未満	5(1.8%)	9(3.3%)	15(5.5%)	5(1.8%)	10(3.6%)	4(1.5%)	48(17.5%)
9-12月分未満	3(1.1%)	9(3.3%)	9(3.3%)	4(1.5%)	5(1.8%)	5(1.8%)	35(12.7%)
12-18月分未満	1(0.4%)	13(4.7%)	10(3.6%)	3(1.1%)	2(0.7%)	4(1.5%)	33(12.0%)
18-24月分未満	2(0.7%)	4(1.5%)	9(3.3%)	6(2.2%)	-	1(0.4%)	22(8.0%)
24-36月分未満	2(0.7%)	5(1.8%)	4(1.5%)	6(2.2%)	1(0.4%)	3(1.1%)	21(7.6%)
36月分以上	4(1.5%)	2(0.7%)	3(1.1%)	-	-	2(0.7%)	11(4.0%)
計	28(10.2%)	60(21.8%)	83(30.2%)	41(14.9%)	35(12.7%)	28(10.2%)	275(100.0%)
平均値(月分)	17.8	12.3	10.2	11.1	6.4	12.4	11.3
中央値(月分)	7.1	10.2	7.4	7.0	6.0	9.4	7.3
第1四分位(月分)	4.0	5.0	3.3	3.1	2.6	3.7	3.6
第3四分位(月分)	20.2	16.2	12.9	18.8	8.6	16.1	14.0

## (2) 労働審判

表2-2-3-2 職種別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	管理職	専門職	事務職	販売職	サービス職	その他職	計
1月分未満	4(0.5%)	7(0.9%)	9(1.2%)	7(0.9%)	3(0.4%)	5(0.7%)	35(4.6%)
1-2月分未満	6(0.8%)	19(2.5%)	25(3.3%)	19(2.5%)	9(1.2%)	12(1.6%)	90(11.9%)
2-3月分未満	2(0.3%)	8(1.1%)	30(4.0%)	19(2.5%)	13(1.7%)	14(1.8%)	86(11.4%)
3-4月分未満	9(1.2%)	19(2.5%)	26(3.4%)	20(2.6%)	10(1.3%)	14(1.8%)	98(12.9%)
4-5月分未満	1(0.1%)	15(2.0%)	39(5.2%)	15(2.0%)	13(1.7%)	3(0.4%)	86(11.4%)
5-6月分未満	5(0.7%)	18(2.4%)	22(2.9%)	18(2.4%)	7(0.9%)	4(0.5%)	74(9.8%)

6-9月分未満	14(1.8%)	26(3.4%)	43(5.7%)	26(3.4%)	19(2.5%)	16(2.1%)	144(19.0%)
9-12月分未満	9(1.2%)	10(1.3%)	14(1.8%)	10(1.3%)	7(0.9%)	9(1.2%)	59(7.8%)
12-18月分未満	9(1.2%)	11(1.5%)	18(2.4%)	14(1.8%)	4(0.5%)	4(0.5%)	60(7.9%)
18-24月分未満	1(0.1%)	6(0.8%)	2(0.3%)	4(0.5%)	2(0.3%)	3(0.4%)	18(2.4%)
24-36月分未満	-	1(0.1%)	2(0.3%)	1(0.1%)	-	-	4(0.5%)
36月分以上	-	1(0.1%)	-	1(0.1%)	-	1(0.1%)	3(0.4%)
計	60(7.9%)	141(18.6%)	230(30.4%)	154(20.3%)	87(11.5%)	85(11.2%)	757(100.0%)
平均値(月分)	7.0	6.7	5.6	6.0	5.6	5.8	6.0
中央値(月分)	6.9	5.1	4.6	4.8	4.7	3.6	4.7
第1四分位(月分)	3.0	3.0	2.9	2.8	2.8	2.5	2.8
第3四分位(月分)	10.1	8.0	7.0	8.0	7.1	7.0	7.7

#### 4 労働者の勤続期間

月収表示にすると、解決金額の実額において観察された勤続期間との比例関係が、より顕著に観察しうる。すなわち、裁判上の和解で相関係数が0.192\*\*(1%水準で有意)であり、労働審判では相関係数が0.216\*\*(1%水準で有意)であって、勤続期間との相関関係は実額の場合よりも月収表示の方がやや高い。ここから、解決金額に影響を与えている要因は、まず第一に賃金月額であるが、それに続いて勤続期間もかなりの影響を与えていることが分かる。

具体的には、まず裁判上の和解では、平成調査においては、中央値で見ると勤続1か月未満で0.6か月分、勤続1月-1年未満で3.0か月分、勤続1-5年未満で6.8か月分、勤続5-10年未満で9.5か月分、勤続10年以上で8.4か月分であったが、令和調査においては、やはり中央値で見ると、勤続1か月未満で5.2か月分、勤続1月-1年未満で6.4か月分、勤続1-5年未満で9.6か月分、勤続5-10年未満で9.9か月分、勤続10年以上で10.0か月分であった。

また労働審判では、平成調査においては、中央値で見ると勤続1か月未満で2.5か月分、勤続1月-1年未満で4.0か月分、勤続1-5年未満で4.1か月分、勤続5-10年未満で7.5か月分、勤続10年以上で7.1か月分であったが、令和調査においては、やはり中央値で見ると、勤続1か月未満で3.0か月分、勤続1月-1年未満で4.0か月分、勤続1-5年未満で5.0か月分、勤続5-10年未満で6.8か月分、勤続10年以上で7.3か月分であった。

##### (1) 裁判上の和解

表2-2-4-1-1 勤続期間別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	1月未満	1月-1年未満	1-5年未満	5-10年未満	10年以上	計
1月分未満	1(0.4%)	7(2.5%)	1(0.4%)	1(0.4%)	1(0.4%)	11(4.0%)
1-2月分未満	1(0.4%)	5(1.8%)	6(2.2%)	2(0.7%)	3(1.1%)	17(6.2%)

2-3月分未満	-	8(2.9%)	7(2.5%)	4(1.5%)	4(1.5%)	23(8.4%)
3-4月分未満	1(0.4%)	11(4.0%)	8(2.9%)	3(1.1%)	2(0.7%)	25(9.1%)
4-5月分未満	-	3(1.1%)	5(1.8%)	1(0.4%)	1(0.4%)	10(3.6%)
5-6月分未満	2(0.7%)	3(1.1%)	6(2.2%)	5(1.8%)	3(1.1%)	19(6.9%)
6-9月分未満	2(0.7%)	29(10.5%)	13(4.7%)	1(0.4%)	3(1.1%)	48(17.5%)
9-12月分未満	-	10(3.6%)	21(7.6%)	2(0.7%)	2(0.7%)	35(12.7%)
12-18月分未満	1(0.4%)	7(2.5%)	16(5.8%)	4(1.5%)	5(1.8%)	33(12.0%)
18-24月分未満	1(0.4%)	4(1.5%)	7(2.5%)	5(1.8%)	5(1.8%)	22(8.0%)
24-36月分未満	-	1(0.4%)	11(4.0%)	4(1.5%)	5(1.8%)	21(7.6%)
36月分以上	-	2(0.7%)	3(1.1%)	3(1.1%)	3(1.1%)	11(4.0%)
計	9(3.3%)	90(32.7%)	104(37.8%)	35(12.7%)	37(13.5%)	275(100.0%)
平均値 (月分)	6.7	7.8	11.6	17.6	14.2	11.3
中央値 (月分)	5.2	6.4	9.6	9.9	10.0	7.3
第1四分位 (月分)	2.1	3.0	4.2	3.4	3.4	3.6
第3四分位 (月分)	10.6	9.5	15.3	21.0	23.0	14.0

表2-2-4-1-2 勤続期間別に見た月収表示の解決金額(和解平成)

	1月未満	1月・1年未満	1-5年未満	5-10年未満	10年以上	計
1月分未満	2(1.2%)	5(2.9%)	4(2.3%)	-	1(0.6%)	12(7.0%)
1-2月分未満	-	5(2.9%)	6(3.5%)	2(1.2%)	5(2.9%)	18(10.5%)
2-3月分未満	-	5(2.9%)	6(3.5%)	1(0.6%)	2(1.2%)	14(8.1%)
3-4月分未満	-	3(1.7%)	5(2.9%)	2(1.2%)	2(1.2%)	12(7.0%)
4-5月分未満	-	1(0.6%)	4(2.3%)	3(1.7%)	4(2.3%)	12(7.0%)
5-6月分未満	-	1(0.6%)	2(1.2%)	1(0.6%)	3(1.7%)	7(4.1%)
6-9月分未満	-	5(2.9%)	8(4.7%)	3(1.7%)	10(5.8%)	26(15.1%)
9-12月分未満	-	2(1.2%)	9(5.2%)	6(3.5%)	9(5.2%)	26(15.1%)
12-18月分未満	-	1(0.6%)	11(6.4%)	1(0.6%)	5(2.9%)	18(10.5%)
18-24月分未満	-	-	3(1.7%)	5(2.9%)	3(1.7%)	11(6.4%)
24-36月分未満	-	1(0.6%)	1(0.6%)	2(1.2%)	3(1.7%)	7(4.1%)
36月分以上	-	1(0.6%)	4(2.3%)	1(0.6%)	3(1.7%)	9(5.2%)
計	2(1.2%)	30(17.4%)	63(36.6%)	27(15.7%)	50(29.1%)	172(100.0%)
平均値 (月分)	0.6	6.9	10.8	12.7	14.5	11.3
中央値 (月分)	0.6	3.0	6.8	9.5	8.4	6.8
第1四分位 (月分)	0.4	1.3	2.9	4.6	4.9	2.9

第3四分位(月分)	-	7.6	15.3	18.6	15.9	12.9
-----------	---	-----	------	------	------	------

## (2) 労働審判

表2-2-4-2-1 勤続期間別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	1月未満	1月・1年未満	1・5年未満	5・10年未満	10年以上	計
1月分未満	1(0.1%)	16(2.1%)	11(1.5%)	2(0.3%)	5(0.7%)	35(4.6%)
1-2月分未満	7(0.9%)	51(6.7%)	25(3.3%)	6(0.8%)	1(0.1%)	90(11.9%)
2-3月分未満	9(1.2%)	40(5.3%)	25(3.3%)	7(0.9%)	5(0.7%)	86(11.4%)
3-4月分未満	7(0.9%)	41(5.4%)	33(4.4%)	8(1.1%)	9(1.2%)	98(12.9%)
4-5月分未満	4(0.5%)	33(4.4%)	35(4.6%)	8(1.1%)	6(0.8%)	86(11.4%)
5-6月分未満	5(0.7%)	35(4.6%)	25(3.3%)	6(0.8%)	3(0.4%)	74(9.8%)
6-9月分未満	3(0.4%)	60(7.9%)	50(6.6%)	19(2.5%)	12(1.6%)	144(19.0%)
9-12月分未満	1(0.1%)	16(2.1%)	19(2.5%)	14(1.8%)	9(1.2%)	59(7.8%)
12-18月分未満	1(0.1%)	9(1.2%)	27(3.6%)	10(1.3%)	13(1.7%)	60(7.9%)
18-24月分未満	1(0.1%)	4(0.5%)	6(0.8%)	1(0.1%)	6(0.8%)	18(2.4%)
24-36月分未満	-	1(0.1%)	2(0.3%)	-	1(0.1%)	4(0.5%)
36月分以上	-	-	2(0.3%)	-	1(0.1%)	3(0.4%)
計	39(5.2%)	306(40.4%)	260(34.3%)	81(10.7%)	71(9.4%)	757(100.0%)
平均値(月分)	4.3	4.8	6.6	7.1	9.0	6.0
中央値(月分)	3.0	4.0	5.0	6.8	7.3	4.7
第1四分位(月分)	2.1	2.1	3.0	3.7	3.6	2.8
第3四分位(月分)	5.0	6.6	8.0	9.9	12.3	7.7

表2-2-4-2-2 勤続期間別に見た月収表示の解決金額(審判平成)

	1月未満	1月・1年未満	1・5年未満	5・10年未満	10年以上	計
1月分未満	3(0.7%)	13(3.0%)	10(2.3%)	2(0.5%)	4(0.9%)	32(7.4%)
1-2月分未満	3(0.7%)	12(2.8%)	15(3.5%)	8(1.8%)	2(0.5%)	40(9.2%)
2-3月分未満	4(0.9%)	20(4.6%)	23(5.3%)	6(1.4%)	4(0.9%)	57(13.1%)
3-4月分未満	1(0.2%)	19(4.4%)	26(6.0%)	9(2.1%)	8(1.8%)	63(14.5%)
4-5月分未満	1(0.2%)	18(4.1%)	21(4.8%)	1(0.2%)	4(0.9%)	45(10.4%)
5-6月分未満	3(0.7%)	18(4.1%)	18(4.1%)	4(0.9%)	3(0.7%)	46(10.6%)
6-9月分未満	2(0.5%)	22(5.1%)	23(5.3%)	13(3.0%)	17(3.9%)	77(17.7%)
9-12月分未満	-	2(0.5%)	6(1.4%)	6(1.4%)	6(1.4%)	20(4.6%)
12-18月分未満	-	5(1.2%)	6(1.4%)	15(3.5%)	7(1.6%)	33(7.6%)



18-24月分未満	-	-	3(0.7%)	-	1(0.2%)	4(0.9%)
24-36月分未満	-	1(0.2%)	-	3(0.7%)	10(2.3%)	14(3.2%)
36月分以上	-	1(0.2%)	-	-	2(0.5%)	3(0.7%)
計	17(3.9%)	131(30.2%)	151(34.8%)	67(15.4%)	68(15.7%)	434(100.0%)
平均値(月分)	3.0	4.8	4.9	8.4	11.2	6.3
中央値(月分)	2.5	4.0	4.1	7.5	7.1	4.4
第1四分位(月分)	1.1	2.3	2.5	3.0	3.8	2.6
第3四分位(月分)	5.1	5.9	6.0	12.6	14.9	7.3

## 5 労働者の役職

労働者の役職についても、解決金額の実額において若干見いだされた役職間の格差が、月収表示にするとかなり縮小する。つまり、役職間格差の相当部分はその間の月額賃金格差に帰着するということであろう。

まず裁判上の和解では、令和調査においては、中央値で見ると役職なしで7.1か月分、係長・監督級で8.6か月分、課長・店長級で10.2か月分、部長・工場長級で8.0か月分、役員級で9.5か月分であった。なお平成調査では、やはり中央値で見ると役職なしで7.0か月分、係長・監督級で12.0か月分、課長・店長級で10.0か月分、部長・工場長級で3.1か月分、役員級で6.0か月分と、部長級以上の高位役職者でやや不規則な分布となっている。

また労働審判では、令和調査においては、中央値で見ると役職なしで4.6か月分、係長・監督級で4.9か月分、課長・店長級で5.3か月分、部長・工場長級で6.7か月分、役員級で7.0か月分であった。なお、平成調査においては、中央値で見ると役職なしで4.2か月分、係長・監督級で9.1か月分、課長・店長級で7.0か月分、部長・工場長級で3.9か月分、役員級で11.1か月分であった。

### (1) 裁判上の和解

表2-2-5-1-1 役職別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	役職なし	係長・監督級	課長・店長級	部長・工場長級	役員級	計
1月分未満	10(3.6%)	-	1(0.4%)	-	-	11(4.0%)
1-2月分未満	13(4.7%)	-	2(0.7%)	2(0.7%)	-	17(6.2%)
2-3月分未満	18(6.5%)	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.7%)	1(0.4%)	23(8.4%)
3-4月分未満	22(8.0%)	-	1(0.4%)	2(0.7%)	-	25(9.1%)
4-5月分未満	6(2.2%)	1(0.4%)	-	2(0.7%)	1(0.4%)	10(3.6%)
5-6月分未満	17(6.2%)	-	-	2(0.7%)	-	19(6.9%)
6-9月分未満	39(14.2%)	1(0.4%)	3(1.1%)	5(1.8%)	-	48(17.5%)

9-12月分未満	28(10.2%)	1(0.4%)	3(1.1%)	2(0.7%)	1(0.4%)	35(12.7%)
12-18月分未満	29(10.5%)	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.7%)	-	33(12.0%)
18-24月分未満	15(5.5%)	-	3(1.1%)	2(0.7%)	2(0.7%)	22(8.0%)
24-36月分未満	16(5.8%)	-	2(0.7%)	3(1.1%)	-	21(7.6%)
36月分以上	6(2.2%)	-	2(0.7%)	3(1.1%)	-	11(4.0%)
計	219(79.6%)	5(1.8%)	19(6.9%)	27(9.8%)	5(1.8%)	275(100.0%)
平均値 (月分)	10.2	7.4	17.1	16.5	12.1	11.3
中央値 (月分)	7.1	8.6	10.2	8.0	9.5	7.3
第1四分位 (月分)	3.6	3.4	3.0	4.0	3.1	3.6
第3四分位 (月分)	13.3	10.8	22.1	23.5	22.5	14.0

表2-2-5-1-2 役職別に見た月収表示の解決金額(和解平成)

	役職なし	係長・監督級	課長・店長級	部長・工場長級	役員級	計
1月分未満	10(5.8%)	-	-	2(1.2%)	-	12(6.9%)
1-2月分未満	13(7.5%)	-	1(0.6%)	4(2.3%)	-	18(10.4%)
2-3月分未満	13(7.5%)	-	-	1(0.6%)	-	14(8.1%)
3-4月分未満	7(4.0%)	-	1(0.6%)	3(1.7%)	1(0.6%)	12(6.9%)
4-5月分未満	8(4.6%)	-	2(1.2%)	-	2(1.2%)	12(6.9%)
5-6月分未満	6(3.5%)	-	-	1(0.6%)	-	7(4.0%)
6-9月分未満	20(11.6%)	1(0.6%)	1(0.6%)	2(1.2%)	3(1.7%)	27(15.6%)
9-12月分未満	20(11.6%)	1(0.6%)	4(2.3%)	-	1(0.6%)	26(15.0%)
12-18月分未満	16(9.2%)	-	-	2(1.2%)	-	18(10.4%)
18-24月分未満	7(4.0%)	1(0.6%)	2(1.2%)	1(0.6%)	-	11(6.4%)
24-36月分未満	5(2.9%)	-	1(0.6%)	1(0.6%)	-	7(4.0%)
36月分以上	9(5.2%)	-	-	-	-	9(5.2%)
計	134(77.5%)	3(1.7%)	12(6.9%)	17(9.8%)	7(4.0%)	173(100.0%)
平均値 (月分)	12.1	13.8	11.3	7.4	5.9	11.3
中央値 (月分)	7.0	12.0	10.0	3.1	6.0	6.8
第1四分位 (月分)	2.9	8.6	4.2	1.7	4.1	2.9
第3四分位 (月分)	14.7	-	17.4	11.4	6.7	12.9

## (2) 労働審判

表2-2-5-2-1 役職別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	役職なし	係長・監督級	課長・店長級	部長・工場長級	役員級	計
1月分未満	29(3.8%)	-	2(0.3%)	3(0.4%)	1(0.1%)	35(4.6%)
1-2月分未満	77(10.2%)	1(0.1%)	4(0.5%)	5(0.7%)	3(0.4%)	90(11.9%)
2-3月分未満	76(10.0%)	3(0.4%)	4(0.5%)	3(0.4%)	-	86(11.4%)
3-4月分未満	76(10.0%)	4(0.5%)	11(1.5%)	5(0.7%)	2(0.3%)	98(12.9%)
4-5月分未満	77(10.2%)	3(0.4%)	3(0.4%)	3(0.4%)	-	86(11.4%)
5-6月分未満	63(8.3%)	2(0.3%)	3(0.4%)	5(0.7%)	1(0.1%)	74(9.8%)
6-9月分未満	117(15.5%)	2(0.3%)	13(1.7%)	11(1.5%)	1(0.1%)	144(19.0%)
9-12月分未満	43(5.7%)	1(0.1%)	4(0.5%)	8(1.1%)	3(0.4%)	59(7.8%)
12-18月分未満	47(6.2%)	2(0.3%)	4(0.5%)	6(0.8%)	1(0.1%)	60(7.9%)
18-24月分未満	13(1.7%)	1(0.1%)	1(0.1%)	2(0.3%)	1(0.1%)	18(2.4%)
24-36月分未満	1(0.1%)	1(0.1%)	1(0.1%)	-	1(0.1%)	4(0.5%)
36月分以上	2(0.3%)	1(0.1%)	-	-	-	3(0.4%)
計	621(82.0%)	21(2.8%)	50(6.6%)	51(6.7%)	14(1.8%)	757(100.0%)
平均値(月分)	5.8	8.9	6.6	7.0	8.6	6.0
中央値(月分)	4.6	4.9	5.3	6.7	7.0	4.7
第1四分位(月分)	2.7	3.2	3.0	3.0	1.9	2
第3四分位(月分)	7.1	12.6	8.1	9.8	12.1	7.7

表2-2-5-2-2 役職別に見た月収表示の解決金額(審判平成)

	役職なし	係長・監督級	課長・店長級	部長・工場長級	役員級	計
1月分未満	29(6.7%)	-	-	1(0.2%)	2(0.5%)	32(7.4%)
1-2月分未満	37(8.5%)	-	1(0.2%)	2(0.5%)	-	40(9.2%)
2-3月分未満	55(12.7%)	-	1(0.2%)	1(0.2%)	-	57(13.1%)
3-4月分未満	53(12.2%)	1(0.2%)	2(0.5%)	6(1.4%)	1(0.2%)	63(14.5%)
4-5月分未満	42(9.7%)	-	2(0.5%)	1(0.2%)	-	45(10.4%)
5-6月分未満	44(10.1%)	1(0.2%)	-	1(0.2%)	-	46(10.6%)
6-9月分未満	67(15.4%)	2(0.5%)	5(1.2%)	2(0.5%)	1(0.2%)	77(17.7%)
9-12月分未満	14(3.2%)	3(0.7%)	2(0.5%)	1(0.2%)	-	20(4.6%)
12-18月分未満	27(6.2%)	-	1(0.2%)	2(0.5%)	3(0.7%)	33(7.6%)
18-24月分未満	4(0.9%)	-	-	-	-	4(0.9%)
24-36月分未満	9(2.1%)	-	2(0.5%)	2(0.5%)	1(0.2%)	14(3.2%)

36月分以上	1(0.2%)	2(0.5%)	-	-	-	3(0.7%)
計	382(88.0%)	9(2.1%)	16(3.7%)	19(4.4%)	8(1.8%)	434(100.0%)
平均値(月分)	5.8	16.4	10.0	7.3	10.9	6.3
中央値(月分)	4.2	9.1	7.0	3.9	11.1	4.4
第1四分位(月分)	2.5	6.4	3.7	3.0	1.4	2.6
第3四分位(月分)	7.0	27.7	10.5	11.3	17.3	7.3

## 6 労働者の雇用形態

労働者の雇用形態について見ると、平成調査ではなお存在していた正社員と直用非正規の間の格差が、令和調査における無期と有期の間ではほとんど消滅していることがわかる。令和調査においても、解決金額自体ではなお雇用形態間に格差があったが、そこから賃金月額差によるものを取り除いた月収表示にすると、ほとんど差がなくなるのである。ただし、派遣労働はこれら直用の労働者に比べて明らかに低く、業務委託はその中間に位置する。

まず裁判上の和解では、令和調査においては、中央値で見ると無期雇用で7.3か月分、有期雇用で7.5か月分、派遣労働で3.1か月分、業務委託で6.2か月分であった。一方平成調査では、やはり中央値で見て正社員で7.0か月分、直用非正規で5.9か月分であった。

また労働審判では、令和調査においては、中央値で見ると無期雇用で5.0か月分、有期雇用で4.0か月分、派遣労働で2.4か月分、業務委託で3.6か月分であった。一方平成調査においては、中央値で見て正社員で5.0か月分、直用非正規で3.6か月分、派遣労働で1.0か月分であった。

### (1) 裁判上の和解

表2-2-6-1-1 雇用形態別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	無期	有期	派遣	業務委託	親族	計
1月分未満	10(3.6%)	1(0.4%)	-	-	-	11(4.0%)
1-2月分未満	13(4.7%)	2(0.7%)	-	2(0.7%)	-	17(6.2%)
2-3月分未満	17(6.2%)	3(1.1%)	2(0.7%)	1(0.4%)	-	23(8.4%)
3-4月分未満	17(6.2%)	6(2.2%)	1(0.4%)	1(0.4%)	-	25(9.1%)
4-5月分未満	8(2.9%)	2(0.7%)	-	-	-	10(3.6%)
5-6月分未満	16(5.8%)	3(1.1%)	-	-	-	19(6.9%)
6-9月分未満	40(14.5%)	8(2.9%)	-	-	-	48(17.5%)
9-12月分未満	24(8.7%)	8(2.9%)	1(0.4%)	2(0.7%)	-	35(12.7%)
12-18月分未満	26(9.5%)	5(1.8%)	1(0.4%)	1(0.4%)	-	33(12.0%)
18-24月分未満	20(7.3%)	-	-	1(0.4%)	1(0.4%)	22(8.0%)

24-36月分未満	19(6.9%)	2(0.7%)	-	-	-	21(7.6%)
36月分以上	7(2.5%)	4(1.5%)	-	-	-	11(4.0%)
計	217(78.9%)	44(16.0%)	5(1.8%)	8(2.9%)	1(0.4%)	275(100.0%)
平均値 (月分)	11.4	11.8	6.6	8.0	20.0	11.3
中央値 (月分)	7.3	7.5	3.1	6.2	20.0	7.3
第1四分位(月分)	3.8	3.6	2.8	1.9	20.0	3.6
第3四分位(月分)	15.2	12.3	12.1	13.8	20.0	14.0

表2-2-6-1-2 雇用形態別に見た月収表示の解決金額(和解平成)

	正社員	直用非正規	派遣	業務委託	計
1月分未満	5(2.9%)	6(3.5%)	1(0.6%)	-	12(6.9%)
1-2月分未満	13(7.5%)	4(2.3%)	-	1(0.6%)	18(10.4%)
2-3月分未満	10(5.8%)	4(2.3%)	-	-	14(8.1%)
3-4月分未満	10(5.8%)	2(1.2%)	-	-	12(6.9%)
4-5月分未満	12(6.9%)	-	-	-	12(6.9%)
5-6月分未満	6(3.5%)	1(0.6%)	-	-	7(4.0%)
6-9月分未満	21(12.1%)	6(3.5%)	-	-	27(15.6%)
9-12月分未満	23(13.3%)	3(1.7%)	-	-	26(15.0%)
12-18月分未満	13(7.5%)	5(2.9%)	-	-	18(10.4%)
18-24月分未満	9(5.2%)	2(1.2%)	-	-	11(6.4%)
24-36月分未満	7(4.0%)	-	-	-	7(4.0%)
36月分以上	8(4.6%)	1(0.6%)	-	-	9(5.2%)
計	137(79.2%)	34(19.7%)	1(0.6%)	1(0.6%)	173(100.0%)
平均値 (月分)	12.3	8.2	0.4	1.1	11.3
中央値 (月分)	7.0	5.9	0.4	1.1	6.8
第1四分位 (月分)	3.4	1.1	0.4	1.1	2.9
第3四分位 (月分)	13.8	11.6	0.4	1.1	12.9

## (2) 労働審判

表2-2-6-2-1 雇用形態別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	無期	有期	派遣	インターンシップ <sup>°</sup>	業務委託	計
1月分未満	27(3.6%)	7(0.9%)	1(0.1%)	-	-	35(4.6%)
1-2月分未満	63(8.3%)	18(2.4%)	5(0.7%)	-	4(0.5%)	90(11.9%)
2-3月分未満	59(7.8%)	18(2.4%)	3(0.4%)	-	6(0.8%)	86(11.4%)

3-4月分未満	71(9.4%)	26(3.4%)	1(0.1%)	-	-	98(12.9%)
4-5月分未満	72(9.5%)	11(1.5%)	1(0.1%)	1(0.1%)	1(0.1%)	86(11.4%)
5-6月分未満	59(7.8%)	13(1.7%)	-	-	2(0.3%)	74(9.8%)
6-9月分未満	110(14.5%)	28(3.7%)	1(0.1%)	-	5(0.7%)	144(19.0%)
9-12月分未満	51(6.7%)	7(0.9%)	-	-	1(0.1%)	59(7.8%)
12-18月分未満	53(7.0%)	6(0.8%)	1(0.1%)	-	-	60(7.9%)
18-24月分未満	16(2.1%)	2(0.3%)	-	-	-	18(2.4%)
24-36月分未満	2(0.3%)	2(0.3%)	-	-	-	4(0.5%)
36月分以上	1(0.1%)	1(0.1%)	-	-	1(0.1%)	3(0.4%)
計	584(77.1%)	139(18.4%)	13(1.7%)	1(0.1%)	20(2.6%)	757(100.0%)
平均値 (月分)	6.2	5.7	3.2	4.7	6.1	6.0
中央値 (月分)	5.0	4.0	2.4	4.7	3.6	4.7
第1四分位 (月分)	2.9	2.7	1.1	4.7	2.0	2.8
第3四分位 (月分)	8.0	6.8	4.0	4.7	7.5	7.7

表2-2-6-2-2 雇用形態別に見た月収表示の解決金額(審判平成)

	正社員	直用非正規	派遣	業務委託	計
1月分未満	16(3.7%)	10(2.3%)	6(1.4%)	-	32(7.4%)
1-2月分未満	23(5.3%)	15(3.5%)	2(0.5%)	-	40(9.2%)
2-3月分未満	40(9.2%)	13(3.0%)	4(0.9%)	-	57(13.1%)
3-4月分未満	48(11.1%)	13(3.0%)	1(0.2%)	1(0.2%)	63(14.5%)
4-5月分未満	37(8.5%)	8(1.8%)	-	-	45(10.4%)
5-6月分未満	38(8.8%)	8(1.8%)	-	-	46(10.6%)
6-9月分未満	59(13.6%)	18(4.1%)	-	-	77(17.7%)
9-12月分未満	17(3.9%)	3(0.7%)	-	-	20(4.6%)
12-18月分未満	30(6.9%)	3(0.7%)	-	-	33(7.6%)
18-24月分未満	3(0.7%)	1(0.2%)	-	-	4(0.9%)
24-36月分未満	14(3.2%)	-	-	-	14(3.2%)
36月分以上	2(0.5%)	1(0.2%)	-	-	3(0.7%)
計	327(75.3%)	93(21.4%)	13(3.0%)	1(0.2%)	434(100.0%)
平均値 (月分)	6.9	4.9	1.3	3.3	6.3
中央値 (月分)	5.0	3.6	1.0	3.3	4.4
第1四分位 (月分)	3.0	1.9	0.4	3.3	2.6
第3四分位 (月分)	7.9	6.5	2.1	3.3	7.3

## 7 労働者の給与形態

直用の労働者の間では、月収表示の解決金額にほとんど差がなくなっていることを、より月額賃金に大きな格差のある給与形態別に見てみると、やはり時給制労働者と月給制労働者とあまり差がなくなっていることがわかる。年俸制労働者の場合にやや高めに分布しているとはいえ、大きな差ではない。

まず裁判上の和解では、中央値で見ると時給制労働者で6.7か月分、日給制労働者で5.2か月分、月給制労働者で7.2か月分、年俸制労働者で9.6か月分となっている。また労働審判では、中央値で見て時給制労働者で3.6か月分、日給制労働者で4.6か月分、月給制労働者で4.8か月分、年俸制労働者で5.9か月分である。

### (1) 裁判上の和解

表2-2-7-1 給与形態別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	時給	日給	月給	年俸	計
1月分未満	2(0.7%)	-	9(3.3%)	-	11(4.0%)
1-2月分未満	1(0.4%)	2(0.7%)	12(4.4%)	2(0.7%)	17(6.2%)
2-3月分未満	1(0.4%)	1(0.4%)	18(6.5%)	3(1.1%)	23(8.4%)
3-4月分未満	2(0.7%)	1(0.4%)	19(6.9%)	3(1.1%)	25(9.1%)
4-5月分未満	3(1.1%)	-	5(1.9%)	2(0.7%)	10(3.6%)
5-6月分未満	2(0.7%)	1(0.4%)	14(5.1%)	2(0.7%)	19(6.9%)
6-9月分未満	4(1.5%)	1(0.4%)	39(14.2%)	4(1.5%)	48(17.5%)
9-12月分未満	2(0.7%)	3(1.1%)	27(9.8%)	3(1.1%)	35(12.7%)
12-18月分未満	3(1.1%)	-	27(9.8%)	3(1.1%)	33(12.0%)
18-24月分未満	1(0.4%)	-	18(6.5%)	3(1.1%)	22(8.0%)
24-36月分未満	2(0.7%)	-	13(4.7%)	6(2.2%)	21(7.6%)
36月分以上	1(0.4%)	-	8(2.9%)	2(0.7%)	11(4.0%)
計	24(8.7%)	9(3.3%)	209(76.0%)	33(12.0%)	275(100.0%)
平均値 (月分)	10.2	5.8	11.1	14.9	11.3
中央値 (月分)	6.7	5.2	7.2	9.6	7.3
第1四分位 (月分)	3.7	2.0	3.6	3.5	3.6
第3四分位 (月分)	13.2	10.2	13.4	24.0	14.0

## (2) 労働審判

表2-2-7-2 給与形態別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	時給	日給	月給	年俸	コマ給	計
1月分未満	4(0.5%)	2(0.3%)	26(3.4%)	9(0.4%)	-	35(4.6%)
1-2月分未満	10(1.3%)	4(0.5%)	70(9.2%)	6(0.8%)	-	90(11.9%)
2-3月分未満	9(1.2%)	3(0.4%)	67(8.9%)	6(0.9%)	1(0.1%)	86(11.4%)
3-4月分未満	13(1.7%)	1(0.1%)	73(9.6%)	11(1.5%)	-	98(12.9%)
4-5月分未満	6(0.8%)	2(0.3%)	66(8.7%)	12(1.6%)	-	86(11.4%)
5-6月分未満	1(0.1%)	2(0.3%)	66(8.7%)	5(0.7%)	-	74(9.8%)
6-9月分未満	14(1.7%)	3(0.4%)	112(14.8%)	16(2.1%)	-	144(19.0%)
9-12月分未満	1(0.1%)	3(0.4%)	44(5.8%)	11(1.5%)	-	59(7.8%)
12-18月分未満	1(0.1%)	1(0.1%)	51(6.7%)	7(0.9%)	-	60(7.9%)
18-24月分未満	2(0.3%)	-	12(1.6%)	4(0.5%)	-	18(2.4%)
24-36月分未満	-	-	1(0.1%)	3(0.4%)	-	4(0.5%)
36月分以上	1(0.1%)	-	2(0.3%)	-	-	3(0.4%)
計	61(8.0%)	21(2.8%)	590(77.8%)	84(11.1%)	1(0.1%)	757(100.0%)
平均値 (月分)	5.7	5.1	5.9	7.6	2.0	6.0
中央値 (月分)	3.6	4.6	4.8	5.9	2.0	4.7
第1四分位 (月分)	2.3	1.7	2.9	3.4	2.0	2.8
第3四分位 (月分)	6.6	8.2	7.6	9.9	2.0	7.7

## 8 労働者の賃金月額

労働者の賃金月額と月収表示の解決金額との間に正の相関関係があるとすると、それは賃金水準の高い労働者はその賃金の高さ以上の正のプレミアムを得ているということになるし、負の相関関係があるとすると、それは賃金水準の高い労働者はそれに比例した解決金額にまで到達しないような平準化効果が働いているということになる。いずれも論理的にはあり得ることであるが、令和調査と平成調査ではやや異なる結果が得られている。労働審判の場合、平成調査でも令和調査でも両者間に相関関係は認められなかったが、裁判上の和解では、令和調査では正の相関（相関係数0.161\*\*）が見られる一方で、平成調査では相関関係が認められなかった。

まず裁判上の和解では、令和調査においては、中央値で見ると、賃金月額1-10万円未満で4.8か月分、賃金月額10-20万円未満で6.5か月分、賃金月額20-50万円未満で7.1か月分、賃金月額50-100万円未満で9.4か月分、賃金月額100万円以上で7.5か月分であった。なお平成調査においては、やはり中央値を見て賃金月額1-10万円未満で7.0か月分、賃金月額10-20万円未



満で4.7か月分、賃金月額20-50万円未満で7.0か月分、賃金月額50-100万円未満で6.7か月分、賃金月額100万円以上で10.0か月分であった。

また労働審判では、令和調査においては、中央値で見ると、賃金月額1-10万円未満で5.4か月分、賃金月額10-20万円未満で4.7か月分、賃金月額20-50万円未満で4.6か月分、賃金月額50-100万円未満で5.0か月分、賃金月額100万円以上で6.1か月分であった。なお平成調査においては、やはり中央値を見て賃金月額1-10万円未満で4.9か月分、賃金月額10-20万円未満で4.2か月分、賃金月額20-50万円未満で4.3か月分、賃金月額50-100万円未満で6.5か月分、賃金月額100万円以上で4.1か月分であった。

### (1) 裁判上の和解

表2-2-8-1-1 賃金月額別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	1-10万円未満	10-20万円未満	20-50万円未満	50-100万円未満	100万円以上	計
1月分未満	-	5(1.8%)	6(2.2%)	-	-	11(4.0%)
1-2月分未満	1(0.4%)	-	12(4.4%)	2(0.7%)	2(0.7%)	17(6.2%)
2-3月分未満	-	1(0.4%)	15(5.5%)	6(2.2%)	1(0.4%)	23(8.4%)
3-4月分未満	1(0.4%)	1(0.4%)	17(6.2%)	5(1.8%)	1(0.4%)	25(9.1%)
4-5月分未満	1(0.4%)	2(0.7%)	4(1.5%)	-	3(1.1%)	10(3.6%)
5-6月分未満	1(0.4%)	1(0.4%)	14(5.1%)	1(0.4%)	2(0.7%)	19(6.9%)
6-9月分未満	-	8(2.9%)	26(9.5%)	11(4.0%)	3(1.1%)	48(17.5%)
9-12月分未満	-	1(0.4%)	22(8.0%)	9(3.3%)	3(1.1%)	35(12.7%)
12-18月分未満	-	1(0.4%)	28(10.2%)	2(0.7%)	2(0.7%)	33(12.0%)
18-24月分未満	1(0.4%)	-	15(5.5%)	5(1.8%)	1(0.4%)	22(8.0%)
24-36月分未満	-	2(0.7%)	9(3.3%)	7(2.5%)	3(1.1%)	21(7.6%)
36月分以上	-	2(0.7%)	2(0.7%)	6(2.2%)	1(0.4%)	11(4.0%)
計	5(1.8%)	24(8.7%)	170(61.8%)	54(19.6%)	22(8.0%)	275(100.0%)
平均値(月分)	7.3	9.8	9.7	16.0	14.7	11.3
中央値(月分)	4.8	6.5	7.1	9.4	7.5	7.3
第1四分位(月分)	2.6	2.8	3.4	5.4	4.0	3.6
第3四分位(月分)	13.1	10.2	13.2	23.8	18.7	14.0

表2-2-8-1-2 賃金月額別に見た月収表示の解決金額(和解平成)

	1-10万円未満	10-20万円未満	20-50万円未満	50-100万円未満	100万円以上	計
1月分未満	-	2(1.2%)	6(3.5%)	2(1.2%)	2(1.2%)	12(6.9%)
1-2月分未満	-	2(1.2%)	12(6.9%)	4(2.3%)	-	18(10.4%)

2-3月分未満	-	1(0.6%)	10(5.8%)	3(1.7%)	-	14(8.1%)
3-4月分未満	-	1(0.6%)	8(4.6%)	3(1.7%)	-	12(6.9%)
4-5月分未満	-	2(1.2%)	9(5.2%)	1(0.6%)	-	12(6.9%)
5-6月分未満	-	1(0.6%)	4(2.3%)	2(2.3%)	-	7(4.0%)
6-9月分未満	2(1.2%)	-	18(10.4%)	5(2.9%)	2(1.2%)	27(15.6%)
9-12月分未満	-	2(1.2%)	16(9.2%)	7(4.0%)	1(0.6%)	26(15.0%)
12-18月分未満	-	2(1.2%)	14(8.1%)	1(0.6%)	1(0.6%)	18(10.4%)
18-24月分未満	1(0.6%)	-	6(3.5%)	3(1.7%)	1(0.6%)	11(6.4%)
24-36月分未満	-	-	4(2.3%)	1(0.6%)	2(1.2%)	7(4.0%)
36月分以上	-	1(0.6%)	7(4.0%)	1(0.6%)	-	9(5.2%)
計	3(1.7%)	14(8.1%)	114(65.9%)	33(19.1%)	9(5.2%)	173(100.0%)
平均値 (月分)	11.9	14.4	11.5	9.2	12.4	11.3
中央値 (月分)	7.0	4.7	7.0	6.7	10.0	6.8
第1四分位 (月分)	6.2	1.1	3.0	2.1	3.5	2.9
第3四分位 (月分)	-	10.8	14.7	11.1	21.7	12.9

## (2) 労働審判

表2-2-8-2-1 賃金月額別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	1-10万円未満	10-20万円未満	20-50万円未満	50-100万円未満	100万円以上	計
1月分未満	1(0.1%)	2(0.3%)	19(2.5%)	8(1.1%)	5(0.7%)	35(4.6%)
1-2月分未満	2(0.3%)	4(0.5%)	61(8.1%)	18(2.4%)	5(0.7%)	90(11.9%)
2-3月分未満	1(0.1%)	7(0.9%)	70(9.2%)	7(0.9%)	1(0.1%)	86(11.4%)
3-4月分未満	1(0.1%)	9(1.2%)	60(7.9%)	23(3.0%)	5(0.7%)	98(12.9%)
4-5月分未満	2(0.3%)	5(0.7%)	66(8.7%)	10(1.3%)	3(0.4%)	86(11.4%)
5-6月分未満	-	6(0.8%)	47(6.2%)	17(2.2%)	4(0.5%)	74(9.8%)
6-9月分未満	6(0.8%)	9(1.2%)	101(13.3%)	20(2.6%)	8(1.1%)	144(19.0%)
9-12月分未満	-	5(0.7%)	30(4.0%)	18(2.4%)	6(0.8%)	59(7.8%)
12-18月分未満	-	4(0.5%)	41(5.4%)	10(1.3%)	5(0.7%)	60(7.9%)
18-24月分未満	-	1(0.1%)	10(1.3%)	4(0.5%)	3(0.4%)	18(2.4%)
24-36月分未満	-	-	2(0.3%)	1(0.1%)	1(0.1%)	4(0.5%)
36月分以上	1(0.1%)	-	2(0.3%)	-	-	3(0.4%)
計	14(1.8%)	52(6.9%)	509(67.2%)	136(18.0%)	46(6.1%)	757(100.0%)
平均値 (月分)	9.8	5.7	5.8	6.1	7.5	6.0
中央値 (月分)	5.4	4.7	4.6	5.0	6.1	4.7

第1四分位(月分)	1.8	2.9	2.8	3.0	2.8	2.8
第3四分位(月分)	7.2	7.3	7.1	8.8	10.7	7.7

表2-2-8-2-2 賃金月額別に見た月収表示の解決金額(審判平成)

	1-10万円未満	10-20万円未満	20-50万円未満	50-100万円未満	100万円以上	計
1月分未満	1(0.2%)	8(1.8%)	18(4.1%)	5(1.2%)	-	32(7.4%)
1-2月分未満	2(0.5%)	7(1.6%)	24(5.5%)	4(0.9%)	3(0.7%)	40(9.2%)
2-3月分未満	4(0.9%)	8(1.8%)	38(8.8%)	6(1.4%)	1(0.2%)	57(13.1%)
3-4月分未満	2(0.5%)	9(2.1%)	44(10.1%)	6(1.4%)	2(0.5%)	63(14.5%)
4-5月分未満	1(0.2%)	12(2.8%)	30(6.9%)	2(0.5%)	-	45(10.4%)
5-6月分未満	5(1.2%)	13(3.0%)	25(5.8%)	2(0.5%)	1(0.2%)	46(10.6%)
6-9月分未満	3(0.7%)	6(1.4%)	53(12.2%)	13(3.0%)	2(0.5%)	77(17.7%)
9-12月分未満	-	4(0.9%)	11(2.5%)	3(0.7%)	2(0.5%)	20(4.6%)
12-18月分未満	-	6(1.4%)	20(4.6%)	7(1.6%)	-	33(7.6%)
18-24月分未満	2(0.5%)	-	2(0.5%)	-	-	4(0.9%)
24-36月分未満	-	-	7(1.6%)	6(1.4%)	1(0.2%)	14(3.2%)
36月分以上	-	-	2(0.5%)	1(0.2%)	-	3(0.7%)
計	20(4.6%)	73(16.8%)	274(63.1%)	55(12.7%)	12(2.8%)	434(100.0%)
平均値(月分)	5.7	5.0	6.0	9.4	6.4	6.3
中央値(月分)	4.9	4.2	4.3	6.5	4.1	4.4
第1四分位(月分)	2.7	2.1	2.6	2.6	1.8	2.6
第3四分位(月分)	6.1	5.9	7.2	12.0	9.3	7.3

## 9 企業の業種

解決金額自体の場合と同様、企業の業種による格差はあまり目立たない上に、裁判上の和解と労働審判で全く逆の傾向すら現われており、業種はほとんど関係ない要素とみてよい。

中央値のみの比較で見ると、裁判上の和解では、最も高いのが運輸・郵便業の10.0か月分で、ほぼ同レベルで製造・建設業の9.6か月分が並び、続いて医療・福祉の8.1か月分、専門サービス業(「学術研究、専門・技術サービス業」+「教育、学習支援業」)の7.9か月分、その他の業種の7.0か月分、情報通信業の6.5か月分ときて、最も低いのは卸売・小売業の6.0か月分となっている。一方労働審判では、最も高いのが製造・建設業の5.6か月分で、続いて情報通信業の5.2か月分、以下卸売・小売業の5.0か月分、医療・福祉の4.6か月分、その他の業種の4.5か月分、専門サービス業の4.0か月分と来て、最も低いのは運輸・郵便業の3.2か月分であり、両者間で全く傾向が異なっている。

(1) 裁判上の和解

表2-2-9-1 業種別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	製造・建設業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	専門サービス業	医療・福祉	その他	計
1月分未満	1(0.4%)	-	-	3(1.1%)	1(0.4%)	2(0.7%)	4(1.5%)	11(4.0%)
1-2月分未満	4(1.5%)	-	1(0.4%)	4(1.5%)	3(1.1%)	-	5(1.8%)	17(6.2%)
2-3月分未満	5(1.8%)	3(1.1%)	1(0.4%)	-	3(1.1%)	1(0.4%)	10(3.6%)	23(8.4%)
3-4月分未満	-	3(1.1%)	3(1.1%)	8(2.9%)	1(0.4%)	4(1.5%)	6(2.2%)	25(9.1%)
4-5月分未満	1(0.4%)	2(0.7%)	1(0.4%)	3(1.1%)	2(0.7%)	-	1(0.4%)	10(3.6%)
5-6月分未満	2(0.7%)	2(0.7%)	1(0.4%)	2(0.7%)	2(0.7%)	5(1.8%)	5(1.8%)	19(6.9%)
6-9月分未満	6(2.2%)	2(0.7%)	1(0.4%)	10(3.6%)	8(2.9%)	6(2.2%)	15(5.5%)	48(17.5%)
9-12月分未満	5(1.8%)	1(0.4%)	3(1.1%)	7(2.5%)	2(0.7%)	7(2.5%)	10(3.6%)	35(12.7%)
12-18月分未満	5(1.8%)	3(1.1%)	5(1.8%)	3(1.1%)	4(1.5%)	4(1.5%)	9(3.3%)	33(12.0%)
18-24月分未満	1(0.4%)	2(0.7%)	1(0.4%)	3(1.1%)	5(1.8%)	4(1.5%)	6(2.2%)	22(8.0%)
24-36月分未満	10(3.6%)	2(0.7%)	1(0.4%)	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.7%)	4(1.5%)	21(7.6%)
36月分以上	3(1.1%)	-	-	3(1.1%)	2(0.7%)	1(0.4%)	2(0.7%)	11(4.0%)
計	43(15.6%)	20(7.3%)	18(6.5%)	47(17.1%)	34(12.4%)	36(13.1%)	77(28.0%)	275(100.0%)
平均値(月分)	17.5	10.3	10.3	9.6	11.4	10.7	9.6	11.3
中央値(月分)	9.6	6.5	10.0	6.0	7.9	8.1	7.0	7.3
第1四分位(月分)	4.0	3.0	3.9	3.3	3.8	5.1	3.0	3.6
第3四分位(月分)	24.7	15.2	13.9	11.0	16.2	16.2	12.5	14.0

(2) 労働審判

表2-2-9-2 業種別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	製造・建設業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	専門サービス業	医療・福祉	その他	計
1月分未満	2(0.3%)	1(0.1%)	6(0.8%)	3(0.4%)	7(0.9%)	1(0.1%)	15(2.0%)	35(4.6%)
1-2月分未満	11(1.5%)	9(1.2%)	6(0.8%)	12(1.6%)	13(1.7%)	9(1.2%)	30(4.0%)	90(11.9%)
2-3月分未満	9(1.2%)	11(1.5%)	8(1.1%)	10(1.3%)	14(1.8%)	5(0.7%)	29(3.8%)	86(11.4%)
3-4月分未満	19(2.5%)	8(1.1%)	6(0.8%)	21(2.8%)	12(1.6%)	9(1.2%)	23(3.0%)	98(12.9%)
4-5月分未満	10(1.3%)	16(2.1%)	2(0.3%)	10(1.3%)	11(1.5%)	13(1.7%)	24(3.2%)	86(11.4%)
5-6月分未満	10(1.3%)	12(1.6%)	2(0.3%)	13(1.7%)	8(1.1%)	8(1.1%)	21(2.8%)	74(9.8%)
6-9月分未満	26(3.4%)	20(2.6%)	5(0.7%)	23(3.0%)	16(2.1%)	12(1.6%)	42(5.5%)	144(19.0%)
9-12月分未満	9(1.2%)	8(1.1%)	5(0.7%)	11(1.5%)	6(0.8%)	5(0.7%)	15(2.0%)	59(7.8%)
12-18月分未満	12(1.6%)	8(1.1%)	2(0.3%)	10(1.3%)	6(0.8%)	2(0.3%)	20(2.6%)	60(7.9%)
18-24月分未満	3(0.4%)	4(0.5%)	1(0.1%)	-	1(0.1%)	3(0.4%)	6(0.8%)	18(2.4%)

24-36月分未満	-	-	-	2(0.7%)	1(0.1%)	-	1(0.1%)	4(0.5%)
36月分以上	1(0.1%)	1(0.1%)	-	-	-	1(0.1%)	-	3(0.4%)
計	112(14.8%)	98(12.9%)	43(5.7%)	115(15.2%)	95(12.5%)	68(9.0%)	226(29.9%)	757(100.0%)
平均値(月分)	6.7	6.6	4.9	6.1	5.2	6.8	5.7	6.0
中央値(月分)	5.6	5.2	3.2	5.0	4.0	4.6	4.5	4.7
第1四分位(月分)	3.3	3.5	1.9	3.0	2.3	3.0	2.3	2.8
第3四分位(月分)	8.4	8.1	8.0	8.0	7.0	7.0	7.7	7.7

## 10 企業規模(従業員数)

月収表示の解決金額で見ると、ごく一部を除いて企業規模(従業員数)はほとんど無関係であるといえる。まず裁判上の和解では、中央値で見ると従業員数1-30人未満で8.3か月分、従業員数30-100人未満で9.5か月分、従業員数100-300人未満で6.1か月分、従業員数300-1,000人未満で10.5か月分、従業員数1,000-3,000人未満で6.5か月分、従業員数3,000-10,000人未満で8.0か月分、従業員数10,000人以上で20.4か月分となっている。

また労働審判では、中央値で見ると従業員数1-30人未満で4.7か月分、従業員数30-100人未満で5.0か月分、従業員数100-300人未満で5.0か月分、従業員数300-1,000人未満で3.4か月分、従業員数1,000-3,000人未満で4.3か月分、従業員数3,000-10,000人未満で4.7か月分、従業員数10,000人以上で4.2か月分となっている。

これをみると、裁判上の和解においてのみ従業員数1万人以上の超大企業において解決金額を大きく引き上げているが、圧倒的大部分の企業では、別段企業規模に応じて月収表示の解決金額が高くなるといった傾向は全く見受けられない。

### (1) 裁判上の和解

表2-2-10-1 企業規模別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	1-30人未満	30-100人未満	100-300人未満	300-千人未満	千-3千人未満	3千-1万人未満	1万人以上	計
1月分未満	3(1.3%)	2(0.8%)	3(1.3%)	-	-	-	-	8(3.3%)
1-2月分未満	7(2.9%)	-	5(2.1%)	1(0.4%)	-	-	1(0.4%)	14(5.9%)
2-3月分未満	3(1.3%)	6(2.5%)	4(1.7%)	2(0.8%)	2(0.8%)	2(0.8%)	-	19(7.9%)
3-4月分未満	5(2.1%)	3(1.3%)	6(2.5%)	2(0.8%)	5(2.1%)	1(0.4%)	-	22(9.2%)
4-5月分未満	3(1.3%)	1(0.4%)	2(0.8%)	1(0.4%)	1(0.4%)	-	-	8(3.3%)
5-6月分未満	5(2.1%)	2(0.8%)	3(1.3%)	3(1.3%)	2(0.8%)	-	-	15(6.3%)
6-9月分未満	9(3.8%)	9(3.8%)	12(5.0%)	4(1.7%)	5(2.1%)	1(0.4%)	1(0.4%)	41(17.2%)
9-12月分未満	12(5.0%)	6(2.5%)	5(2.1%)	4(1.7%)	1(0.4%)	1(0.4%)	1(0.4%)	30(12.6%)
12-18月分未満	7(2.9%)	8(3.3%)	6(2.5%)	5(2.1%)	4(1.7%)	1(0.4%)	1(0.4%)	32(13.4%)

18-24月分未満	6(2.5%)	6(2.5%)	3(1.3%)	4(1.7%)	2(0.8%)	-	-	21(8.8%)
24-36月分未満	3(1.3%)	4(1.7%)	6(2.5%)	2(0.8%)	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.8%)	19(7.9%)
36月分以上	2(0.8%)	1(0.4%)	1(0.4%)	4(1.7%)		-	2(0.8%)	10(4.2%)
計	65(27.2%)	48(20.1%)	56(23.4%)	32(13.4%)	23(9.6%)	7(2.9%)	8(3.3%)	239(100.0%)
平均値(月分)	9.8	12.0	9.7	18.4	8.7	9.4	24.4	11.3
中央値(月分)	8.3	9.5	6.1	10.5	6.5	8.0	20.4	7.3
第1四分位(月分)	3.3	4.7	3.2	5.3	3.6	2.7	7.8	3.6
第3四分位(月分)	12.2	17.3	12.5	22.7	13.4	12.2	36.5	14.0

## (2) 労働審判

表2-2-10-2 企業規模別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	1-30人未満	30-100人未満	100-300人未満	300-千人未満	千-3千人未満	3千-1万人未満	1万人以上	計
1月分未満	5(0.7%)	7(1.0%)	8(1.2%)	4(0.6%)	4(0.6%)	1(0.1%)	2(0.3%)	31(4.5%)
1-2月分未満	29(4.2%)	21(3.1%)	8(1.2%)	11(1.6%)	6(0.9%)	3(0.4%)	5(0.7%)	83(12.1%)
2-3月分未満	41(6.0%)	12(1.7%)	9(1.3%)	13(1.9%)	1(0.1%)	1(0.1%)	1(0.1%)	78(11.3%)
3-4月分未満	28(4.1%)	20(2.9%)	14(2.0%)	11(1.6%)	5(0.7%)	8(1.2%)	4(0.6%)	90(13.1%)
4-5月分未満	29(4.2%)	20(2.9%)	11(1.6%)	5(0.7%)	9(1.3%)	4(0.6%)	1(0.1%)	79(11.5%)
5-6月分未満	22(3.2%)	21(3.1%)	10(1.5%)	6(0.9%)	2(0.3%)	4(0.6%)	1(0.1%)	66(9.6%)
6-9月分未満	52(7.6%)	34(4.9%)	17(2.5%)	5(0.7%)	11(1.6%)	4(0.6%)	3(0.4%)	126(18.3%)
9-12月分未満	22(3.2%)	10(1.5%)	9(1.3%)	4(0.6%)	2(0.3%)	2(0.3%)	4(0.6%)	53(7.7%)
12-18月分未満	14(2.0%)	21(3.1%)	11(1.6%)	6(0.9%)	3(0.4%)	5(0.7%)	-	60(8.7%)
18-24月分未満	4(0.6%)	2(0.3%)	2(0.3%)	1(0.1%)	3(0.4%)	-	-	15(2.2%)
24-36月分未満	-	1(0.1%)	1(0.1%)	1(0.1%)	-	1(0.1%)	-	4(0.6%)
36月分以上	1(0.1%)	-	1(0.1%)	-	-	1(0.1%)	-	3(0.4%)
計	247(35.9%)	169(24.6%)	101(14.7%)	67(9.7%)	46(6.7%)	34(4.9%)	24(3.5%)	688(100.0%)
平均値(月分)	5.7	6.1	6.5	5.2	6.1	8.7	6.8	6.0
中央値(月分)	4.7	5.0	5.0	3.4	4.3	4.7	4.2	4.7
第1四分位(月分)	2.8	3.0	3.0	2.1	2.8	3.3	1.6	2.8
第3四分位(月分)	7.7	7.9	8.7	7.0	7.2	10.1	9.7	7.7

### 11 制度利用に係る期間

制度利用に係る期間と月収表示の解決金額との関係は、裁判上の和解においてはある程度見受けられるが、労働審判ではほとんど見いだすことができない。

このことの意味は、解決金額の項で述べたことの繰り返しになるが、迅速な解決を旨とす

る労働審判においては、下手に解決を長引かせることは却って解決金額にマイナスの影響を与えるということを意味しているのかも知れない。

## (1) 裁判上の和解

表2-2-11-1 訴訟期間別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	2月未満	2-6月未満	6-12月未満	6-12月未満	12月以上	計
1月分未満	-	1(0.4%)	4(1.5%)	6(2.2%)	-	11(4.0%)
1-2月分未満	1(0.4%)	3(1.1%)	2(0.7%)	10(3.6%)	1(0.4%)	17(6.2%)
2-3月分未満	-	3(1.1%)	7(2.5%)	13(4.7%)	-	23(8.4%)
3-4月分未満	1(0.4%)	3(1.1%)	6(2.2%)	12(4.4%)	3(1.1%)	25(9.1%)
4-5月分未満	-	2(0.7%)	3(1.1%)	5(1.8%)	-	10(3.6%)
5-6月分未満	-	2(0.7%)	5(1.8%)	10(3.6%)	2(0.7%)	19(6.9%)
6-9月分未満	-	7(2.5%)	24(8.7%)	17(6.2%)	-	48(17.5%)
9-12月分未満	-	5(1.8%)	13(4.7%)	13(4.7%)	4(1.5%)	35(12.7%)
12-18月分未満	-	2(0.7%)	13(4.7%)	15(5.5%)	3(1.1%)	33(12.0%)
18-24月分未満	-	3(1.1%)	5(1.8%)	11(4.0%)	3(1.1%)	22(8.0%)
24-36月分未満	-	1(0.4%)	6(2.2%)	10(3.6%)	4(1.5%)	21(7.6%)
36月分以上	-	-	2(0.7%)	2(0.7%)	7(2.5%)	11(4.0%)
計	2(0.7%)	32(11.6%)	90(32.7%)	124(45.1%)	27(8.8%)	275(100.0%)
平均値(月分)	2.4	8.0	10.3	9.9	26.1	11.3
中央値(月分)	2.4	6.5	8.2	6.6	18.0	7.3
第1四分位(月分)	1.8	3.0	5.2	3.0	9.1	3.6
第3四分位(月分)	-	10.9	12.8	14.8	37.1	14.0

## (2) 労働審判

表2-2-11-2 労働審判期間別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	2月未満	2-6月未満	6-12月未満	6-12月未満	12月以上	計
1月分未満	6(0.8%)	27(3.6%)	2(0.3%)	-	-	35(4.6%)
1-2月分未満	21(2.8%)	63(8.3%)	5(0.7%)	1(0.1%)	-	90(11.9%)
2-3月分未満	19(2.5%)	61(8.1%)	6(0.8%)	-	-	86(11.4%)
3-4月分未満	20(2.6%)	71(9.4%)	7(0.9%)	-	-	98(12.9%)
4-5月分未満	12(1.6%)	69(9.1%)	5(0.7%)	-	-	86(11.4%)
5-6月分未満	11(1.5%)	60(7.9%)	3(0.4%)	-	-	74(9.8%)
6-9月分未満	24(3.2%)	111(14.7%)	9(1.2%)	-	-	144(19.0%)

9-12月分未満	8(1.1%)	43(5.7%)	8(1.1%)	-	-	59(7.8%)
12-18月分未満	7(0.9%)	48(6.3%)	5(0.7%)	-	-	60(7.9%)
18-24月分未満	2(0.3%)	12(1.6%)	4(0.5%)	-	-	18(2.4%)
24-36月分未満	-	2(0.3%)	2(0.3%)	-	-	4(0.5%)
36月分以上	-	2(0.3%)	1(0.1%)	-	-	3(0.4%)
計	130(17.2%)	569(75.2%)	57(7.5%)	1(0.1%)	-	757(100.0%)
平均値 (月分)	5.0	6.0	8.9	1.3	-	6.0
中央値 (月分)	3.9	4.8	6.2	1.3	-	4.7
第1四分位 (月分)	2.1	2.9	3.3	1.3	-	2.8
第3四分位 (月分)	7.0	7.8	10.0	1.3	-	7.7

## 12 解決に要した期間

解決に要した期間と解決金額の間には、予想と異なりほとんど相関関係はなかったが、これを月収表示の解決金額で見ても、同様の傾向が見いだされる。

まず裁判上の和解では、令和調査では中央値で見ると2-6か月未満で6.4か月分、6-12か月未満で7.4か月分、12-24か月未満で7.1か月分、24か月以上で9.2か月分であり、若干の相関関係がありそうにも見えるが、平成調査では中央値で見ると2-6か月未満で7.6か月分、6-12か月未満で6.9か月分、12-24か月未満で5.8か月分、24か月以上で9.4か月分で、最長期層を除き相関関係は見られない。

また労働審判では、令和調査では中央値で見ると2か月未満で3.0か月分、2-6か月未満で4.5か月分、6-12か月未満で4.5か月分、12-24か月未満で5.5か月分、24か月以上で4.3か月分であり、最短期層を除きほとんど関係はなさそうである。平成調査でも中央値で見ると2か月未満で2.8か月分、2-6か月未満で4.4か月分、6-12か月未満で4.8か月分、12-24か月未満で4.1か月分、24か月以上で3.0か月分で、これまた最短期層を除き明らかに相関関係は見られない。

### (1) 裁判上の和解

表2-2-12-1-1 解決期間別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	2月未満	2-6月未満	6-12月未満	12-24月未満	24月以上	計
1月分未満	-	1(0.4%)	1(0.4%)	8(2.9%)	1(0.4%)	11(4.0%)
1-2月分未満	-	1(0.4%)	3(1.1%)	9(3.3%)	4(1.5%)	17(6.2%)
2-3月分未満	-	-	5(1.8%)	10(3.6%)	8(2.9%)	23(8.4%)
3-4月分未満	-	1(0.4%)	4(1.5%)	10(3.6%)	10(3.6%)	25(9.1%)
4-5月分未満	-	2(0.7%)	-	7(2.5%)	1(0.4%)	10(3.6%)
5-6月分未満	-	-	2(0.7%)	10(3.6%)	7(2.5%)	19(6.9%)



6-9月分未満	-	2(0.7%)	11(4.0%)	28(10.2%)	7(2.5%)	48(17.5%)
9-12月分未満	-	2(0.7%)	5(1.8%)	19(6.9%)	9(3.3%)	35(12.7%)
12-18月分未満	-	1(0.4%)	7(2.5%)	11(4.0%)	14(5.1%)	33(12.0%)
18-24月分未満	-	-	4(1.5%)	12(4.4%)	6(2.2%)	22(8.0%)
24-36月分未満	-	1(0.4%)	1(0.4%)	13(4.7%)	6(2.2%)	21(7.6%)
36月分以上	-	-	1(0.4%)	3(1.1%)	7(2.5%)	11(4.0%)
計	-	11(4.0%)	44(16.0%)	140(50.9%)	80(29.1%)	275(100.0%)
平均値 (月分)	-	7.6	9.5	10.4	14.4	11.3
中央値 (月分)	-	6.4	7.4	7.1	9.2	7.3
第1四分位 (月分)	-	3.0	3.6	3.5	3.7	3.6
第3四分位 (月分)	-	10.8	12.3	13.6	17.7	14.0

表2-2-12-1-2 解決期間別に見た月収表示の解決金額(和解平成)

	2月未満	2-6月未満	6-12月未満	12-24月未満	24月以上	計
1月分未満	-	1(0.6%)	3(1.7%)	4(2.3%)	4(2.3%)	12(7.0%)
1-2月分未満	-	2(1.2%)	3(1.7%)	9(5.2%)	4(2.3%)	18(10.5%)
2-3月分未満	-	1(0.6%)	4(2.3%)	6(3.5%)	3(1.7%)	14(8.1%)
3-4月分未満	-	2(1.2%)	5(2.9%)	4(2.3%)	1(0.6%)	12(7.0%)
4-5月分未満	-	1(0.6%)	4(2.3%)	7(4.1%)	-	12(7.0%)
5-6月分未満	-	-	1(0.6%)	6(3.5%)	-	7(4.1%)
6-9月分未満	-	-	15(8.7%)	8(4.7%)	3(1.7%)	26(15.1%)
9-12月分未満	-	4(2.3%)	7(4.1%)	6(3.5%)	9(5.2%)	26(15.1%)
12-18月分未満	-	1(0.6%)	8(4.7%)	6(3.5%)	3(1.7%)	18(10.5%)
18-24月分未満	-	1(0.6%)	3(1.7%)	5(2.9%)	2(1.2%)	11(6.4%)
24-36月分未満	-	1(0.6%)	2(1.2%)	3(1.7%)	1(0.6%)	7(4.1%)
36月分以上	-	-	-	6(3.5%)	3(1.7%)	9(5.2%)
計	-	14(8.1%)	55(32.0%)	70(40.7%)	33(19.2%)	172(100.0%)
平均値 (月分)	-	9.2	8.9	12.9	13.1	11.3
中央値 (月分)	-	7.6	6.9	5.8	9.4	6.8
第1四分位 (月分)	-	2.7	3.8	2.6	2.0	2.9
第3四分位 (月分)	-	12.4	11.6	15.4	15.6	12.9

(2) 労働審判

表2-2-12-2-1 解決期間別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	2月未満	2-6月未満	6-12月未満	12-24月未満	24月以上	計
1月分未満	2(0.3%)	19(2.5%)	10(1.3%)	3(0.4%)	1(0.1%)	35(4.6%)
1-2月分未満	3(0.4%)	34(4.5%)	41(5.4%)	12(1.6%)	-	90(11.9%)
2-3月分未満	2(0.3%)	32(4.2%)	39(5.2%)	8(1.1%)	5(0.7%)	86(11.4%)
3-4月分未満	1(0.1%)	44(5.8%)	44(5.8%)	8(1.1%)	1(0.1%)	98(12.9%)
4-5月分未満	1(0.1%)	35(4.6%)	40(5.3%)	7(0.9%)	3(0.4%)	86(11.4%)
5-6月分未満	-	38(5.0%)	26(3.4%)	10(1.3%)	-	74(9.8%)
6-9月分未満	1(0.1%)	64(8.5%)	63(8.3%)	14(1.8%)	2(0.3%)	144(19.0%)
9-12月分未満	1(0.1%)	23(3.0%)	27(3.6%)	7(0.9%)	1(0.1%)	59(7.8%)
12-18月分未満	2(0.3%)	20(2.6%)	28(3.7%)	10(1.3%)	-	60(7.9%)
18-24月分未満	-	6(0.8%)	6(0.8%)	5(0.7%)	1(0.1%)	18(2.4%)
24-36月分未満	-	1(0.1%)	1(0.1%)	2(0.3%)	-	4(0.5%)
36月分以上	-	1(0.1%)	-	1(0.1%)	1(0.1%)	3(0.4%)
計	13(1.7%)	317(41.9%)	325(42.9%)	87(11.5%)	15(2.0%)	757(100.0%)
平均値(月分)	5.1	5.7	5.8	7.7	10.1	6.0
中央値(月分)	3.0	4.5	4.5	5.5	4.3	4.7
第1四分位(月分)	1.0	2.8	2.8	2.8	2.4	2.8
第3四分位(月分)	8.7	7	7.7	9.7	8.2	7.7

表2-2-12-2-2 解決期間別に見た月収表示の解決金額(審判平成)

	2月未満	2-6月未満	6-12月未満	12-24月未満	24月以上	計
1月分未満	1(0.2%)	15(3.5%)	13(3.0%)	3(0.7%)	-	32(7.4%)
1-2月分未満	-	23(5.3%)	15(3.5%)	2(0.5%)	-	40(9.2%)
2-3月分未満	4(0.9%)	32(7.4%)	18(4.1%)	2(0.5%)	1(0.2%)	57(13.1%)
3-4月分未満	-	41(9.4%)	19(4.4%)	1(0.2%)	2(0.5%)	63(14.5%)
4-5月分未満	2(0.5%)	24(5.5%)	17(3.9%)	2(0.5%)	-	45(10.4%)
5-6月分未満	1(0.2%)	21(4.8%)	23(5.3%)	1(0.2%)	-	46(10.6%)
6-9月分未満	-	43(9.9%)	31(7.1%)	3(0.7%)	-	77(17.7%)
9-12月分未満	-	16(3.7%)	4(0.9%)	-	-	20(4.6%)
12-18月分未満	-	19(4.4%)	13(3.0%)	1(0.2%)	-	33(7.6%)
18-24月分未満	-	1(0.2%)	1(0.2%)	2(0.5%)	-	4(0.9%)
24-36月分未満	-	12(2.8%)	2(0.5%)	-	-	14(3.2%)

36月分以上	-	2(0.5%)	1(0.1%)	-	-	3(0.7%)
計	8(1.8%)	249(57.4%)	157(36.2%)	17(3.9%)	3(0.7%)	434(100.0%)
平均値 (月分)	3.1	6.7	5.9	6.3	2.9	6.3
中央値 (月分)	2.8	4.4	4.8	4.1	3.0	4.4
第1四分位 (月分)	2.4	2.7	2.5	1.1	2.1	2.6
第3四分位 (月分)	4.2	7.8	7.2	7.7	-	7.3

### 13 弁護士の利用

労使双方とも弁護士を利用しているケースが、裁判上の和解で268件(97.5%)、労働審判で692件(91.4%)と圧倒的多数を占める中で、そうでないごくわずかなケースで何かを言えるかには疑問もあるが、労働審判の場合は労働者のみ弁護士利用が23件(3.0%)、使用者のみ弁護士利用が36件(4.8%)とそれなりの件数があるので、この両者を比較してみると、労働者のみ弁護士利用の中央値が5.4か月分、使用者のみ弁護士利用の中央値が1.9か月分と歴然とした格差がついており、この限りでは弁護士を利用した側の方がより自らにとって有利な結果を獲得できていると言えそうである。

#### (1) 裁判上の和解

表2-2-13-1 弁護士の利用状況別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	労使双方	労働者のみ	使用者のみ	双方なし	計
1月分未満	8(2.9%)	2(0.7%)	1(0.4%)	-	11(4.0%)
1-2月分未満	17(6.2%)	-	-	-	17(6.2%)
2-3月分未満	23(8.4%)	-	-	-	23(8.4%)
3-4月分未満	24(8.7%)	-	1(0.4%)	-	25(9.1%)
4-5月分未満	10(3.6%)	-	-	-	10(3.6%)
5-6月分未満	19(6.9%)	-	-	-	19(6.9%)
6-9月分未満	46(16.7%)	-	2(0.7%)	-	48(17.5%)
9-12月分未満	35(12.7%)	-	-	-	35(12.7%)
12-18月分未満	33(12.0%)	-	-	-	33(12.0%)
18-24月分未満	22(8.0%)	-	-	-	22(8.0%)
24-36月分未満	20(7.3%)	-	1(0.4%)	-	21(7.6%)
36月分以上	11(4.0%)	-	-	-	11(4.0%)
計	268(97.5%)	2(0.7%)	5(1.8%)	-	275(100.0%)
平均値 (月分)	11.4	0.9	8.8	-	11.3
中央値 (月分)	7.5	0.9	6.7	-	7.3

第1四分位（月分）	3.7	0.9	1.9	-	3.6
第3四分位（月分）	14.1	0.9	16.7	-	14.0

## (2) 労働審判

表2-2-13-2 弁護士の利用状況別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	労使双方	労働者のみ	使用者のみ	双方なし	計
1月分未満	29(3.8%)	1(0.1%)	5(0.7%)	-	35(4.6%)
1-2月分未満	73(9.6%)	-	13(1.7%)	4(0.5%)	90(11.9%)
2-3月分未満	74(9.8%)	3(0.4%)	9(1.2%)	-	86(11.4%)
3-4月分未満	92(12.2%)	4(0.5%)	2(0.3%)	-	98(12.9%)
4-5月分未満	82(10.8%)	2(0.3%)	2(0.3%)	-	86(11.4%)
5-6月分未満	69(9.1%)	4(0.5%)	-	1(0.1%)	74(9.8%)
6-9月分未満	136(18.0%)	3(0.4%)	4(0.5%)	1(0.1%)	144(19.0%)
9-12月分未満	56(7.4%)	3(0.4%)	-	-	59(7.8%)
12-18月分未満	57(7.5%)	2(0.3%)	1(0.1%)	-	60(7.9%)
18-24月分未満	17(2.2%)	1(0.1%)	-	-	18(2.4%)
24-36月分未満	4(0.5%)	-	-	-	4(0.5%)
36月分以上	3(0.4%)	-	-	-	3(0.4%)
計	692(91.4%)	23(3.0%)	36(4.8%)	6(0.8%)	757(100.0%)
平均値（月分）	6.2	6.4	2.7	3.0	6.0
中央値（月分）	4.9	5.4	1.9	1.5	4.7
第1四分位（月分）	3.0	3.0	1.0	1.0	2.8
第3四分位（月分）	7.9	9.1	3.0	5.7	7.7

## 14 雇用終了形態

雇用終了形態による月収表示の解決金額の違いは、普通解雇であろうが懲戒解雇であろうが整理解雇であろうが幅広く分布していて、ほとんど違いが見受けられない。

### (1) 裁判上の和解

表2-2-14-1 雇用終了形態別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	普通解雇	懲戒解雇	整理解雇	雇止め	自然退職	その他	計
1月分未満	4(1.5%)	4(1.5%)	1(0.4%)	1(0.4%)	-	1(0.4%)	11(4.0%)
1-2月分未満	6(2.2%)	4(1.5%)	2(0.7%)	2(0.7%)	-	3(1.1%)	17(6.2%)
2-3月分未満	12(4.4%)	3(1.1%)	2(0.7%)	2(0.7%)	2(0.7%)	2(0.7%)	23(8.4%)

3-4月分未満	9(3.3%)	3(1.1%)	2(0.7%)	6(2.2%)	1(0.4%)	4(1.5%)	25(9.1%)
4-5月分未満	4(1.5%)	4(1.5%)	-	2(0.7%)	-	-	10(3.6%)
5-6月分未満	8(2.9%)	5(1.8%)	-	2(0.7%)	1(0.4%)	3(1.1%)	19(6.9%)
6-9月分未満	20(7.3%)	13(4.7%)	8(2.9%)	4(1.5%)	1(0.4%)	2(0.7%)	48(17.5%)
9-12月分未満	12(4.4%)	8(2.9%)	5(1.8%)	4(1.5%)	3(1.1%)	3(1.1%)	35(12.7%)
12-18月分未満	15(5.5%)	3(1.1%)	5(1.8%)	4(1.5%)	3(1.1%)	3(1.1%)	33(12.0%)
18-24月分未満	12(4.4%)	4(1.5%)	2(0.7%)	1(0.4%)	1(0.4%)	2(0.7%)	22(8.0%)
24-36月分未満	10(3.6%)	4(1.5%)	3(1.1%)	2(0.7%)	1(0.4%)	1(0.4%)	21(7.6%)
36月分以上	2(0.7%)	4(1.5%)	1(0.4%)	3(1.1%)	1(0.4%)	-	11(4.0%)
計	114(41.5%)	59(21.5%)	31(11.3%)	33(12.0%)	14(5.1%)	24(8.7%)	275(100.0%)
平均値（月分）	10.8	12.6	11.6	12.1	12.5	8.2	11.3
中央値（月分）	8.0	6.3	9.1	6.7	11.0	5.3	7.3
第1四分位（月分）	3.3	4.0	6.0	3.3	4.8	2.7	3.6
第3四分位（月分）	15.1	12.0	13.1	13.7	16.3	12.6	14.0

## (2) 労働審判

表2-2-14-2 雇用終了形態別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	普通解雇	懲戒解雇	整理解雇	雇止め	自然退職	その他	計
1月分未満	16(2.1%)	5(0.7%)	1(0.1%)	6(0.8%)	1(0.1%)	6(0.8%)	35(4.6%)
1-2月分未満	37(4.9%)	11(1.5%)	7(0.9%)	13(1.7%)	5(0.7%)	17(2.2%)	90(11.9%)
2-3月分未満	42(5.5%)	5(0.7%)	8(1.1%)	13(1.7%)	3(0.4%)	15(2.0%)	86(11.4%)
3-4月分未満	45(5.9%)	15(2.0%)	20(1.3%)	14(1.8%)	4(0.5%)	10(1.3%)	98(12.9%)
4-5月分未満	41(5.4%)	7(0.9%)	14(1.8%)	4(0.5%)	5(0.7%)	15(2.0%)	86(11.4%)
5-6月分未満	51(6.7%)	5(0.7%)	6(0.8%)	7(0.9%)	2(0.3%)	3(0.4%)	74(9.8%)
6-9月分未満	62(8.2%)	25(3.3%)	22(2.9%)	17(2.2%)	3(0.4%)	15(2.0%)	144(19.0%)
9-12月分未満	29(3.8%)	10(1.3%)	10(1.3%)	1(0.1%)	2(0.3%)	7(0.9%)	59(7.8%)
12-18月分未満	29(3.8%)	18(2.4%)	4(0.5%)	6(0.8%)	1(0.1%)	2(0.3%)	60(7.9%)
18-24月分未満	7(0.9%)	2(0.3%)	5(0.7%)	2(0.3%)	-	2(0.3%)	18(2.4%)
24-36月分未満	1(0.1%)	-	-	2(0.3%)	-	1(0.1%)	4(0.5%)
36月分以上	-	-	-	1(0.1%)	-	2(0.3%)	3(0.4%)
計	360(47.6%)	103(13.6%)	87(11.5%)	86(11.4%)	26(3.4%)	95(12.5%)	757(100.0%)
平均値（月分）	5.8	6.8	6.5	6.3	4.5	5.7	6.0
中央値（月分）	5.0	6.2	5.6	3.5	3.9	3.9	4.7
第1四分位（月分）	2.9	3.2	3.2	2.4	2.6	2.0	2.8

第3四分位（月分）	7.8	9.7	8.0	6.8	5.9	6.9	7.7
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

## 15 雇用終了事由

雇用終了事由による月収表示の解決金額の違いは、労働者の行為によるものであろうが能力・属性によるものであろうが経営上の理由によるものであろうが幅広く分布していて、ほとんど違いが見受けられない。

### (1) 裁判上の和解

表2-2-15-1 雇用終了事由別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	労働者の行為	能力・属性	経営上の理由	計
1月分未満	8(2.9%)	1(0.4%)	2(0.7%)	11(4.0%)
1-2月分未満	10(3.6%)	4(1.5%)	3(1.1%)	17(6.2%)
2-3月分未満	8(2.9%)	10(3.6%)	5(1.8%)	23(8.4%)
3-4月分未満	12(4.4%)	9(3.3%)	4(1.5%)	25(9.1%)
4-5月分未満	6(2.2%)	3(1.1%)	1(0.4%)	10(3.6%)
5-6月分未満	9(3.3%)	6(2.2%)	4(1.5%)	19(6.9%)
6-9月分未満	26(9.5%)	15(5.5%)	7(2.5%)	48(17.5%)
9-12月分未満	14(5.1%)	13(4.7%)	8(2.9%)	35(12.7%)
12-18月分未満	15(5.5%)	10(3.6%)	8(2.9%)	33(12.0%)
18-24月分未満	12(4.4%)	6(2.2%)	4(1.5%)	22(8.0%)
24-36月分未満	10(3.6%)	7(2.5%)	4(1.5%)	21(7.6%)
36月分以上	7(2.5%)	2(0.7%)	2(0.7%)	11(4.0%)
計	137(49.8%)	86(31.3%)	52(18.9%)	275(100.0%)
平均値（月分）	11.8	10.2	11.7	11.3
中央値（月分）	7.0	7.7	8.7	7.3
第1四分位（月分）	3.4	3.5	3.8	3.6
第3四分位（月分）	15.4	12.6	13.9	14.0

### (2) 労働審判

表2-2-15-2 雇用終了事由別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	労働者の行為	能力・属性	経営上の理由	計
1月分未満	17(2.2%)	13(1.7%)	5(0.7%)	35(4.6%)
1-2月分未満	52(6.9%)	22(2.9%)	16(2.1%)	90(11.9%)
2-3月分未満	40(5.3%)	30(4.0%)	16(2.1%)	86(11.4%)

3-4月分未満	42(5.5%)	37(4.9%)	19(2.5%)	98(12.9%)
4-5月分未満	46(6.1%)	22(2.9%)	18(2.4%)	86(11.4%)
5-6月分未満	35(4.6%)	27(3.6%)	12(1.6%)	74(9.8%)
6-9月分未満	81(10.7%)	31(4.1%)	32(4.2%)	144(19.0%)
9-12月分未満	31(4.1%)	14(1.8%)	14(1.8%)	59(7.8%)
12-18月分未満	39(5.2%)	14(1.8%)	7(0.9%)	60(7.9%)
18-24月分未満	6(0.8%)	5(0.7%)	7(0.9%)	18(2.4%)
24-36月分未満	1(0.1%)	2(0.3%)	1(0.1%)	4(0.5%)
36月分以上	1(0.1%)	2(0.3%)	-	3(0.4%)
計	391(51.7%)	219(28.9%)	147(19.4%)	757(100.0%)
平均値 (月分)	6.0	6.0	6.1	6.0
中央値 (月分)	5.0	4.2	4.9	4.7
第1四分位 (月分)	2.8	2.8	3.0	2.8
第3四分位 (月分)	8.0	6.8	7.5	7.7

## 16 請求事項

請求事項別に月収表示の解決金額を見ると、あまり明確な傾向が見いだされなかった解決金額実額の場合に比べて、かなり興味深い傾向が見いだされる。すなわち、裁判上の和解においては、中央値で見て、バックペイ＋残業代＋慰謝料と3点フルセットで請求した者が15.0か月分と最も高くなっており、続いてバックペイ＋残業代の2点セットで請求した者が9.4か月分、バックペイ＋慰謝料の2点セットの者が7.1か月分、バックペイのみ請求が6.9か月分と徐々に低くなり、バックペイ請求なしは8件(2.9%)と少ないが、3.2か月分と一段と低くなっている。

一方労働審判では、中央値で見て、バックペイ＋残業代＋慰謝料の3点フルセット請求者とバックペイ＋残業代の2点セット請求者がいずれも6.0か月分で並び、バックペイ＋慰謝料の2点セットの者が4.2か月分、バックペイのみ請求が4.6か月分、バックペイ請求なしが3.8か月分と若干低くなっている。

### (1) 裁判上の和解

表2-2-16-1 請求事項別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	BP&残&賠	BP&残	BP&賠	BPのみ	BPなし	計
1月分未満	-	1(0.4%)	-	9(3.3%)	1(0.4%)	11(4.0%)
1-2月分未満	-	1(0.4%)	5(1.8%)	10(3.6%)	1(0.4%)	17(6.2%)
2-3月分未満	-	4(1.5%)	4(1.5%)	13(4.7%)	2(0.7%)	23(8.4%)

3-4月分未満	3(1.1%)	4(1.5%)	10(3.6%)	7(2.5%)	1(0.4%)	25(9.1%)
4-5月分未満	1(0.4%)	1(0.4%)	3(1.1%)	5(1.8%)	-	10(3.6%)
5-6月分未満	2(0.7%)	5(1.8%)	4(1.5%)	8(2.9%)	-	19(6.9%)
6-9月分未満	1(0.4%)	5(1.8%)	28(8.4%)	19(6.9%)	-	48(17.5%)
9-12月分未満	2(0.7%)	6(2.2%)	7(2.5%)	19(6.9%)	1(0.4%)	35(12.7%)
12-18月分未満	6(2.2%)	6(2.2%)	8(2.9%)	11(4.0%)	2(0.7%)	33(12.0%)
18-24月分未満	4(1.5%)	4(1.5%)	7(2.5%)	7(2.5%)	-	22(8.0%)
24-36月分未満	6(2.2%)	4(1.5%)	5(1.8%)	6(2.2%)	-	21(7.6%)
36月分以上	-	2(0.7%)	1(0.4%)	8(2.9%)	-	11(4.0%)
計	25(9.1%)	43(15.6%)	77(28.0%)	122(44.4%)	8(2.9%)	275(100.0%)
平均値 (月分)	15.8	12.1	9.7	11.4	6.2	11.3
中央値 (月分)	15.0	9.4	7.1	6.9	3.2	7.3
第1四分位 (月分)	6.4	4.5	4.0	2.8	1.5	3.6
第3四分位 (月分)	29.4	15.4	12.3	12.1	11.9	14.0

## (2) 労働審判

表2-2-16-2 請求事項別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	BP&残&賠	BP&残	BP&賠	BPのみ	BPなし	計
1月分未満	1(0.1%)	1(0.1%)	12(1.6%)	21(2.8%)	-	35(4.6%)
1-2月分未満	2(0.3%)	5(0.7%)	23(3.0%)	56(7.4%)	4(0.5%)	90(11.9%)
2-3月分未満	3(0.4%)	9(1.2%)	25(3.3%)	46(6.1%)	3(0.4%)	86(11.4%)
3-4月分未満	3(0.4%)	7(0.9%)	30(4.0%)	57(7.5%)	1(0.1%)	98(12.9%)
4-5月分未満	7(0.9%)	5(0.7%)	17(2.2%)	56(7.4%)	1(0.1%)	86(11.4%)
5-6月分未満	5(0.7%)	5(0.7%)	25(3.3%)	38(5.0%)	1(0.1%)	74(9.8%)
6-9月分未満	11(1.5%)	13(1.7%)	33(4.4%)	83(11.0%)	4(0.5%)	144(19.0%)
9-12月分未満	1(0.1%)	10(1.3%)	12(1.6%)	36(4.8%)	-	59(7.8%)
12-18月分未満	6(0.8%)	8(1.1%)	14(1.8%)	30(4.0%)	2(0.3%)	60(7.9%)
18-24月分未満	2(0.3%)	3(0.4%)	2(0.3%)	11(1.5%)	-	18(2.4%)
24-36月分未満	2(0.3%)	-	-	2(0.3%)	-	4(0.5%)
36月分以上	-	-	2(0.3%)	1(0.1%)	-	3(0.4%)
計	43(5.7%)	66(6.7%)	195(25.6%)	437(57.7%)	16(2.12%)	757(100.0%)
平均値 (月分)	8.3	7.1	5.7	5.8	5.0	6.0
中央値 (月分)	6.0	6.0	4.2	4.6	3.8	4.7
第1四分位(月分)	4.4	3.0	2.5	2.8	1.8	2.8



第3四分位(月分)	10.5	10.1	7.0	7.5	7.7	7.7
-----------	------	------	-----	-----	-----	-----

## 17 請求金額

請求金額と月収表示の解決金額との間にはかなりの相関関係が認められる。裁判上の和解では相関係数が0.354\*\*（1%水準で有意）、労働審判では相関係数が0.154\*\*（1%水準で有意）である。しかしながらその分布はかなり大きく、相関関係はかなり緩やかといえる。なお、平成調査では請求金額を正確に採取していなかったため、令和調査と比較できない。

### (1) 裁判上の和解

表2-2-17-1 請求金額別に見た月収表示の解決金額(和解令和)

	1-100万円未満	100-300万円未満	300-千万円未満	千-3千万円未満	3千万円以上	計
1月分未満	2(0.7%)	4(1.5%)	4(1.5%)	1(0.4%)	-	11(4.0%)
1-2月分未満	-	3(1.1%)	10(3.6%)	3(1.1%)	1(0.4%)	17(6.2%)
2-3月分未満	1(0.4%)	3(1.1%)	8(2.9%)	9(3.3%)	1(0.4%)	22(8.0%)
3-4月分未満	2(0.7%)	1(0.4%)	11(4.0%)	11(4.0%)	-	25(9.1%)
4-5月分未満	1(0.4%)	2(0.7%)	3(1.1%)	2(0.7%)	2(0.7%)	10(3.6%)
5-6月分未満	-	1(0.4%)	10(3.6%)	8(2.9%)	-	19(6.9%)
6-9月分未満	-	8(2.9%)	27(9.9%)	12(4.4%)	1(0.4%)	48(17.5%)
9-12月分未満	-	4(1.5%)	15(5.5%)	14(5.1%)	2(0.7%)	35(12.8%)
12-18月分未満	-	2(0.7%)	23(8.4%)	7(2.6%)	1(0.4%)	33(12.0%)
18-24月分未満	1(0.4%)	-	11(4.0%)	9(3.3%)	1(0.4%)	22(8.0%)
24-36月分未満	-	1(0.4%)	6(2.2%)	12(4.4%)	2(0.7%)	21(7.6%)
36月分以上	-	-	3(1.1%)	5(1.8%)	3(1.1%)	11(4.0%)
計	7(2.6%)	29(10.6%)	131(47.8%)	93(33.9%)	14(5.1%)	274(100.0%)
平均値(月分)	5.0	6.3	10.0	12.8	27.5	11.3
中央値(月分)	3.0	6.0	8.0	9.0	12.8	7.3
第1四分位(月分)	0.9	2.1	4.0	3.8	4.6	3.6
第3四分位(月分)	4.0	9.4	13.8	20.5	35.9	14.0

### (2) 労働審判

表2-2-17-2 請求金額別に見た月収表示の解決金額(審判令和)

	1-100万円未満	100-300万円未満	300-千万円未満	千-3千万円未満	3千万円以上	計
1月分未満	2(0.3%)	18(2.4%)	14(1.9%)	-	1(0.1%)	35(4.7%)
1-2月分未満	14(1.9%)	33(4.4%)	37(4.9%)	5(0.7%)	1(0.1%)	90(12.0%)

2-3月分未満	7(0.9%)	42(5.6%)	33(4.4%)	2(0.3%)	1(0.1%)	85(11.3%)
3-4月分未満	9(1.2%)	45(6.0%)	36(4.8%)	7(0.9%)	-	97(12.9%)
4-5月分未満	10(1.3%)	43(5.7%)	28(3.7%)	4(0.5%)	1(0.1%)	86(11.5%)
5-6月分未満	5(0.7%)	36(4.8%)	28(3.7%)	5(0.7%)	-	74(9.9%)
6-9月分未満	14(1.9%)	60(8.0%)	62(8.3%)	4(0.5%)	1(0.1%)	141(18.8%)
9-12月分未満	4(0.5%)	21(2.8%)	27(3.6%)	7(0.9%)	-	59(7.9%)
12-18月分未満	3(0.4%)	17(2.3%)	32(4.3%)	6(0.8%)	-	58(7.7%)
18-24月分未満	1(0.1%)	2(0.3%)	11(1.5%)	4(0.5%)	-	18(2.4%)
24-36月分未満	-	1(0.1%)	-	3(0.4%)	-	4(0.5%)
36月分以上	-	-	2(0.3%)	1(0.1%)	-	3(0.4%)
計	69(9.2%)	318(42.4%)	310(41.3%)	48(6.4%)	5(0.7%)	750(100.0%)
平均値 (月分)	4.9	5.1	6.6	9.9	3.0	6.0
中央値 (月分)	4.1	4.2	5.2	7.1	2.9	4.7
第1四分位 (月分)	2.0	2.8	2.8	3.8	1.2	2.8
第3四分位 (月分)	6.4	6.9	8.4	14.2	5.0	7.7

---

労働政策研究報告書 No. 226

労働審判及び裁判上の和解における雇用終了事案の比較分析

発行年月日 2023年 3月 31日  
編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23  
(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104  
印刷・製本 有限会社 正陽印刷

---

©2023 JILPT

Printed in Japan

\*労働政策研究報告書全文はホームページで提供しております。(URL:<https://www.jil.go.jp/>)